

## 第4章

### 施策展開

# 1 施策体系図

本計画においては、基本理念及び3つの基本目標の実現を図るため、次のとおり9つの重点施策を推進します。

基本理念	基本目標	重点施策	施策展開の方向性
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">                     住み慣れた地域で支え合い 誰もがよりよく生きる 「健康・福祉」のまち                      (地域包括ケアシステムの深化・推進)                 </p>	<p>I 地域とつながり、誰もが生きがいを持ち活躍できる環境づくり</p>	<p>1 高齢者が活躍できる環境づくり</p>	<p>(1) 高齢者の就労促進と社会参加の機会づくり (2) 高齢者の多様な交流・活動の促進</p>
	<p>II 心身の状態改善、健康寿命の延伸につながるサービスの充実</p>	<p>2 支え合いの地域社会づくり</p>	<p>(1) 地域の支え合い活動を進める体制づくり (2) 多様な主体による地域活動の活性化 (3) 地域に根差した相談支援体制の充実・強化 (4) 高齢者虐待の防止と権利擁護の推進</p>
	<p>III 医療や介護が必要となっても、なじみの地域で暮らしていける仕組みづくり</p>	<p>3 健康寿命を延伸する健康づくりの推進</p>	<p>(1) 主体的かつ一体的な健康づくりの促進 (2) 健康づくりを地域全体で支援する環境づくり</p>
	<p>III 医療や介護が必要となっても、なじみの地域で暮らしていける仕組みづくり</p>	<p>4 状態の改善につながる介護予防・生活支援サービス等の提供</p>	<p>(1) 介護予防センターの専門性をいかした予防事業の推進 (2) 介護予防・生活支援サービス事業の充実 (3) 生活支援・福祉サービスの提供</p>
	<p>III 医療や介護が必要となっても、なじみの地域で暮らしていける仕組みづくり</p>	<p>5 在宅医療・介護連携の推進</p>	<p>(1) 在宅を支える基盤づくり(人材育成) (2) 在宅への流れの構築(多職種連携) (3) 市民がつくる在宅医療(意識醸成) (4) 地域包括ケアの深化に向けた取組 (5) 在宅介護の推進</p>
	<p>III 医療や介護が必要となっても、なじみの地域で暮らしていける仕組みづくり</p>	<p>6 認知症施策の推進</p>	<p>(1) 認知症に関する正しい知識の普及啓発 (2) 認知症への備えとしての取組の推進 (3) 認知症に対する医療・介護連携の推進 (4) 認知症の人と家族への支援の強化 (5) 地域における認知症への理解の浸透と地域支援体制の充実・強化</p>
	<p>III 医療や介護が必要となっても、なじみの地域で暮らしていける仕組みづくり</p>	<p>7 安心・快適な住まい等の確保</p>	<p>(1) 安定した住まいの確保 (2) 安心・快適な住環境づくり</p>
	<p>III 医療や介護が必要となっても、なじみの地域で暮らしていける仕組みづくり</p>	<p>8 最適な介護サービスの提供</p>	<p>(1) 在宅系サービスの適正な提供 (2) 施設・居住系サービスの適正な提供</p>
	<p>III 医療や介護が必要となっても、なじみの地域で暮らしていける仕組みづくり</p>	<p>9 介護サービスの適切な運営</p>	<p>(1) 介護人材の確保・育成・離職防止、生産性の向上 (2) 介護保険サービスの質の確保と向上</p>

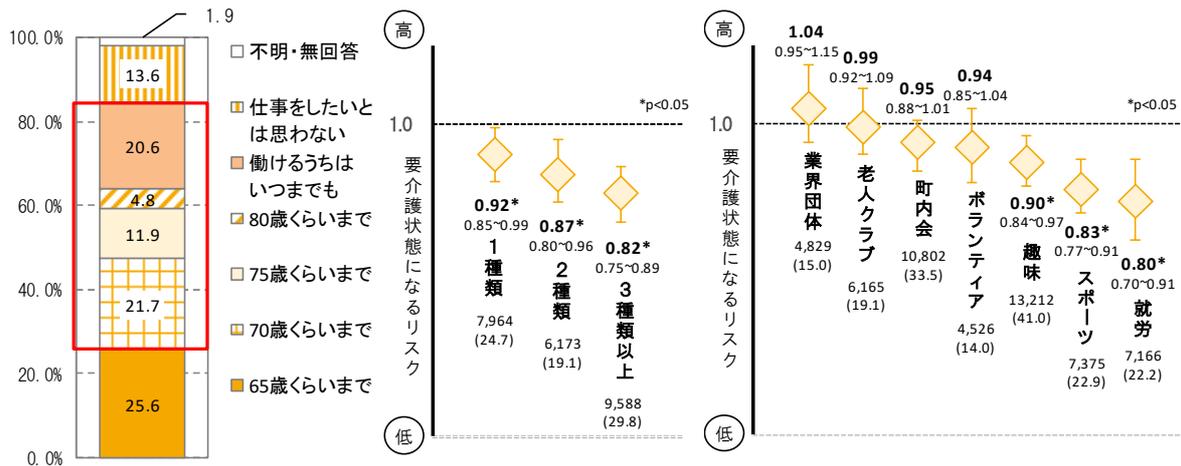
重点施策1

高齢者が活躍できる環境づくり

現状

- 国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成29年4月推計）によると、日本の高齢化率は今後も上昇し、高齢者1人に対する生産年齢人口は、平成27年の2.3人から、令和22(2040)年には1.5人へ減少することが見込まれています。岡山市においても、長期的に高齢化の進行が続く一方で、生産年齢人口、年少人口の減少も続く見通しであり、地域社会では担い手の不足・高齢化が進行しています。
- 国の「高齢者の経済生活に関する調査（令和元年度）」によると、60歳以上の人の約6割が65歳を超えても就労したいと考えています。高齢者の就労意欲に対し、国においても生涯現役社会の実現に向けて、令和2年度から、65歳以上の雇用に対する企業への助成を拡充するなど、高齢者雇用の制度が整いつつあります。
- 日本老年学的評価研究機構の全国調査に基づく千葉大学の分析結果によると、要介護状態になるリスクは、就労により2割減少し、また、社会参加の種類が多いほどリスクが低くなる傾向がみられます。
- 岡山市の高齢者の約8割は、要介護認定を受けていない比較的元気な高齢者であり、高齢者の活躍や社会参加による健康・生きがいづくりや介護予防、さらには地域社会の活性化につながるため、支え手となりうる高齢者への効果的なアプローチが求められています。
- 平成30年度介護報酬改定に関する審議報告では、今後の課題として「介護サービス利用者が社会に参加・貢献する取組を、事業所が後押しするための方策について、運営基準やその評価のあり方等を含め、引き続き検討していくべきである」とされています。

■何歳まで収入を伴う仕事をしたい、 ■社会参加の種類別要介護リスク  
又は、したかったか



出典:内閣府「高齢者の経済生活に関する調査(R1)」

出典:「井出一茂(千葉大学)就労、スポーツ・趣味グループへの参加は都市でも農村でも要介護リスクを10-24%抑制. JAGES Press Release No: 212-20-3」

## 第7期計画の主な取組・評価

## ◇高齢者の就労や社会貢献活動の機会の創出

生涯現役応援センターにおいて高齢者の就労やボランティア等の社会参加支援を行い、平成30年度末の登録者数は443人、平成27年度から30年度のボランティアを中心としたマッチング件数は741件と、一定の成果を上げました。一方で、高齢者の就労ニーズの社会的な高まりに対し、就労支援体制が十分ではなかったことから、令和元年8月から、SIBの手法を使い民間のノウハウをいかした就労専門窓口として、生涯現役応援センターを再編した生涯かつやく支援センターを開設し、就労後のフォローも含めたきめ細かい就労支援を行い、マッチング率向上を図っています。

## ◇高齢者の地域活動への参加促進

地域社会における高齢者の活躍の場づくり、仲間づくり、外出機会の提供による健康・生きがいを進めています。価値観の多様化等により、老人クラブへの登録者数は減少傾向にあります。

主な指標（単位）	H30	R1
生涯現役応援センター（令和元年度は生涯かつやく支援センター）登録者数（人）	443	351
老人クラブ会員数（人）	32,708	31,551

## 課題認識・基本的な考え方

- 高齢者がこれまで培ってきた知識や経験をいかし、地域や社会で役割を持って活躍できるよう、就労や社会貢献・参加活動の場や機会を一層充実させるとともに、高齢者が希望する活動内容と活動先とのマッチング機能や情報提供機能、相談・支援体制の強化を図る必要があります。
- 高齢者が要介護状態になっても、介護サービスを受けるだけでなく、前向きかつ意欲的に生活していくための選択肢として、就労や社会貢献・参加活動が選択できる仕組みを構築していく必要があります。
- 老人クラブをはじめ高齢者の自主的な活動や多様な交流を支援し、生きがいや健康づくりにつなげる必要があります。

施策展開の方向性

(1) 高齢者の就労促進と社会参加の機会づくり

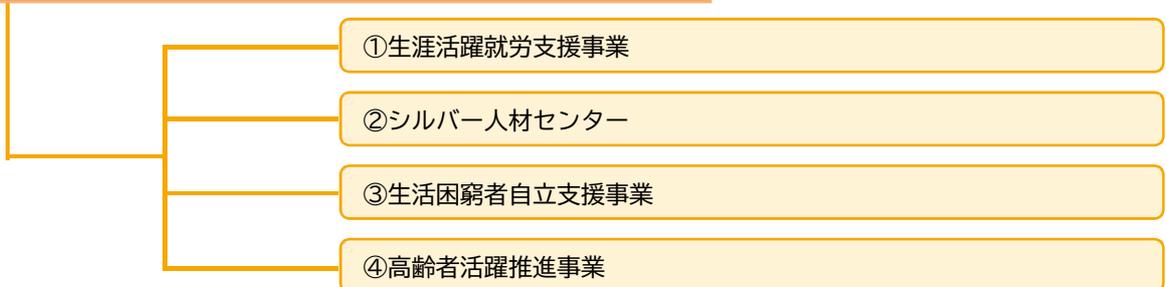
- ・ 高齢者一人ひとりの多様なニーズに柔軟に対応できるように、就労を中心に多様なマッチング先を開拓し、高齢者が新たな担い手として活躍でき、社会に積極的に参加する機会を拡充します。
- ・ 特に、就労に関する相談・支援体制を引き続き充実・強化していきます。
- ・ 各就労支援機関や関連機関の連携を強化し、高齢者がわかりやすく、利用しやすい相談・支援体制を整備します（岡山市の生涯かつやく支援センター、シルバー人材センター、寄り添いサポートセンター、岡山市社会福祉協議会のボランティアセンター、ハローワーク岡山等）。
- ・ 要介護状態になっても、利用者の能力・意欲に応じて、社会とつながりながら活躍できるように、介護事業所において就労や社会貢献・参加活動を提供する仕組みの構築をめざします。
- ・ 高齢者が地域や社会へ積極的に参加できる機会を提供し、高齢者の仲間づくり、生きがいや健康づくりを推進します。

(2) 高齢者の多様な交流・活動の促進

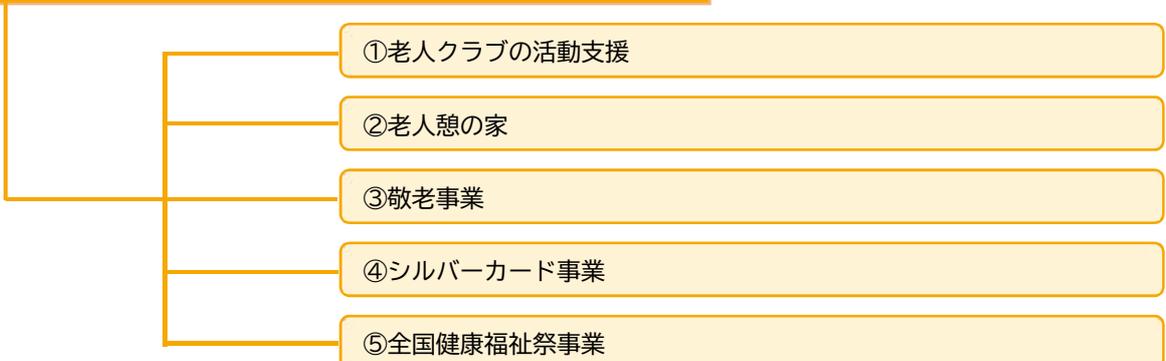
- ・ 様々な機会を通じて、地域や社会とつながっていない高齢者の社会参加を促進し、高齢者同士や高齢者と地域住民等との多様な交流を創出します。

【重点施策1の施策展開の方向性と主な事業】

(1) 高齢者の就労促進と社会参加の機会づくり

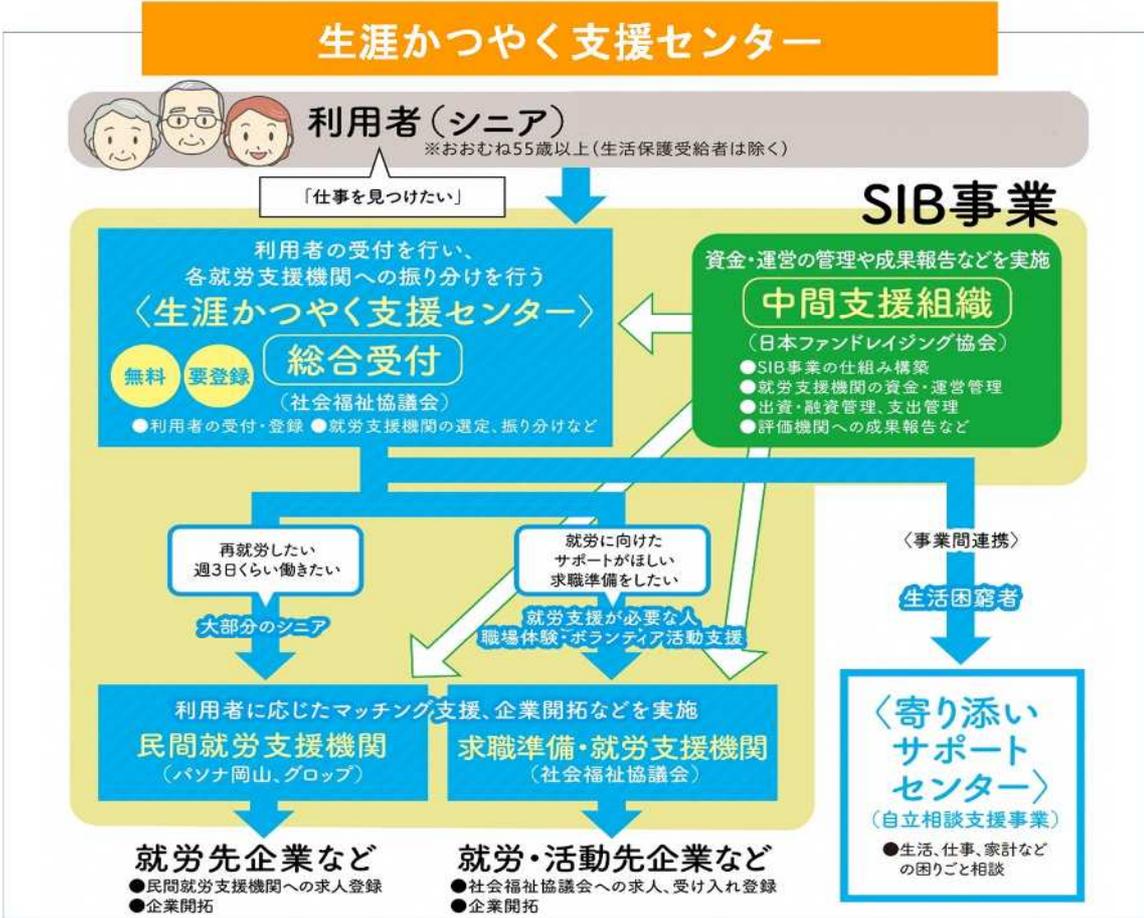


(2) 高齢者の多様な交流・活動の促進



主な事業

(1) 高齢者の就労促進と社会参加の機会づくり

<p>①生涯活躍就労支援事業</p>	<p>担当課</p>	<p>地域包括ケア推進課</p>
<p>概要</p>	<p>・高齢者等誰もが地域や社会で役割を持って活躍できるよう、生涯かつやく支援センターにおいて、意欲のある高齢者の能力・経験をいかした就労・社会参加を支援します。</p>	
<p>現状</p>	<p>・生涯かつやく支援センターを総合受付窓口とし、利用者のニーズに対応した就労支援機関(民間支援機関・社会福祉協議会)において、企業との労働条件の調整を行うなど、一人ひとりに寄り添った就労支援を行っています。</p> <p>・企業開拓にあたり高齢者雇用に対する理解を求め、同意を得た企業を協力企業として登録しており、登録企業数は順調に増加しています。</p>  <p>The flowchart illustrates the 'Career Support Center' (生涯かつやく支援センター) process. At the top, 'Users (Seniors)' (利用者(シニア)) are shown, with a note that those aged 55 and over (excluding those receiving social security benefits) are included. They express a desire to 'find work' (「仕事を見つめたい」). The center provides a 'Comprehensive Reception' (総合受付) service, which is free and requires registration. This service involves receiving users and distributing them to various job support organizations. A 'SIB Business' (SIB事業) section is also shown, managed by 'Intermediate Support Organizations' (中間支援組織) like the Japan Fundraising Association, which handles financial management, SIB business structure, and evaluation. From the center, users are categorized into two groups: 'Most seniors' (大部分のシニア) who want to 're-employment' (再就労したい) or work '3-4 days a week' (週3日くらい働きたい), and those who need 'job support' (就労支援が必要な人) for 'job preparation' (就職準備) or 'job experience/volunteer support' (職場体験・ボランティア活動支援). The center provides 'Matching support and business development' (利用者に応じたマッチング支援、企業開拓など) through 'Private Job Support Organizations' (民間就労支援機関) like Panasonic Gunma Group, and 'Job preparation and job support' (就職準備・就労支援) through 'Job Preparation and Job Support Organizations' (就職準備・就労支援機関) like the Social Welfare Association. This leads to 'Job-first companies' (就労先企業など) and 'Job/Activity-first companies' (就労・活動先企業など). A separate path for 'Life-poor' (生活困窮者) leads to a 'Support Center' (寄り添いサポートセンター) for 'Independent consultation support' (自立相談支援事業), providing support for life, work, and family issues.</p>	
<p>方針</p>	<p>・高齢者一人ひとりのニーズに応じた丁寧なマッチング支援や就労定着支援を行うとともに、多様なマッチング先の開拓により、高齢者が社会に積極的に参加する機会を拡充します。</p> <p>・企業等に対し、引き続き高齢者等の雇用に関する意識改革や労働条件の見直し等の理解を求め、高齢者の働きやすい職場環境づくりを促進します。</p> <p>・シルバー人材センターや寄り添いサポートセンター等の各就労支援機関との対象者の住み分けを明確化し、連携を強化することで、高齢者がわかりやすく、利用しやすい相談・支援体制を整備します。</p>	

実績・目標値	表 生涯現役応援センターへの登録者数(令和元年度は7月末まで)						単位:人
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	420	540	660	—	—	—
	実績 (R2は見込み)	443	474	—			
	表 生涯かつやく支援センターが就労に繋げた人数(令和元年度は8月以降)						単位:人
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
計画	—	—	—	150	150	150	
実績 (R2は見込み)	—	26	150				

②シルバー人材センター		担当課	地域包括ケア推進課				
概要	<p>・シルバー人材センターは、会員登録した高齢者の希望に応じて、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な就業の機会を提供する組織です。センターの活動を支援し、高齢者の就業機会を拡大させるとともに、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進させます。</p>						
現状	<p>・会員数については、再雇用制度や他の高齢者就労支援制度等の影響もある中、目標値には達していませんが、ここ数年ほぼ横ばいを保っています。</p> <p>・派遣コーディネーターの企業訪問等により、仕事の受注状況は、件数・契約金額ともに拡大しています。</p> <p>・岡山市の支援としては、経営安定化のために補助金を交付しています。</p>						
方針	<p>・高齢者の生きがいの充実、福祉の増進及び社会参加の推進を図るため、引き続き、補助金交付を行うとともに、会員拡大や業務効率化のための技術的助言等を行っていきます。</p>						
実績・目標値	表 シルバー人材センターの会員数						単位:人
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	1,770	1,800	1,830	1,600	1,610	1,620
実績 (R2は見込み)	1,597	1,588	1,590				

<b>③生活困窮者自立支援事業</b>		<b>担当課</b>	生活保護・自立支援課
<b>概要</b>	・寄り添いサポートセンターにおいて、生活困窮者からの相談を幅広く受け、既存の制度・福祉サービス等を活用し、専門支援機関等と連携しながら、一人ひとりの状況に応じて、生活の安定に向けた支援を行います。		
<b>現状</b>	・寄り添いサポートセンターでは、経済的困窮に限らず、生活全般にわたる困りごとを抱えた人を対象に、支援員が相談者に寄り添いながら、一人ひとりの状況に応じて、家計収支の改善・家計管理能力の向上をめざした家計相談支援や、福祉ジョブ・サポート・スペース岡山事業*の活用、独自の職業紹介など、個別支援プランを作成し、それぞれがめざす自立に向けた支援をしています。		
<b>方針</b>	・就労支援については、体力や年齢、就労可能時間など、対象者の状態に応じたオーダーメイドの職業の紹介、定着を支援し、社会とのつながりの構築や経済的自立を促すとともに、多様な活躍を推進していきます。		

<b>④高齢者活躍推進事業</b>		<b>担当課</b>	医療政策推進課
<b>概要</b>	・高齢者が要介護状態になっても、いつまでも住み慣れた地域で生きがいを持って暮らしていけるように、介護事業所で就労・社会参加活動が可能となるような取組や啓発活動等を実施します。		
<b>現状</b>	・介護事業所において、利用者が就労・社会参加活動を実施できるよう国との協議を進めていくと同時に、介護事業所に対する研修会等を実施することで、介護事業所における就労・社会参加活動について普及啓発活動を進めています。		
<b>方針</b>	・研修会やワークショップ等を実施し、就労・社会参加活動に取り組む意義を正しく理解してもらいながら、市内での事例を創設していきます。		
<b>目標値</b>	表 事業参加デイサービス事業所数		単位：事業所
		R3 (2021)	R4 (2022)
	計画	5	10

\* 福祉ジョブ・サポート・スペース岡山事業：岡山市と岡山公共職業安定所が、市内3箇所に生活保護受給者など低所得者層を対象にした福祉と就労を一体的に支援する窓口を設置し、個々の対象者に応じた就労支援を行う事業

## (2) 高齢者の多様な交流・活動の促進

①老人クラブの活動支援		担当課	高齢者福祉課				
概要	・町内会等の地域単位における概ね 60 歳以上の住民からなる自主的な組織である老人クラブが実施する、ボランティア・社会参加活動や、生きがい・健康づくり活動等を支援します。						
現状	・老人クラブ連合会や単位老人クラブが行う活動の事業費の一部を補助しています。 ・近年、雇用形態の変化やライフスタイル、価値観の多様化等からクラブ数・会員数が減少しています。						
方針	・クラブ数や会員数が増加するよう、より一層の加入促進や活動の活性化に努めます。 ・クラブ活動を通じ、高齢者の活躍の場や仲間づくり、外出機会の提供に努め、健康・生きがいの向上に取り組みます。						
実績・目標値	表 クラブ・会員数						単位:クラブ(人)
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	573 (33,276)	576 (33,366)	579 (33,456)	550 (30,973)	553 (31,063)	556 (31,153)
実績 (R2 は見込み)	565 (32,708)	550 (31,551)	547 (30,883)				

②老人憩の家		担当課	高齢者福祉課				
概要	・高齢者に対して低廉かつ健全な保健休養、教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、高齢者の心身の健康増進を図ります。						
現状	・市内 14 箇所(岩井、大井、清輝、富原、松尾、財田、宿毛、雄神、興除、川張、彦崎、都、都六区、錦六区)に設置しており、地域の高齢者の活動に利用されています。						
方針	・利用者の安全を確保しながら、適切に管理運営を行っていきます。						

③敬老事業		担当課	高齢者福祉課				
概要	・高齢者の長寿を祝福し、高齢者に対する敬愛の精神と高齢者福祉への理解と関心を高めるとともに、高齢者自らも生きがいを高め、生活意欲の向上を図ります。						
現状	・敬老会行事の支援や満 100 歳者への記念品贈呈を行っています。 ・高齢者人口が増加することから、対象者の増加が見込まれます。						
方針	・高齢者の生きがいを高めるため、引き続き事業を実施します。						

④シルバーカード事業		担当課	高齢者福祉課
概要	・65 歳以上の高齢者にシルバーカードを交付し、割引制度のある公共施設の利用の利便性を図り、社会への参加の促進や生きがいの高揚を図ります。		
現状	・シルバーカードは 65 歳に達する前年度末(3 月下旬)に一斉に発送し、転入者には概ね転入の翌月に発送しています。		
方針	・高齢者が積極的に施設を利用することで、閉じこもり予防や生きがいづくりに効果があり、今後も高齢者の生きがい活動の促進を行います。		

⑤全国健康福祉祭事業		担当課	高齢者福祉課
概要	・あらゆる世代の人たちが楽しみ、交流を深めることができる総合的な祭典である全国健康福祉祭(ねんりんピック)の開催地へ、60 歳以上の高齢者を派遣し、仲間づくりや世代交流を促進するとともに、高齢者の生きがいと健康づくりを推進します。		
現状	・全国健康福祉祭(ねんりんピック)の開催地へ岡山市選手団を派遣しています。		
方針	・引き続き、選手団の派遣を通じ、高齢者の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成をめざします。		

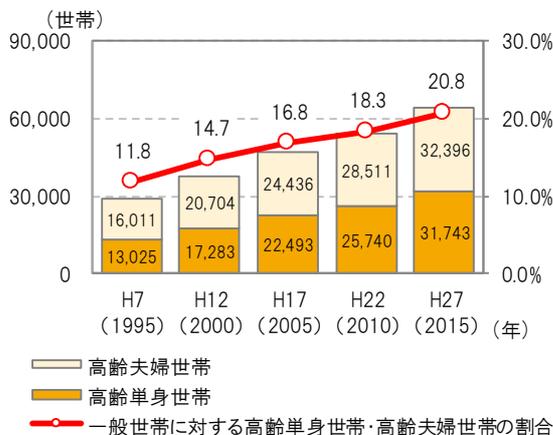
## 重点施策2

## 支え合いの地域社会づくり

## 現状

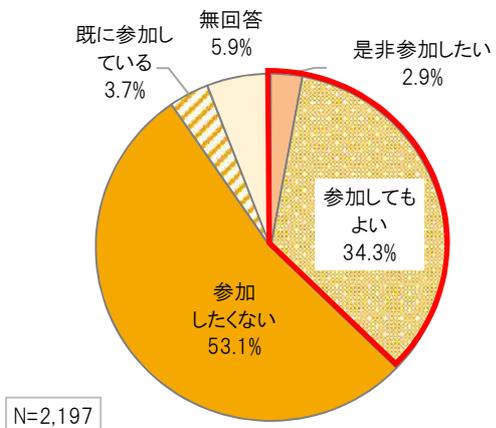
- 岡山市の高齢者人口が増加を続ける中、高齢者のみ世帯も増加し続けており、高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯は、平成7年から平成27年の20年間で約2.2倍に増加しています。これに伴い、公的サービスや制度では対応できない、困りごとなどの生活支援ニーズが今後ますます増加することが予想されます。
- 岡山市では、町内会等の地縁団体やボランティア、NPO、民間事業者等で構成される安全・安心ネットワークが、市内96小学校区・地区で、地域福祉活動を含む地域の実情に応じた活動を行っており、市民の地域活動への参加は平成27年度以降増加傾向にあります。一部の地縁団体においては、担い手の高齢化・固定化という課題もみられます。
- 岡山市高齢者実態把握調査をみると、非認定者の約4割が、グループ活動による地域づくりを進める際に、「企画・運営（お世話役）として参加してもよい」と回答しており、こうした地域に潜在する担い手が、地域社会において活躍できるよう、地域の生活支援ニーズとのマッチングを図ることが求められています。
- 市内各地域で高齢化率や地域コミュニティの状況が大きく異なることから、各地域の実情や課題に応じた、身近な地域での支え合いの取組が求められています。
- 高齢者虐待や消費者被害、老老介護・認認介護など、高齢者を取り巻く課題は年々増加し、複雑・多様化しています。また、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）や障害のある子と要介護の親の問題など、世帯単位で支援につなげていく必要のある複合的な課題も顕在化しています。
- 新型コロナウイルス感染症が拡大する中、高齢者が外出を控えたり、人との交流を行わなくなったりすることで、心身機能が低下する生活不活発病となることが全国的な課題となっています。また、高齢者の支援団体等についても、見守りをはじめとする支え合い活動が実施しにくくなっています。

■岡山市の高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯



出典：総務省「国勢調査」

■非認定者の地域づくり活動（企画・運営）への参加意向



出典：岡山市高齢者実態把握調査(R1)

## 第7期計画の主な取組・評価

## ◇地域の支え合い活動を進める体制づくり

地域住民等が主体で行う支え合い活動を支援する支え合い推進員について、平成30年度には6福祉区に各1名、さらに令和2年度には日常生活圏域（中学校区）をベースに活動する推進員を14名配置したことにより、身近な地域での助け合いの仕組みづくりについて地域住民や各種団体等が話し合う場である、地域支え合い推進会議（第2層協議体）の設置を支援する体制が整いました。

さらに、関係機関とも協働しながら、地域への支援を行ったことで、地域支え合い推進会議の設置地域は着実に増加しており、地域の支え合い活動を進める体制は充実しつつあります。

しかし、話し合いの場はできたものの、地域の実情に応じて、地域課題の抽出や解決策の検討などに時間を要することもあり、実際に生活支援等の活動を実施しているところは19小学校区・地区（令和2年10月末時点）となっています。

活動の創出にあたっては、地域住民による主体的な取組を推進するために、担い手の養成・発掘を行うだけでなく、地縁組織や社会福祉法人等、生活支援サービスの提供主体同士が連携することも重要であり、地域住民だけでは解決できない課題に対応するためにも、支え合い推進員が継続的なサポートを行い体制の強化を図っていく必要があります。

## ◇地域に根差した相談支援体制の充実・強化

地域における高齢者の包括的な支援体制を充実・強化するため、地域包括支援センターの人員体制づくりや業務改善に計画的に取り組み、年々増加する相談業務等に適切に対応しました。一方、自らSOSを出せない高齢者の早期発見・支援ニーズはさらに高まってきており、引き続き地域の高齢者情報の効果的な把握や、関係機関との連携強化が必要です。

主な指標（単位）	H30	R1
生活支援サポーター養成数（人：累計）	1,249	1,362
地域包括支援センターの延べ相談受付件数（件）	55,940	60,375

## 課題認識・基本的な考え方

- 高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられるよう、高齢者自身を含めた地域住民や、ボランティア・NPO、医療・介護等の関係機関・事業者等が、それぞれの特性をいかながら連携・協働し、多様な経路で社会とつながり参画ができ、日常生活を支え・見守る体制を充実・強化していく必要があります。
- 地域共生社会の実現に向け、住民だけでなく、障害者施設や特別養護老人ホームなどの社会福祉法人が、積極的に地域づくりへ貢献できるよう、地域の実情に応じた福祉サービスの提供等に取り組める環境整備を進める必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響下においても地域における高齢者の孤立を防ぎ、つながりを維持するため、感染防止対策や様々な工夫をしながら地域活動を継続するための支援や、新しい活動の創出支援が必要です。

## 施策展開の方向性

**(1) 地域の支え合い活動を進める体制づくり**

- ・支え合い推進員が中心となり、関係機関等と協働して、地域においてきめ細やかにニーズの把握と支援を行うことにより、小学校区単位を基本に地域支え合い推進会議の設置をさらに進めるとともに、見守り、生活支援、居場所づくりといった地域の支え合い活動の創出・充実を推進します。
- ・また、地域活動の担い手である生活支援サポーターを養成・発掘するため、市民が立ち寄りやすい会場で養成講座を開催するなど、実施内容の充実を図り、地域活動へ結びつくよう支援を強化します。
- ・地域づくりに携わる関係部署・機関が地域への支援について情報共有し、協働による支え合いの地域づくりを推進します。
- ・支え合い推進員が、地域住民と社会福祉法人等による地域活動の取組状況等についての情報共有や意見交換をする場を設け、つながりづくりを促しながら、多様な主体による支え合いの体制づくりと新たな地域活動の創出を推進します。
- ・支え合い推進員が、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、感染防止対策を実践しながら、地域における人と人とのつながりづくりを進めている好事例を紹介するとともに、地域での支え合い活動を支援します。

**(2) 多様な主体による地域活動の活性化**

- ・地域住民や地域の各種団体、関係機関によるそれぞれの地域の見守り・支え合い活動を活性化し、引き続き高齢者が安心・安全に暮らせる地域づくりを進めます。

**(3) 地域に根差した相談支援体制の充実・強化**

- ・複合的な課題を抱えた世帯に対して多機関が協働し、適切な支援につなげていく総合相談支援体制づくりを着実に進めていきます。
- ・地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターの機能を強化するため、地域の医療・介護・福祉関係者との顔の見える関係づくりを進めるとともに、子や孫の世代にも広く相談窓口を周知するなど、支援が必要な高齢者を早期発見し、適切な支援につなげるための実態把握に取り組みます。
- ・地域ケア会議等を活用し、地域課題の把握・整理や、地域に関わる関係者等での情報共有を進め、政策形成につなげます。

**(4) 高齢者虐待の防止と権利擁護の推進**

- ・関係機関と連携し、高齢者虐待の早期発見、迅速な対応・支援に取り組むとともに、岡山市成年後見センターの運営により、成年後見制度をはじめとする権利擁護が必要な人の制度利用を支援します。

【重点施策2の施策展開の方向性と主な事業】

(1) 地域の支え合い活動を進める体制づくり

- ①生活支援体制整備事業
- ②生活・介護支援サポーターの養成

(2) 多様な主体による地域活動の活性化

- ①安全・安心ネットワーク
- ②民生委員・児童委員活動
- ③社会福祉法人岡山市社会福祉協議会
- ④公益財団法人岡山市ふれあい公社
- ⑤高齢者・子どもの見守りネットワーク事業
- ⑥消費者育成・相談事業
- ⑦要配慮者（災害時要援護者）の避難支援

(3) 地域に根差した相談支援体制の充実・強化

- ①地域包括支援センター運営事業
- ②地域ケア会議
- ③多機関協働事業

(4) 高齢者虐待の防止と権利擁護の推進

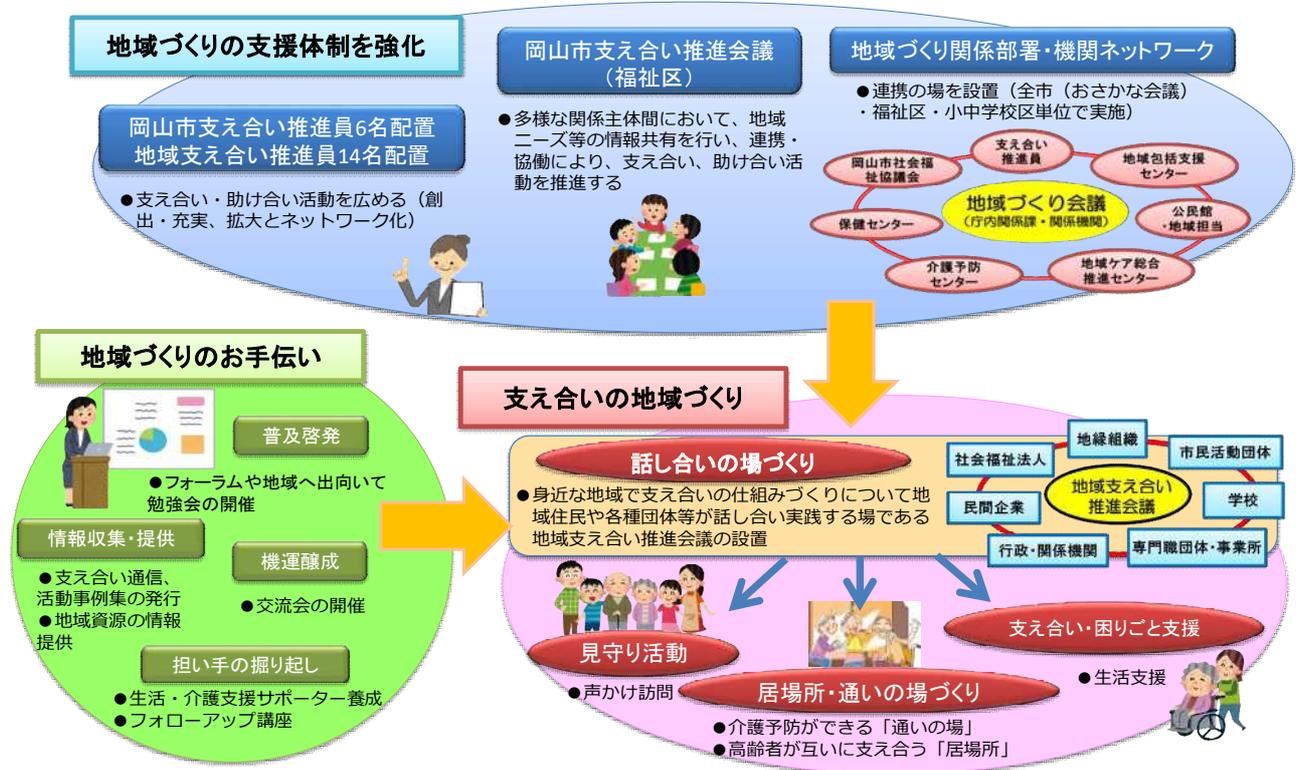
- ①高齢者虐待防止事業
- ②成年後見制度利用助成金支給事業
- ③成年後見中核機関運営事業

## 主な事業

## (1) 地域の支え合い活動を進める体制づくり

①生活支援体制整備事業	担当課	地域包括ケア推進課
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元気な高齢者をはじめ、地域住民、ボランティア、NPO 法人、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体による日常生活上の支援体制の充実・強化を図り、高齢者を支える「支え合いの地域づくり」を進めます。</li> </ul>	
現状	<p>【支え合い推進員の配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年度から、岡山市支え合い推進員を段階的に増員し、平成 30 年度には 6 福社区に各 1 名配置できたことにより、身近な地域での支え合いの仕組みづくりについて地域住民や各種団体等が話し合う場である地域支え合い推進会議の設置を支援する体制が整いました。</li> <li>・令和 2 年度からは、日常生活圏域をベースに地域支え合い推進員を 14 名配置し、地域支え合い推進会議設置後の支え合い活動の充実・創出支援に向け、支援体制を強化しました。</li> </ul> <p>【支え合い推進会議の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年度に、広域で取り組むと効果的な支え合いの仕組みづくりについて話し合う場である全市レベルの岡山市支え合い推進会議を設置し、多様な主体間での情報共有、連携等を進めてきました。平成 30 年度からは、地域の実情に合った支え合い活動等の支援を進めるため、福社区毎に設置しました。</li> <li>・身近な地域での支え合いの仕組みづくりについて地域住民等が話し合う場である地域支え合い推進会議の設置は、地域づくりに携わる関係部署・機関が連携した地域づくり支援ネットワークと協働しながら、地域への支援を行ったことで、令和 2 年 10 月末時点で、<b>36-日常生活圏域中-32 圏域-48 小学校区・地区</b>と設置が進みました。その内 19 小学校区・地区で見守りや生活支援など、地域の特性に応じた支え合い活動が実施されています。</li> </ul>	
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支え合い推進員の配置を充実させ、地域ニーズと社会資源の把握を進め、地域支え合い推進会議のさらなる設置を支援します。併せて、担い手の掘り起こし・養成を行い、NPO 法人や民間企業、市民活動団体等の多様な主体と連携し、地域での見守り、生活支援や居場所づくりなどの具体的な支え合い活動の充実・創出を推進します。</li> <li>・地域における公益的な取組等に関心度が高い社会福祉法人等へ働きかけることで、法人と地域のつながりづくりを促し、新たな活動の創出を推進します。</li> <li>・引き続き、地域づくり支援ネットワークと地域への支援について話し合い、情報共有しながら、協働による支え合いの地域づくりを推進します。</li> </ul>	

②生活・介護支援サポーターの養成		担当課	地域包括ケア推進課				
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化の進展に加え、高齢者のみ世帯が増加し、地域のつながりが希薄化している中で、住み慣れた地域で支え合いの地域づくりを進めるため、生活支援等の担い手として生活支援サポーターを養成します。また、高齢者の社会参加を促すことで、元気で生きがいを持って暮らす高齢者の増加を図ります。</li> </ul>						
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の生活支援の担い手を養成するための講座を、令和元年度から市民の身近な会場である公民館で実施したことで、地域での受講者同士の仲間づくりが進み、本来の目的である生活支援などの支え合い活動に結びつきました。</li> <li>・養成講座を修了した人や既に地域で活躍している人に対し、継続的な支援としてフォローアップ講座を実施しています。また、講座修了者に活動状況のアンケート調査や地域づくりに関する講座等の情報を提供するなど、地域の支え合い活動の実践を促すために継続的に働きかけています。</li> </ul>						
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、地域活動を担う人材の養成・発掘のため、市民が立ち寄りやすい会場で養成講座を開催し、実施内容の充実等を図ります。</li> <li>・また、支え合い推進員を中心に関係機関等と協働し、担い手を養成するとともに活動できる場へ結びつくよう支援を強化します。</li> </ul>						
実績・目標値	表 生活・介護支援サポーター養成数(累計) <span style="float:right">単位:人</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	1,255	1,400	1,550	1,600	1,720	1,840
実績 (R2は見込み)	1,249	1,362	1,480				



## (2) 多様な主体による地域活動の活性化

①安全・安心ネットワーク		担当課	市民協働企画総務課
概要	・持続可能な連携の場として、地域課題の解決に向けての取組や活動ができるよう、担い手の育成をするとともに、情報の共有により活動の広がりや内容の充実を図ります。		
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心ネットワークの活動支援として、補助金を交付しています。</li> <li>・安全・安心ネットワーク活動をはじめとする地域活動を支援するために各公民館に地域担当職員を配置し、地域応援人づくり講座の開催による人材育成やネットワークを構成する団体のサポートや調整を行っています。</li> <li>・一人暮らしの高齢者等の安全・安心を確保するため、かかりつけ医や既往症等の情報を入れたカプセルを高齢者等に配布し、地域のボランティアが、配布を行った高齢者宅を訪問し、見守り活動を実施しています。</li> </ul>		
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心ネットワーク等の活動をはじめ、地域における課題解決につながる取組を支援することにより、地域住民の交流促進や地域の主体的な活動の活性化を図ります。</li> <li>・持続可能な地域活動が行えるよう、公民館職員と地域担当職員のコーディネート能力の強化を図るとともに、若者が地域への関心を高め、地域活動の担い手となるための取組を進めます。</li> </ul>		

②民生委員・児童委員活動		担当課	福祉援護課				
概要	・民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法の規定に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受けて活動している民間のボランティアです(特別職の地方公務員、無報酬)。						
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校区、または中学校区を単位に地区協議会を組織し、1,242名(定数)の民生委員・児童委員が地域の最前線で福祉制度全般にわたるつなぎ役として広範な活動を行っています。</li> <li>・高齢化が進展する中、地域福祉の推進、とりわけ在宅福祉の充実がより一層必要となっており、地域住民の身近な相談相手としての役割はさらに重要となっています。</li> </ul>						
方針	・民生委員・児童委員の一斉改選時の定数見直し等による民生委員・児童委員の適切な配置や民生委員制度の広報啓発活動の充実を図り、地域ニーズの把握及び高齢者に関する相談支援を促進します。						
実績・目標値	表 民生委員・児童委員の高齢者に関する相談 支援件数						単位:件
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	23,300	23,320	23,350	23,400	23,450	23,500
	実績 (R2は見込み)	19,949	18,609	19,250			

③社会福祉法人岡山市社会福祉協議会		担当課	福祉援護課
概要	・社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ります。		
現状	<p>【自主事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡</li> <li>・ボランティア活動の振興、福祉サービス利用援助事業、<b>無料職業紹介事業</b> 等</li> </ul> <p>【市委託事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人暮らし高齢者等給食サービス促進事業</li> <li>・安全安心見守り声かけ推進事業</li> <li>・生涯活躍就労支援事業</li> <li>・生活支援サービス体制整備事業</li> <li>・成年後見中核機関運営事業 等</li> </ul> <p>【市補助事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活自立支援事業 等</li> </ul> <p>【市指定管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山市御津老人福祉センターの経営 等</li> </ul>		
方針	・財政の健全・安定化に向けた経営方針、地域福祉活動計画に基づき、活動を展開します。		

④公益財団法人岡山市ふれあい公社		担当課	福祉援護課
概要	・市民一人ひとりが、心豊かに健康で、ともに生きることができ社会的実現に向けて、必要な人材育成等を推進するとともに、市民と一体となり地域ニーズに即した福祉・健康・生涯学習に関する各種サービスを開発し、提供することにより、市民福祉の向上に寄与します。		
現状	<p>【福祉・健康・生涯学習推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援サービス従事者研修事業(市委託事業)</li> <li>・岡山市認知症介護基礎研修事業(市委託事業) 等</li> </ul> <p>【地域包括支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター運営事業(市委託事業)</li> <li>・多職種協働によるネットワーク構築事業(市委託事業)</li> <li>・認知症支援チーム推進員設置事業(市委託事業)</li> <li>・介護予防ケアマネジメント(指定介護予防支援)事業(自主事業) 等</li> </ul> <p>【高齢者・障害者福祉推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防センター事業(市委託事業)、地域生活支援事業(市補助事業) 等</li> </ul>		
方針	・指定管理者として管理運営を行っている「ふれあいセンター」等を活用し、市民福祉の向上に資する事業を引き続き行います。		

⑤高齢者・子どもの見守りネットワーク事業		担当課	高齢者福祉課
概要	・岡山市と民間事業者との相互協力のもと、高齢者や子どもの安全確保に向けた見守り活動を実施するものであり、この活動に賛同した民間事業者等が通常業務の中で、高齢者や子どもの異変を発見した場合、岡山市や関係機関へ情報を提供します。		
現状	・令和2年12月末現在で、協定を締結した事業者等を含め39社の民間事業者等が見守り活動に取り組んでいます。		
方針	・今後も地域の身近な民間事業者等に「岡山市高齢者・子どもの見守りネットワーク事業」へ積極的に参加していただき、見守り体制の強化を図ります。		

⑥消費者育成・相談事業		担当課	消費生活センター
概要	・消費生活センターにおいて、消費生活出前講座の開催、消費者被害救済・防止のための消費生活相談及び情報提供を行い、自立した消費者を育成します。		
現状	<p>・消費生活センターに寄せられた消費生活相談のうち、約4割が65歳以上の高齢者からの相談であり、また、災害の発生時や感染症の流行拡大時にはそれらに便乗した悪質商法が多発するなど、多様化・複雑化する消費者被害の防止に向けて、相談体制の充実、市広報紙やLINE・メールマガジンによる啓発、民生委員、老人クラブ、地域包括支援センター等の地域での担い手等への啓発チラシ「消費生活情報おかやま」の配布による情報提供を実施しています。</p> <p>・高齢者を中心とした消費生活出前講座の実施に取り組んでいます。</p>		
方針	<p>・平成29年度に策定した「岡山市消費者教育推進計画」のもと、地域における消費者教育の担い手を育成しつつ、各年齢層に応じた出前講座をはじめとする消費者教育を実施し、自立した消費者の育成を推進していきます。</p> <p>・地域における見守り力強化に向け、既存の安全・安心ネットワークを消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会として位置付け、消費者被害の未然防止・拡大防止のための情報提供を行うとともに、新たな地域での設置に向けての支援を実施します。</p>		

⑦要配慮者（災害時要援護者）の避難支援	担当課	危機管理室
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速な避難や救護が必要となる大規模災害時には、高齢者をはじめとする要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保することが重要であり、要配慮者自身による「自助」とともに、地域住民相互の「共助」による避難支援体制の構築、整備・充実を図ります。</li> </ul>	
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策基本法改正(平成 26 年 4 月施行)により、要配慮者のうち特に支援が必要となる者を対象にした「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村長に義務付けられました。</li> <li>・岡山市では平成 27 年度から同名簿を作成しており、名簿情報を提供することについて同意を得た者については、町内会等の地域の避難支援等関係者に名簿情報を提供しています。</li> </ul>	
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域において、日頃から地域住民と要配慮者が互いに交流を深め、災害に備えて、協力して支援体制を構築することが必要であり、特に支援が必要となる「避難行動要支援者」については、避難誘導や情報伝達支援等の活動が円滑にできるよう、地域と「避難行動要支援者」本人が協力し、各々に個別計画(避難支援プラン)を作成し、訓練等に活用するなど、地域の「共助」による避難支援体制の構築に向けて、関係部署と連携して後押しを行います。</li> <li>・災害時に避難所において、感染症(新型コロナウイルス等)の感染拡大が起こることのないよう、感染症対策用品の配備や避難所開設に従事する職員への研修等、対策を講じます。</li> </ul>	

## (3) 地域に根差した相談支援体制の充実・強化

①地域包括支援センター運営事業		担当課		地域包括ケア推進課			
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の高齢者及びその支援者から、介護、予防・健康づくり、高齢者の虐待・権利擁護など、様々な相談を受け付け、必要なサービスや制度を紹介し、専門家や専門機関等へつなぐなどの支援を行う機関として、市内に6箇所の本センター、10箇所の分室を設置し、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置しています。岡山市では、設置・運営を公益財団法人岡山市ふれあい公社に委託しています。</li> </ul>						
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化の進行や認知症高齢者の増加等に伴い、増大し、複雑・多様化する課題に適切に対応するため、効率的、効果的な業務の実施と、それを支える体制の整備による機能強化を行い、組織の対応力を向上させる必要があります。</li> <li>・令和元年度の実績をみると、高齢者本人からの相談は全体の約2割であり、本人以外からの相談のほうが多いことから、課題を抱えた高齢者を早期に把握するためには、高齢者だけでなく、その家族や関係機関等へのアプローチも必要です。</li> <li>・地域で包括的にサービスが提供される体制を構築するためには、地域の関係者、関係機関との顔の見える関係づくりが重要であり、今後も連携促進の取組を継続する必要があります。</li> <li>・これまで、想定を上回る相談件数に適切に対応してきましたが、今後、さらなる相談の増加が見込まれるため、より一層の体制強化が必要です。</li> </ul>						
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な広報媒体を活用するなど、幅広い世代に地域包括支援センターの役割を周知します。</li> <li>・地域ケア会議や多職種による意見交換会などにより、多機関・多職種が連携した支援体制の構築を推進します。</li> <li>・引き続き、地域包括支援センターの人員体制強化や業務効率化等を推進します。</li> </ul>						
実績・目標値	表 延べ相談受付件数 <span style="float:right">単位：件</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	34,250	34,500	34,750	60,000	61,500	62,500
	実績 (R2は見込み)	55,940	60,375	57,900			

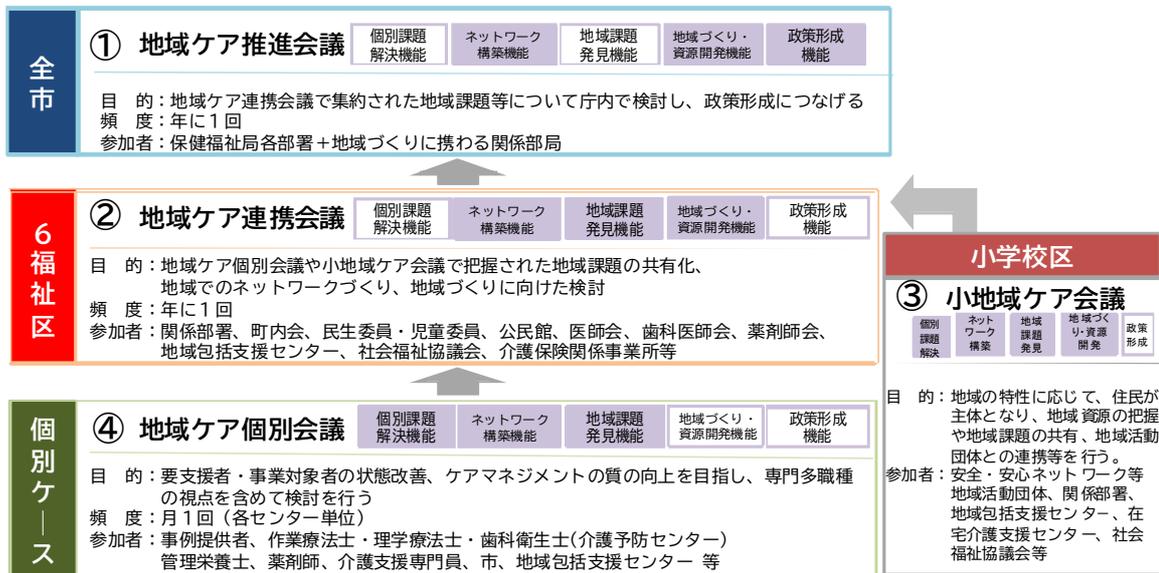
<b>②地域ケア会議</b>	<b>担当課</b>	地域包括ケア推進課
----------------	------------	-----------

**概要**  
 ・地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく地域包括ケアシステムの実現に向けた手法のひとつです。

**現状**  
 ・多職種協働のもと、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント実践力を高めるとともに、個別ケースの課題分析等を積み重ね、地域課題の把握や地域づくり・資源開発、政策形成に結びつけることを目的として、以下4つの「地域ケア会議」を設けています。

- ①地域ケア推進会議：課題を全市レベルで共有し、政策形成に向けて検討
- ②地域ケア連携会議：課題の共有やネットワークづくりを行うため福社区単位で開催
- ③小地域ケア会議：地域課題の把握等のために地域が主体となり、小学校区単位で実施
- ④地域ケア個別会議：個別の介護予防ケアプランを多職種協働で検討

**地域ケア会議の概要図**

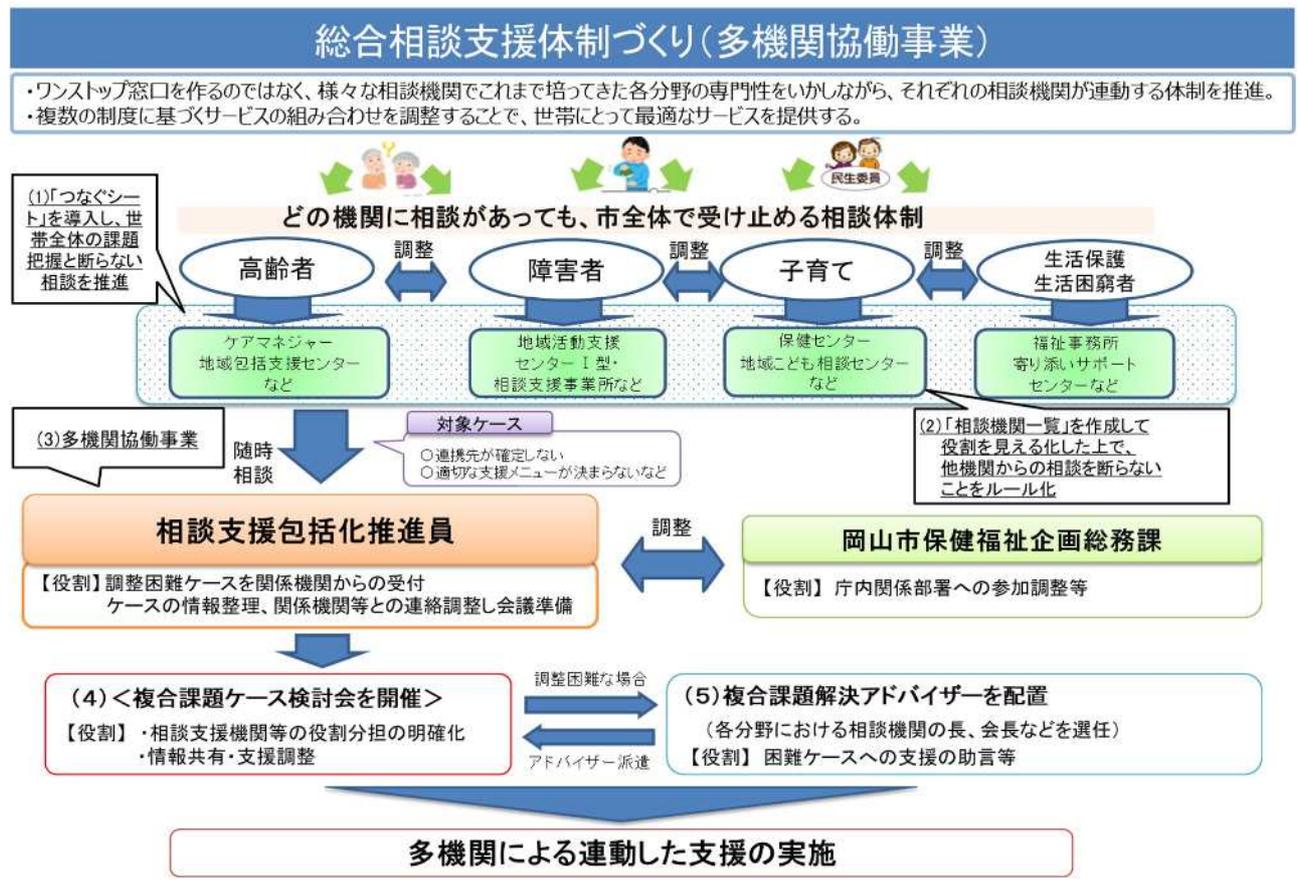


**方針**  
 ・地域ケア会議については、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めていけるよう、引き続き、適正な会議運営を行います。  
 ・地域ケア個別会議については、高齢者一人ひとりの状態改善に資する最適なプランを提供できるよう、ケアプラン作成者に対し、専門多職種とともに多角的な助言等を行い、ケアマネジメントスキルの向上及びケアの質の向上を図ります。  
 ・小地域ケア会議については、支え合いの地域づくりを進める生活支援体制整備事業(施策2(1)①)との関係に留意しつつ、地域の実情を踏まえた活動支援を行います。

**実績・目標値**

表 地域ケア個別会議 開催回数							単位：回
	H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	
計画	72	72	72	72	72	72	
実績 (R2は見込み)	64	71	55	/	/	/	

③多機関協働事業	担当課	保健福祉企画総務課
概要	・8050 問題(高齢の親がひきこもりの息子を抱えるも、どこにも相談できていない事例)やダブルケア(介護と育児を同時に行っている事例)など複合化・複雑化した課題に対応するため、相談支援包括化推進員を配置することで、チームとしてとりまとめ包括的・総合的な支援体制を構築し、制度ごとに縦割りとなっている相談支援機関を総合的にコーディネートするものです。	
現状	・相談支援包括化推進員を 3 名配置し、複合的な課題を抱えている個人や世帯に対して複合課題ケース検討会を開催するなど課題に応じて関係機関が協力して支援する体制を組み、世帯全体を適切な支援につなげています。	
方針	・平成 30 年度に地域共生社会推進計画を策定し、高齢者・障害者・子ども・生活困窮者など全ての分野を対象にどの相談機関に相談があっても市全体で受け止める相談体制づくりを進め、複合的な課題を抱えた個人や世帯を適切な支援へつなげます。	



## (4) 高齢者虐待の防止と権利擁護の推進

①高齢者虐待防止事業		担当課	地域包括ケア推進課
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター及び岡山市では、年々増加する高齢者虐待に関する相談・通報等に対応するとともに、虐待防止に向けた普及・啓発活動を進めています。</li> </ul>		
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山市では、高齢者虐待防止担当職員を配置し、高齢者虐待に関する地域包括支援センターからの相談や現地対応等への支援を行っています。</li> <li>・公益財団法人リーガルエイド岡山と、高齢者虐待防止アドバイザー契約を締結し、法的トラブル・相談等に対し、専門家からの支援を受けるとともに、アドバイザーを交えた困難ケースの会議を開催し、対応策等について協議しています。</li> <li>・虐待を受けた要介護高齢者の緊急保護のため、一時保護シェルターを確保しています。</li> <li>・高齢者虐待防止に向けて、警察等の関係機関との連絡会を開催し、連携強化を図っています。</li> <li>・高齢者虐待防止の啓発のためのパンフレットを作成・配布しています。</li> </ul>		
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待は今後も増加し、その要因も複雑・多様化することが見込まれており、関係機関と連携した早期発見・対応や、高齢者本人、さらには養護者への適切な支援に努めます。</li> </ul>		

②成年後見制度利用助成金支給事業		担当課	福祉援護課
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判断能力が十分でない認知症高齢者等の権利を擁護するとともに、法的地位の安定を図るため、成年後見人等への報酬の支払いが困難と認められる高齢者に助成金を支給します。</li> </ul>		
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人、親族に代わって市長が成年後見等の申立を行う案件に対して、成年後見制度利用助成金の支給を行っています。</li> <li>・市長申立件数の増加とともに、成年後見制度利用助成金の支給者数も年々増加しています。</li> </ul>		
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度利用助成金の支給対象について、市長申立案件に加え、本人、家族による申立案件にまで支給対象を拡大し、成年後見人等への報酬の支払いが困難で、制度の利用につながらない人を支援していきます。</li> </ul>		

③成年後見中核機関運営事業		担当課	福祉援護課
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判断能力が十分でなく、権利擁護が必要な認知症高齢者等に、家庭裁判所や関係団体と一体的に連携・協力し、成年後見制度等の利用につなげるための体制づくりを行います。</li> </ul>		
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 2 年、岡山市成年後見センター(成年後見にかかる中核機関)を立ち上げ、相談を受け付け、支援を必要とする人が必要な支援を得られるよう取り組んでいきます。</li> </ul>		
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用促進に向けて、司法関係者などをはじめとした関係団体に協力をいただき、岡山市成年後見センターを中心に権利擁護にかかる地域の連携を強化します。</li> <li>・岡山市成年後見センターでは、広報、相談、支援検討、受任調整、後見人支援に重点を置きます。</li> </ul>		

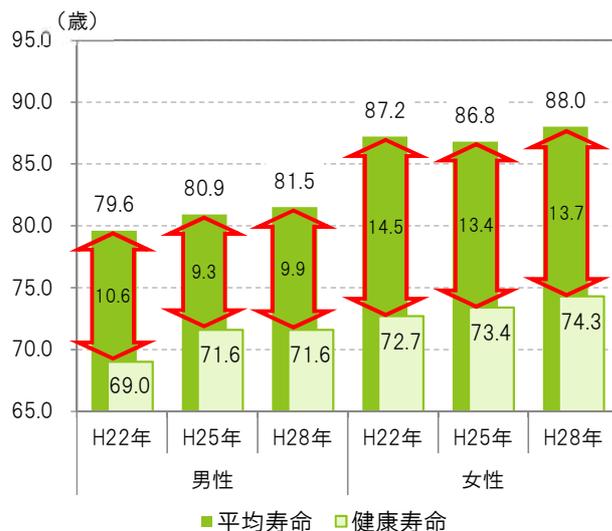
## 重点施策3

## 健康寿命を延伸する健康づくりの推進

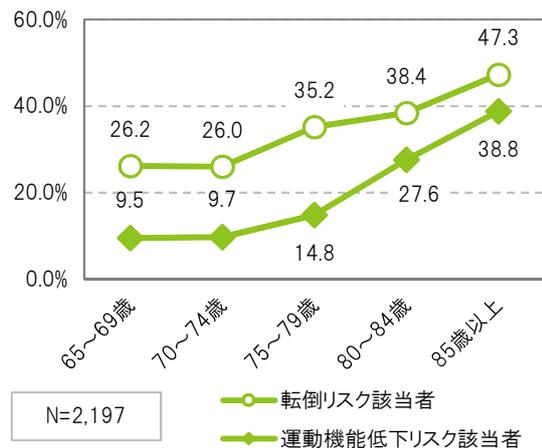
## 現状

- 岡山市民の平均寿命\*は男女ともに全国平均を上回っていますが、心身ともに自立し、日常生活が制限されることなく生活できる期間を意味する健康寿命は、平成28年時点で男性71.6歳、女性74.3歳となっており、男性は、全国平均の72.1歳よりも0.5歳低く、女性は、全国平均の74.8歳よりも0.5歳低くなっています。
- 岡山市民の平均寿命と健康寿命との差は、男性で9.9歳、女性で13.7歳であり、生活の質の低下や医療・介護給付費の増加の要因ともなっています。
- 国は、「健康寿命延伸プラン」において、2040年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し、75歳以上となることを目標として、国民健康づくり運動である健康日本21（第2次）等の取り組みをさらに推進するとともに、「次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成」「疾病予防・重症化予防」「介護予防・フレイル対策、認知症予防」の3分野を中心に取組を推進し、その中で、高齢者の特性を踏まえ、市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するとしています。
- 要介護リスクが高まると言われるフレイル（心身の虚弱）やサルコペニア（筋肉量の低下による身体機能の低下）を予防するためには、「低栄養（BMI18.5未満のやせ）」予防に取り組むことが重要です。
- 岡山市高齢者実態把握調査では、運動機能低下リスク該当者割合、低栄養のリスク該当者割合ともに、加齢とともに上昇し、特に75歳以上の上昇は顕著です。また、同調査で、地域で参加したい活動の場として、健康維持や趣味の活動を行う場という回答が多くなっています。

■岡山市の平均寿命と健康寿命の推移



■非認定者の転倒・運動機能低下リスク該当状況



出典：岡山市高齢者実態把握調査(R1)

出典：H22年…厚生労働省「市区町村別生命表(H22)」及び厚生労働科学研究「大都市の健康寿命(2010)」  
 H25・28年…厚生労働省研究班「健康寿命の指標化に関する研究(H27年度分担研究報告書)」及び  
 「国民生活基礎調査(H25,H28)」を基に岡山市で算出

\* 平均寿命：「0歳時の平均余命」のこと

第7期計画の主な取組・評価

◇健康市民おかやま 21（第2次）の推進

健康寿命を延伸するため、運動、栄養・食生活、社会参加（生きがい）を3本柱として、関係機関と連携しながら市内全域で様々な取組を推進しています。

「健康市民おかやま 21（第2次）」の推進にあたっては、地域住民が主体的に健康づくりの取組に参加できるよう、中学校区や小学校区等の単位で地域推進会議の組織化を働きかけ、その結果、27 中学校区、21 小学校区で組織され、また、既存の組織では新たな企業や団体の参画もありました。「OKAYAMA！市民体操」の普及やウォーキング大会、健康講座の開催など地域の多様な関係者が連携した取組によるさらなる組織の活性化が今後の課題です。

◇SIB を活用した健康ポイント事業（おかやまケンコー大作戦）の実施

令和元年度から、民間の資金とノウハウを活用して「運動」「栄養・食生活」「社会参加」の健康的なサービス提供を行い、その取組に対してインセンティブを付与するおかやまケンコー大作戦を開始し、12,000 人を超える市民等の参加と、市内約 170 店舗でサービス提供を行い、身近に健康がある環境の整備を進めました。引き続き、参加者のポイント獲得行動を強化し、市民の健康的な生活の習慣化を促します。

◇高齢者に対する低栄養予防事業の推進

関係団体と連携し、高齢者の食生活改善や低栄養リスクについての普及啓発を行い、さらに、令和2年度からは後期高齢者健診の結果を基に該当者に保健指導等を実施するなど事業を拡充しました。

主な指標（単位）	H30	R1
OKAYAMA！市民体操普及啓発事業の利用者数（人）	52,862	45,564

課題認識・基本的な考え方

○健康寿命の延伸に向け、地域や医療関係者、企業と連携して、若い頃から生活習慣病予防に取り組める環境整備を進めるとともに、高齢者の心身の特性や健診、医療、介護等のデータを踏まえ、加齢に伴い高まる運動機能の低下や低栄養のリスクを予防する対策に取り組む必要があります。

施策展開の方向性

（1）主体的かつ一体的な健康づくりの促進

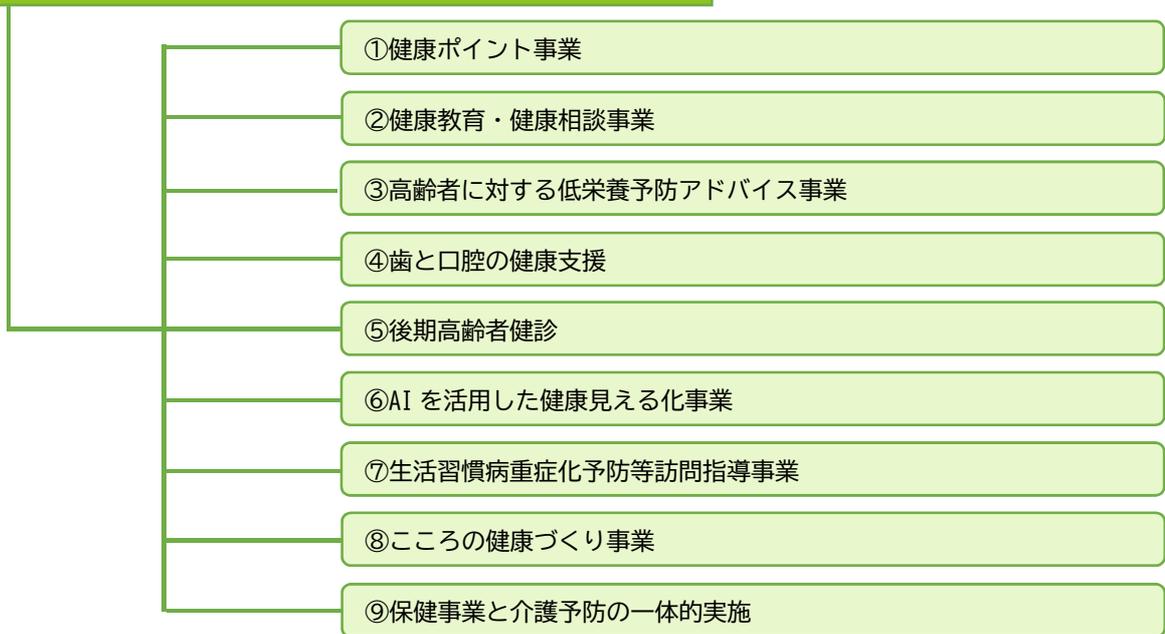
- ・生活習慣病や低栄養、筋力低下等を予防するため、市民が自らの身体・健康状態を意識できるよう、健康づくりや介護予防に関する知識の普及啓発を進めるとともに、健康診査の受診率を高めます。
- ・健診結果やフレイルチェックのデータ等により、高齢者の身体的、精神的及び社会的な健康課題や特徴を把握し、通いの場等の身近な場所で、高齢者一人ひとりの状況に応じた健康増進や介護予防に取り組める環境の整備を進めます。
- ・栄養バランスの悪化、口腔機能の低下、孤食等に起因する食環境の悪化による低栄養に関するリスクの普及啓発を進めるとともに、低栄養状態の者や高リスク者を抽出し、地域や医療専門職と連携して必要な保健指導などの支援を行います。

（2）健康づくりを地域全体で支援する環境づくり

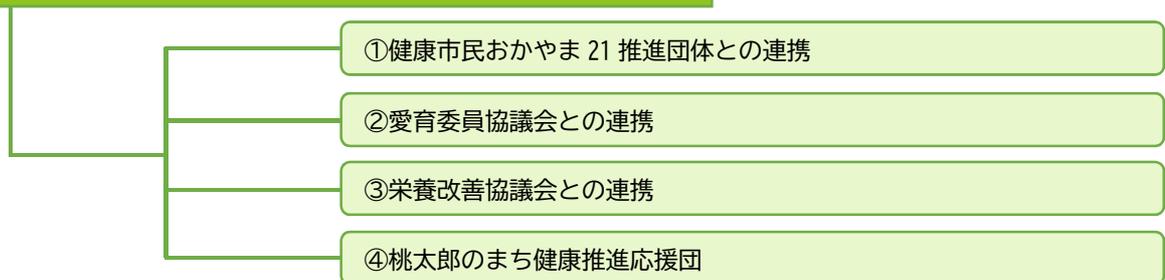
- ・地域の健康づくりボランティアや事業者、医療機関等との連携を深め、健康づくりを地域で支え・守るための地域のつながり（ソーシャルキャピタル）を強化します。

【重点施策3の施策展開の方向性と主な事業】

(1) 主体的かつ一体的な健康づくりの促進



(2) 健康づくりを地域全体で支援する環境づくり



主な事業

(1) 主体的かつ一体的な健康づくりの促進

①健康ポイント事業		担当課	保健管理課
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康寿命延伸や医療費の適正化を図るため、「運動」、「栄養・食生活」、「社会参加」に総合的に取り組むとともに、多くの市民・在勤者が健康づくりを身近なものとして取り組むことができる環境づくりを図ります。</li> </ul>		
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 26 年度から、健康無関心層を含む多くの市民の歩行・健康教室参加や運動施設利用等を促進するために商品券等のインセンティブを付与し、健康づくりの習慣化や医療費の適正化を図る実証実験等を実施してきました。その結果、歩数の増加や BMI の改善等の効果がみられました。</li> <li>令和元年度から、SIB を活用した健康ポイント事業(おかやまケンコー大作戦)を実施し、市民等の健康づくりの習慣化を促進し、地元企業等と連携し、身近に健康的なサービスを受けられる機会の増加を図っています。</li> </ul>		
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>「運動」、「栄養・食生活」、「社会参加」の利用を促進し、市民の健康習慣改善を促すとともに、普段の生活の中で、健康づくりの習慣化に取り組めるような環境づくりに、引き続き取り組みます。</li> </ul>		

②健康教育・健康相談事業		担当課	保健管理課
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病予防、がん予防、介護予防、たばこ対策、健康増進等の健康に関する正しい知識の普及を図り、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援するとともに、個人を取り巻く地域社会全体の健康づくりを推進します。</li> </ul>		
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者が主体的に健康づくりに向けた取組を実施することを目的とし、生活習慣病及び低栄養、筋力低下、がん等の予防や健康に関する正しい知識の普及や適切な指導・支援を行っています。</li> </ul>		
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病や低栄養、筋力低下等を予防するため、市民が自らの身体・健康状態を意識できるよう、健康づくりや介護予防に関する知識の普及啓発や、健康診査の受診勧奨に引き続き取り組みます。</li> </ul>		

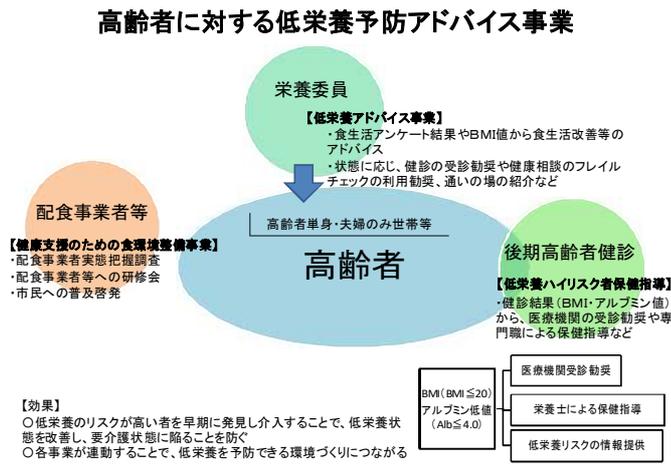
<b>③高齢者に対する低栄養予防アドバイス事業</b>	担当課	保健管理課
-----------------------------	-----	-------

**概要**

- ・高齢者に対して、低栄養予防について普及啓発するとともに、低栄養予防保健指導により早期に低栄養リスクの高い人を把握し、要介護状態に陥ることを防ぎます。あわせて、食生活を支える環境にアプローチすることで、低栄養を予防できる地域づくりをめざします。

**現状**

- ・栄養委員による低栄養予防に関する普及啓発とともに、食事アンケート結果から具体的な食生活改善の方法をアドバイスしています。
- ・後期高齢者健診の結果をもとに、低栄養傾向にある者に対して、管理栄養士による保健指導及び受診勧奨を実施しています。



**方針**

- ・栄養委員による普及啓発と、管理栄養士による保健指導を連携し、低栄養リスクの高い人の早期の把握と、専門職の介入により、低栄養状態を改善し、フレイル対策の一助とします。
- ・配食事業者への実態調査や研修会を実施するなど、低栄養を予防できる環境を整備します。

**表 低栄養傾向 (BMI20 以下) の後期高齢者の割合** 単位: %

	H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
計画	—	—	20.5	20.3	20.1	20.0
実績 (R2 は見込み)	—	—	19.4			

<b>④歯と口腔の健康支援</b>	担当課	保健管理課
-------------------	-----	-------

**概要**

- ・歯科保健医療サービスの提供が困難な入所介護施設等の利用者の口腔の機能及び衛生状態の改善・向上を図ることを目的に、歯科医師や歯科衛生士を派遣し、施設職員に日常的な口腔ケアの研修を行うことで、各事業所が主体的に口腔ケア等を行う契機とします。

**現状**

- ・介護老人福祉施設・介護老人保健施設等を対象として、施設に歯科医師や歯科衛生士を派遣し、施設職員に口腔ケアに関する技術研修を実施していますが、高齢者の口腔機能の低下を予防するためには、口腔ケアの重要性に関する知識の普及や入所施設以外への取組も必要です。

**方針**

- ・口腔機能の維持やケアの重要性などの普及啓発と高齢者に関わる職種への研修を行い、口腔ケアの向上に向けた取組を進めます。

⑤後期高齢者健診		担当課	保健管理課
概要	・市民が自らの身体・健康状態を意識できるよう、また、生活習慣病等の重症化予防又は危険因子を早期に発見し、栄養や運動等の日常生活を見直すことを目的として、後期高齢者医療被保険者に対して健診を実施しています。		
現状	・生活習慣病等の重症化予防の観点から、平成 27 年度から加療中であっても、健康診査を受診できることとしました。これにより、受診者数が約 2 倍(平成 28 年度 10,761 人)となりましたが、引き続き受診率の向上に努めています。		
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛育委員による声かけや「けんしんガイド」の各戸配布等、地域のヘルスポランティアと連携した普及啓発を継続していきます。</li> <li>・後期高齢者の健康診査の実施について、国の「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドラン」等を踏まえ、岡山県後期高齢者医療広域連合や岡山市国民健康保険とも連携を図ります。</li> </ul>		

⑥AI を活用した健康見える化事業		担当課	国保年金課
概要	・健診結果等から AI が予測した将来の健康リスクや一人ひとりに適した生活習慣改善プログラムが提示されるスマホアプリを用いて保健指導を実施し、生活習慣病予防を図ります。		
現状	・国保特定健診、35 歳からの健康診査受診者のうち、特定保健指導対象者や腎機能及び血圧・血糖が基準値を超えているなどの生活習慣病リスクが判明した被保険者に対して、スマホアプリを用いた保健指導を実施しています。		
方針	・一人ひとりに適した具体的な生活習慣改善プログラムを提供することで、生活習慣改善への取組を支援し、国保被保険者の生活習慣病予防に取り組めます。		

⑦生活習慣病重症化予防等訪問指導事業		担当課	保健管理課
概要	・特定健診の結果から、疾病の重症化が懸念される対象者を訪問し、受診指導等を通じて疾病の重症化予防を図ります。		
現状	・国民健康保険特定健診受診者のうち、血圧・血糖及び腎機能結果が基準を超えている市民に対し、保健師等が訪問し、受診に結びつくような情報提供や保健指導を実施しています。		
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防のための保健指導や療養相談などを実施し、適正な治療導入により、重症化予防を行います。</li> <li>・専門医療機関とかかりつけ医との切れ目のない医療連携が進むよう環境整備を図ります。</li> </ul>		

⑧こころの健康づくり事業		担当課	保健管理課
概要	・こころの健康の保持増進を目的として、専門医や保健師、精神保健福祉士が精神保健一般についての相談支援を実施しています。		
現状	・本人、家族、関係者からのこころの健康に対する相談に随時対応しています。また、家庭訪問や関係する支援機関との連絡調整を行い、本人の状況、家庭環境、地域の状況等に即した支援を行っています。		
方針	・こころの健康づくりについて、個々の状況に応じた支援と、認知症やうつ等の予防についての普及啓発活動を継続していきます。		

⑨保健事業と介護予防の一体的実施		担当課	地域包括ケア推進課 保健管理課
概要	・高齢者保健事業、介護保険の地域支援事業、国民健康保険保健事業などの取組を高齢者の心身の特性や医療や介護のデータ等を踏まえ、連携して一体的に実施し、健康状態の維持・改善や医療費等の適正化を図ります。		
現状	・高齢者保健事業、介護保険の地域支援事業、国民健康保険保健事業など一部で連携して事業に取り組んでいますが、明確な枠組みがなく、事業間での継続性や連携が十分に取れていません。		
方針	・一体的実施に向けた庁内体制を整え、実施に係る基本方針を定めて令和3(2021)年度から実施します。 ・高齢者の心身の特性やデータ等を踏まえ、事業の連携や拡充などを検討します。		

## (2) 健康づくりを地域全体で支援する環境づくり

①健康市民おかやま21 推進団体との連携		担当課	保健管理課
概要	・岡山市の健康増進計画「健康市民おかやま21(第2次)」推進に向けて、地域の健康づくり運動を推進する団体との連携を継続強化し、健康づくりを地域全体で支援する環境づくりを進めます。		
現状	<p>・地域住民が主体的に健康づくりの取組に参加することを狙いに、中学校区や小学校区等の単位で地域推進会議の組織化を働きかけてきました。その結果、現在27中学校区、21小学校区で組織され、地域住民が地域の健康課題を把握し、対策を自ら考え、取組を進めており、健康増進施策を実施する上での強みとなっています。</p> <p>・地域推進会議にかかわる人を増やすことや、一般市民の運動習慣の定着を狙いに、平成27年度に市内全中学校区ごとにウォーキングマップを作成し、平成28年度以降ウォーキング大会等を実施してきましたが、こうした健康づくり活動の参加者の広がりを図ることが今後の課題です。</p>		
方針	<p>・地域推進会議を中心とした地域の健康づくり活動を推進するために、引き続き、地域推進会議にかかわる人及び団体の増加に向けて働きかけを行います。</p> <p>・地域推進会議を中心に開催している、健康講座やウォーキング大会等の健康イベントを支援するとともに、企業や学校など地域の多様な関係者が連携し、より多くの市民・団体が健康づくり活動にかかわる環境づくりに努めます。</p>		

②愛育委員協議会との連携		担当課	保健管理課
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長年にわたり、健康で豊かなまちづくりをめざし活動している健康づくりボランティア「愛育委員」と連携し、健康づくりを地域全体で支援する環境づくりを進めます。</li> </ul>		
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛育委員協議会は、地域の健康課題を自ら把握し、どう解決していくかを考え、活動する団体であり、健康市民おかやま 21 の地域推進会議においても、中心的な役割を果たしています。</li> <li>・これまでも、岡山市と愛育委員協議会は連携し、市民への声かけや見守りを通して、地域の健康づくりをめざした様々な活動を行っており、各種検(健)診の受診勧奨や生活習慣病の普及啓発にも取り組んでいます。</li> </ul>		
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き、愛育委員協議会との連携を深めるとともに、その活動を支援することで、地域の健康づくりを地域で支え・守るための地域のつながりを強化します。</li> </ul>		

③栄養改善協議会との連携		担当課	保健管理課
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食生活改善活動(栄養改善活動)や健康づくりのための普及啓発を行っている地域の健康づくりボランティア「栄養委員」と連携し、健康づくりを地域全体で支援する環境づくりを進めます。</li> </ul>		
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養改善協議会は、地域の健康課題を自ら把握し、どう解決していくかを考え、活動する団体であり、健康市民おかやま 21 の地域推進会議においても、愛育委員協議会と共に中心的な役割を果たしています。</li> <li>・これまでも、市と栄養改善協議会は連携し、市民の食生活改善を図り、「食事」「運動」「休養」のバランスのとれた生活習慣や「たばこ」「アルコール」「歯の健康」対策を取り入れた総合的な健康づくりを地域ぐるみで実践しています。また、低栄養予防の普及啓発に関し、具体的な食生活改善方法や専門職につなげる個別アドバイスにも取り組んでいます。</li> </ul>		
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き、栄養改善協議会との連携を深めるとともに、その活動を支援することで「低栄養予防」をはじめとした、食に関する健康づくりを地域で支え・守るための地域のつながりを強化します。</li> </ul>		

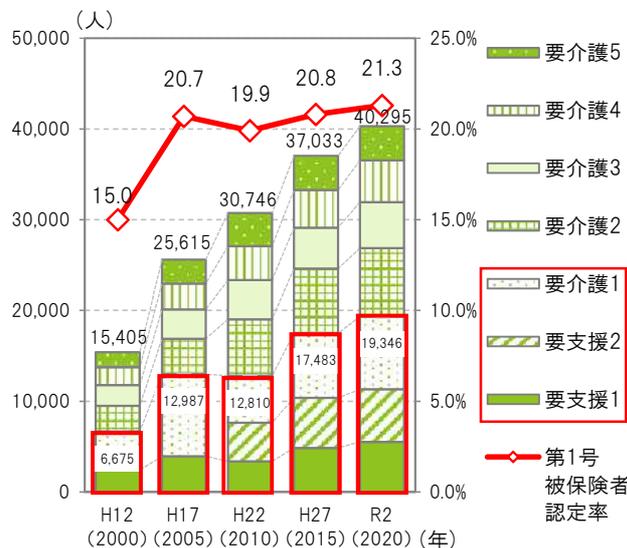
④桃太郎のまち健康推進応援団		担当課	保健管理課
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社の従業員に対する健康づくりを進めるとともに、市の健康づくり活動に共に取り組む企業等を登録し、企業等と連携した健康づくり活動を行うことにより、健康づくり活動の輪を広げ、市民の健康寿命延伸を図ります。</li> </ul>		
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年度末から、「桃太郎のまち健康推進応援団」登録企業の募集を開始し、平成 28 年度から市が実施している健康イベント等を登録企業と連携して実施しています。(登録事業所数:111 事業所(令和元年度末))</li> <li>・毎年 1 回、登録企業を対象に連絡会議を開催し、企業における従業員の健康づくりを推進しています。</li> </ul>		
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の健康づくりを進めていくとともに、多くの市民が主体的に健康づくりに取り組めるような環境整備を図るため、引き続き企業等との連携を深めていきます。</li> </ul>		

## 重点施策4 状態の改善につながる介護予防・生活支援サービス等の提供

### 現状

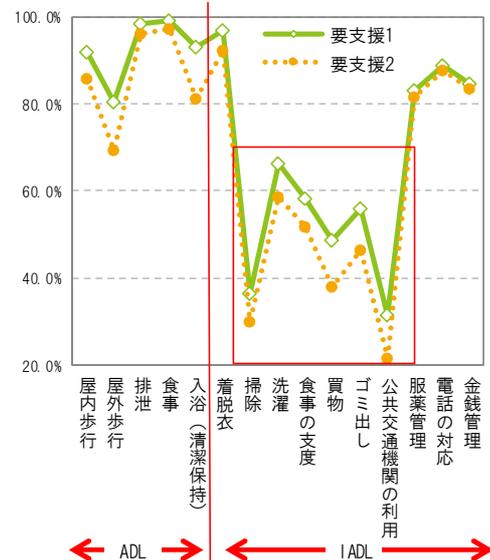
- 岡山市では高齢化に伴い要介護・要支援認定者数は伸び続けており、そのうち軽度（要支援1・2、要介護1）の認定者の割合は年々増加し、令和2年度現在で全体の約半数を占めています。
- 岡山市の要支援者の状況をみると、排せつや食事、入浴等の身の回りの動作（ADL）は自立している一方で、掃除や洗濯、買い物等の生活行為（IADL）の低下がみられます。
- 今後、高齢者のみ世帯の増加に伴い、日常生活上の様々な困りごとへの支援ニーズが増加することも見込まれることから、多様な主体の協働のもとで介護予防・日常生活支援の取組を充実させていくことが求められています。
- 要介護状態の一步手前であるフレイル該当者が5年後に要介護認定を受けるリスクは、非該当者に比べ約3倍であり、フレイル該当者を早期発見し介護予防活動につなげることが重要です。しかし、岡山市高齢者実態把握調査をみると、フレイルという言葉の認知度や、フレイルチェックをはじめとした生活機能の評価の受診率は2割以下であり、より一層の周知啓発が必要です。
- 介護予防・日常生活支援総合事業において、全サービス供給量のうち介護予防通所サービスが大きな割合を占めており、生活支援通所サービス等の内容や効果が、市民・事業者十分に理解されていない現状があります。
- 国においては、平成30年度から、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた市町村の取組等を支援するため、保険者機能強化推進交付金が設定され、さらに、令和2年度からは、介護予防や健康づくりに資する取組に重点化した介護保険者努力支援交付金が新たに創設されるなど、介護予防の重要性が高まっています。
- 国立長寿医療研究センターの調査によると、新型コロナウイルスの感染拡大前後で、高齢者の1週間あたりの身体活動時間は約3割減少しており、感染症流行時には身体機能の低下や社会活動の減少によってフレイル状態に陥るリスクが高くなる傾向があります。

■岡山市の軽度の要介護認定者数推移



出典:介護保険事業状況報告(各年9月分)

■要支援者の身の回りの動作(ADL)と生活行為(IADL)の自立度



出典:岡山市調査(H28)

## 第7期計画の主な取組・評価

## ◇介護予防・日常生活支援総合事業の推進

平成29年10月から令和2年3月まで試行的に、リハビリテーション専門職等による自立支援メニューを集中的に提供する「短期集中通所サービス」を行い、利用者の状態改善効果が得られましたが、実施場所が市内3箇所介護予防センターのみだったこともあり利用者は167人に留まりました。

介護予防センターでは、「介護予防教室」の参加者の増加や、「あっ晴れ！もも太郎体操」の新規立ち上げ数が大きく目標を上回るなど、住民主体の通いの場の創出がより一層進みました。が、データ分析による地域ごとの課題抽出や効果の検証には至っておらずその一方で、活動が拡大するにつれ専門職のマンパワー不足も生じています。

令和元年8月に開始したフレイル対策事業では、令和元年度末で2,614人にフレイルチェックと介護予防の取組等の助言を行うことで、フレイル状態を早期発見し、適切な介護予防活動へつなげました。

## ◇生活支援・福祉サービスの提供

地域の生活支援の担い手を養成するための講座を、令和元年度から市民の身近な会場である公民館で実施したことで、地域の受講者同士の仲間づくりが進み、本来の目的である地域活動に結びつきました。

緊急通報システムの設置や給食サービス事業の実施、日常生活用具の給付等を通じて、一人暮らし高齢者等の日常生活の不安を解消し、生活の利便性の向上を図りました。また、家族介護教室を開催するなど、介護者の支援を行いました。

主な指標（単位）	H30	R1
「あっ晴れ！もも太郎体操」に取り組む団体数（団体）	277	335
介護予防教室参加者数（人）	15,563	15,424

## 課題認識・基本的な考え方

- 高齢者が要介護状態となることを未然に防ぐため、フレイル状態の早期発見・早期対応の必要性が高まっています。
- 介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービスについては、多様なニーズに対応できるサービス提供体制を整備し、利用しやすい制度となるよう検討を行う必要があります。
- 介護予防センター職員の専門性をいかし、より効果的な介護予防事業を行うため、データ分析による地域ごとの課題抽出や効果の検証を行い、各地域の特性を踏まえた取組を検討するとともに、地域の介護予防の担い手となるサポーターの養成を強化し、積極的な活用を図っていく必要があります。
- 高齢者の多様な生活支援ニーズに対応するため、地域活動を担う人材の養成、発掘及び地域での活躍のさらなる促進を図る必要があります。また、高齢者が社会的役割を持つことは生きがいや介護予防につながるため、地域活動の担い手等として社会参加できるよう、支援の強化が必要です。
- 新型コロナウイルス等の感染症の影響で行動が制限される状況下においても、高齢者自身が介護予防の意識を持ち、介護予防の取組を継続できるよう、働きかけていく必要があります。

## 施策展開の方向性

**(1) 介護予防センターの専門性をいかした予防事業の推進**

- ・通いの場等のデータを分析し各地域の課題を抽出することで、地域ごとの特性を捉えたより効果的な介護予防事業を検討します。また、サポーターの養成を強化し、専門職とサポーターの連携による通いの場等の活動支援やフレイル対策の充実を図ります。
- ・フレイル予防の周知広報とフレイルチェックの機会の拡充を図りつつ、市が保有する各種データを活用した対象者への効果的なアプローチを検討します。
- ・新型コロナウイルスの流行下でも取り組める介護予防の周知広報を強化するため、従来の広報媒体に加え SNS 等を活用し、高齢者の意識向上を図るとともに、要介護リスクの高い高齢者への個別アプローチ等を実施します。

**(2) 介護予防・生活支援サービス事業の充実**

- ・通所系サービスについては、より状態改善効果の高いサービスの仕組みを検討し、高齢者・事業所が高齢者個々の状態像にあった機能回復メニューを選択でき、サービスが必要なくなった場合はスムーズに介護予防活動に移行できるよう働きかけていきます。

**(3) 生活支援・福祉サービスの提供**

- ・地域活動を担う人材の養成・発掘のため、市民が立ち寄りやすい会場で養成講座を開催し、実施内容の充実等を図ります。また、支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を中心に、関係機関等と協働し、担い手の養成と活動できる場へ結びつくよう支援を強化します。
- ・家庭内での緊急時の対応や安否確認を行い、日常の安全を確保し、不安感の解消を図るとともに、給食サービスにより食生活の安定と改善を図ります。また、在宅で高齢者を介護する人への支援を行います。

【重点施策4の施策展開の方向性と主な事業】

(1) 介護予防センターの専門性をいかした予防事業の推進

- ①介護予防センターのリハビリテーション専門職等をいかした取組
- ②通いの場の運営支援「あっ晴れ!もも太郎体操」
- ③介護予防教室
- ④フレイル対策事業

(2) 介護予防・生活支援サービス事業の充実

- ①介護予防ケアマネジメント
- ②介護予防訪問サービス
- ③介護予防通所サービス
- ④生活支援訪問サービス
- ⑤生活支援通所サービス

(3) 生活支援・福祉サービスの提供

- ①生活・介護支援サポーターの養成【施策2(1)②再掲】
- ②生活支援体制整備事業【施策2(1)①再掲】
- ③生涯活躍就労支援事業【施策1(1)①再掲】
- ④緊急通報システム事業
- ⑤日常生活用具給付事業
- ⑥一人暮らし高齢者等給食サービス事業
- ⑦寝たきり高齢者理容サービス事業
- ⑧生活支援短期入所事業
- ⑨在宅介護者支援事業
- ⑩家族介護教室事業

主な事業

(1) 介護予防センターの専門性をいかした予防事業の推進

①介護予防センターのリハビリテーション専門職等をいかした取組	担当課	地域包括ケア推進課
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防センターは、高齢者が要介護状態になることを予防し、地域において高齢者個々人の生活が継続できるよう、支援を目的に設置した介護予防の専門機関で、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、管理栄養士、介護福祉士、健康運動指導士の専門職を配置しています。</li> <li>・運動、栄養、口腔等の各種プログラムの提供など介護予防の重要性についての普及啓発、地域での自主的な介護予防活動の立ち上げ・継続支援、専門性をいかした高齢者の自立支援に向けた取組の推進を行っています。</li> </ul>	
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防センターの専門性をいかし、地域ケア個別会議やフレイル対策事業、アドバイス訪問事業を行い、利用者の状態改善等を図るとともに、事業所職員等支援事業や訪問介護インセンティブ事業において、事業所職員に介護予防センターが培った状態改善のノウハウやサービス提供内容の助言・指導を行っています。</li> <li>・介護予防教室の企画実施や、体操を中心とした住民主体の通いの場の立ち上げ・継続支援などを行っています。</li> </ul> <div style="text-align: center;"> <h3>岡山市ふれあい介護予防センター</h3> <p>高齢者が要介護状態となることを予防し、地域においてその人らしい自立した生活が継続できるよう支援しています。</p> <p><b>センターに従事する専門職</b>              保健師 看護師 理学療法士              作業療法士 歯科衛生士 管理栄養士              介護福祉士 健康運動指導士</p> <p><b>通いの場の活動支援</b>              地域での自主的な介護予防活動を促進              ☆あつ晴れ!もも太郎体操活動支援事業              ☆介護予防サポーター養成事業</p> <p><b>専門職を活かした取り組み</b>              心身機能・日常生活の改善やアドバイス              ☆アドバイス訪問事業              ☆事業所職員等支援事業              ☆フレイル対策事業              ☆訪問介護インセンティブ事業              ☆地域ケア個別会議支援事業</p> <p><b>介護予防の普及啓発</b>              介護予防の普及・啓発や地域での取組促進              ☆介護予防教室事業              ☆介護予防活動のPR事業</p> </div>	
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防を積極的に啓発・実践する住民サポーターを育成し、介護予防センターが行っている事業に関わってもらうことで、介護予防の普及啓発をより効果的に進めていきます。</li> <li>・フレイルチェックの機会を拡充し、フレイル状態の高齢者を早期発見することで、介護リスクが高いと判定されたフレイル該当者に個別指導等を実施していきます。また、市が保有する各種データを活用し、効果的な介護予防事業を実施します。</li> <li>・介護予防センターの専門性をいかし、地域ケア個別会議への派遣や介護サービス事業所等への講習、訪問指導など利用者の自立支援に向けた技術的助言等を行っています。</li> <li>・地域包括支援センター等からの要請に応じて、アセスメント支援(同行訪問、相談等)を実施します。</li> <li>・引き続き、介護予防教室の企画実施や体操を中心とした住民主体の通いの場の立ち上げ・継続支援などを行います。</li> </ul>	

<p>②通いの場の運営支援「あっ晴れ!もも太郎体操」</p>	<p>担当課</p>	<p>地域包括ケア推進課</p>																					
<p>概要</p>	<p>・「あっ晴れ!もも太郎体操」は、元気でいきいきと暮らしていくために必要な「歩く力」や「食べる力」などの生活機能の向上を目的に、ストレッチ、お口、筋力トレーニングの3つで構成された体操で、身近な場所で気軽に取り組むことができます。</p> <p>・この体操を中心とした通いの場を週1回以上取り組む5人以上のグループに対して、活動開始時には、介護予防センターの専門職が安全な実施方法を3回にわたってアドバイスするとともに、その後も定期的な活動継続支援を行っています。</p>																						
<p>現状</p>	<div style="text-align: center;"> <h3>あっ晴れ!もも太郎体操</h3> </div> <p>・体操に取り組む住民グループは、目標を上回るペースで順調に増えています。</p> <p>・活動意欲の向上や継続性のある活動となるよう、住民グループ同士の交流会や介護予防センターの専門職による出前講座を実施しています。</p> <p>・地域の介護予防の担い手となってもらうため、「あっ晴れ!もも太郎体操」の運営支援等介護予防センターの専門職の補助などを行うサポーターを養成しています。</p>																						
<p>方針</p>	<p>・リハビリテーション専門職等を活用し、体操を行う住民グループの普及拡大に加え、既存の団体の継続支援に力を入れていきます。</p> <p>・サポーターの育成及び効果的な活用を進めていきます。</p>																						
<p>実績・目標値</p>	<p>表 「あっ晴れ!もも太郎体操」に取り組む団体数 <span style="float: right;">単位: 団体</span></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3 (2021)</th> <th>R4 (2022)</th> <th>R5 (2023)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画</td> <td>250</td> <td>270</td> <td>290</td> <td>360</td> <td>370</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td>実績 (R2は見込み)</td> <td>277</td> <td>335</td> <td>350</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	計画	250	270	290	360	370	380	実績 (R2は見込み)	277	335	350			
	H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)																	
計画	250	270	290	360	370	380																	
実績 (R2は見込み)	277	335	350																				

③介護予防教室	担当課	地域包括ケア推進課																					
概要	<p>・介護予防センターが 36 すべての中学校区で毎月介護予防教室を実施し、運動、栄養、口腔、認知症予防、健康など介護予防に関する知識の普及・啓発を行っています。</p>																						
現状	<p>・介護予防に関する知識を学び、実践する場として、多くの地域住民が参加しています。</p> <p>・教室参加者が、通いの場を立ち上げたり、サポーター養成講座を受講したりと、参加者から担い手に移る活動の広がりもみられています。</p> <div data-bbox="256 539 1394 1361" style="text-align: center;"> <h3>介護予防教室</h3> <p>年間参加者は約1.5万人！</p> <p><b>介護予防の拠点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● おおむね 65 歳以上の岡山市民であればどなたでも参加OK！</li> <li>● 全ての中学校区で1か所開催！</li> <li>● 2時間程度</li> </ul> <p><b>地域に介護予防の種をまきましょう</b></p> </div>																						
方針	<p>・早期から介護予防に取り組めるよう働きかけ、介護予防の実践だけでなく、地域の担い手としての活動へつながるよう支援していきます。</p>																						
実績・目標値	<p>表 介護予防教室参加者数 <span style="float: right;">単位：人</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3 (2021)</th> <th>R4 (2022)</th> <th>R5 (2023)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画</td> <td>14,500</td> <td>15,000</td> <td>15,500</td> <td>15,500</td> <td>15,500</td> <td>15,500</td> </tr> <tr> <td>実績 (R2 は見込み)</td> <td>15,563</td> <td>15,424</td> <td>9,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	計画	14,500	15,000	15,500	15,500	15,500	15,500	実績 (R2 は見込み)	15,563	15,424	9,000			
	H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)																	
計画	14,500	15,000	15,500	15,500	15,500	15,500																	
実績 (R2 は見込み)	15,563	15,424	9,000																				

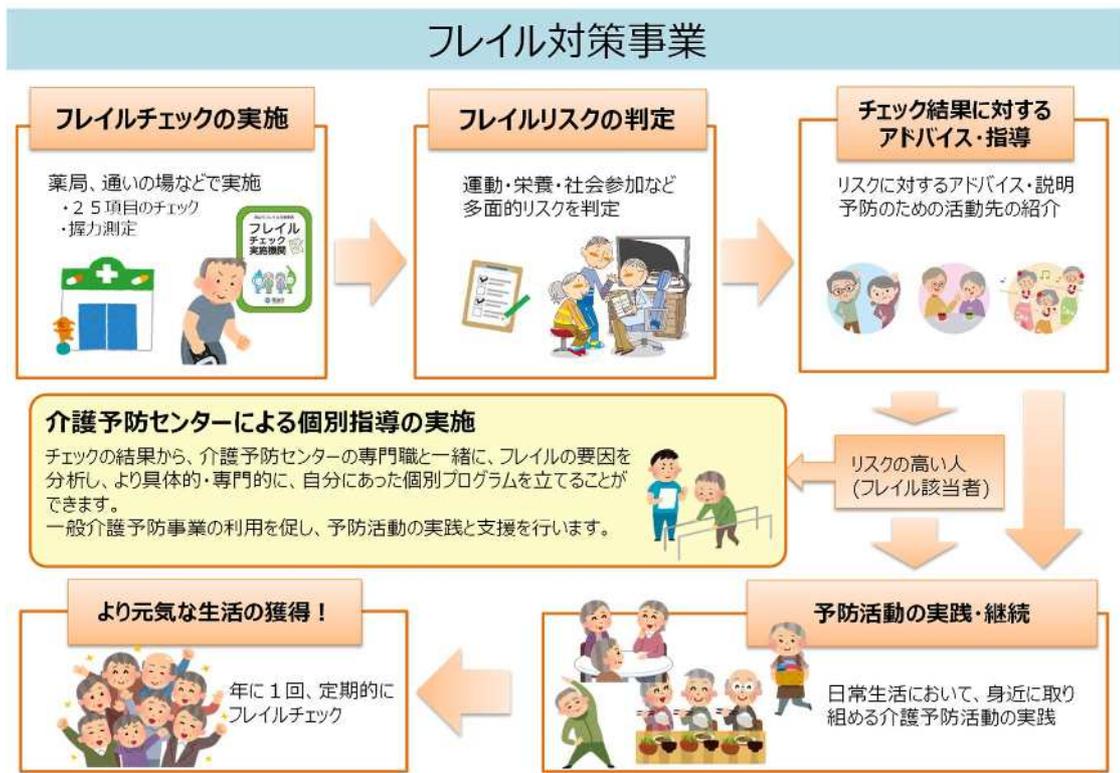
④フレイル対策事業	担当課	地域包括ケア推進課
-----------	-----	-----------

**概要**

- ・フレイル予防の周知広報を行うとともに、通いの場等でフレイルチェックを実施し、フレイル状態の高齢者を早期発見します。
- ・フレイルチェックの結果、フレイル該当者と判定された要介護リスクが高い高齢者に個別指導等を実施します。

**現状**

- ・フレイルチェックを受けた高齢者を適切な介護予防の取組につなげています。
- ・通いの場等に加え、薬局など地域の身近な場所でもフレイルチェックを実施するなど、フレイルチェック実施機関に広がりもみられます。



**方針**

- ・引き続きフレイル予防の周知広報とフレイルチェックの機会の拡充を図ることにより、フレイルチェックを受ける高齢者が増えるよう働きかけます。
- ・介護予防センターの専門性をいかし、フレイル該当者に個々の状態に応じた支援を継続していきます。
- ・フレイルチェックの実施補助や、地域住民へのフレイルの周知啓発等の役割を行うフレイルサポーターを養成します。

実績・目標値	表 フレイルチェック実施人数						単位：人
	H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	
計画	—	—	—	5,000	7,500	10,000	
実績 (R2は見込み)	—	2,614	2,500	/	/	/	

## (2) 介護予防・生活支援サービス事業の充実

①介護予防ケアマネジメント		担当課	地域包括ケア推進課				
概要	・介護予防ケアマネジメントは、要支援者等に対して、心身の状況や置かれている環境等に応じて、訪問・通所における給付サービスのほか、地域の通いの場等のインフォーマルサービスも含めた、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるように必要な支援を行うものです。						
現状	・介護予防・日常生活支援総合事業の開始によりサービスの多様化が図られ、サービスの内容や効果を十分に理解したケアマネジメントが求められます。地域資源なども活用しながら最適なサービスにつなげられるよう、地域ケア個別会議や研修会等を通じてケアマネジャーを支援しています。						
方針	・利用者の状態像に応じた必要なサービスにつなげるため、地域ケア個別会議や研修会等を利活用して、ケアマネジメントの質の向上を図ります。						
実績・目標値	表 地域ケア個別会議における個別プランの検討事例数 <span style="float:right">単位:件</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	—	—	—	358	358	358
	実績 (R2は見込み)	318	340	284			

②介護予防訪問サービス		担当課	地域包括ケア推進課				
概要	・従来の介護予防訪問介護に相当するサービスで、居宅において、入浴・排せつ・食事の介助(身体介護)・調理・掃除・その他の生活全般にわたる支援(生活援助)を受けることができます。						
現状	・要支援の認定を受けている人などで、身体介護が必要な場合は、このサービスを利用しています。 ・事業所数は微増していますが、利用者は身体介護の必要な人に限られ、利用量は横ばいであると見込まれます。						
方針	・地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携し、利用者の状態像やニーズに応じたサービス提供に努めるとともに、地域ケア個別会議でも対象者の事例検討を行っていきます。						
実績・目標値	表 利用者数 <span style="float:right">単位:人/月</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	1,070	1,106	1,138	848	887	927
	実績 (R2は見込み)	875	826	779			

③介護予防通所サービス		担当課		地域包括ケア推進課			
概要	・従来の介護予防通所介護に相当するサービスで、事業所に通い、運動・入浴・レクリエーションなどの1日タイプのサービスや、機能訓練等の専門性の高いサービスを受けることができます。						
現状	・要支援の認定を受けている人などで、長時間の利用や専門的な機能訓練が必要な場合は、このサービスを利用しています。事業所数は横ばいから微増傾向で、利用量は増加が見込まれます。						
方針	・地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携し、利用者の状態像やニーズに応じたサービス提供に努めるとともに、地域ケア個別会議でも対象者の事例検討を行っていきます。						
実績・目標値	表 利用者数 <span style="float:right">単位：人／月</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	3,076	3,170	3,260	3,271	3,421	3,575
	実績 (R2は見込み)	3,134	3,191	2,934			

④生活支援訪問サービス		担当課		地域包括ケア推進課			
概要	・従来の介護予防訪問介護の人員基準等を緩和したサービスで、居宅において調理・掃除等の生活援助に限定したサービスを受けることができます。						
現状	・要支援の認定を受けている人などで、身体介護の必要がない場合は、このサービスを利用しています。従来の介護予防訪問介護からの移行がスムーズに進んだこともあり、事業所数は微増傾向です。						
方針	<p>・地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携し、利用者の状態像やニーズに応じたサービス提供に努めるとともに、地域ケア個別会議においても対象者の事例検討を行っていきます。</p> <p>・利用者は、生活援助の必要な人に限られますが、生活支援サービスの一定のニーズから、生活援助のみのサービスの利用は増加傾向であり、今後も利用しやすいサービスの体制構築に努めます。</p>						
実績・目標値	表 利用者数 <span style="float:right">単位：人／月</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	1,258	1,302	1,339	1,353	1,415	1,479
	実績 (R2は見込み)	1,287	1,320	1,279			

<b>⑤生活支援通所サービス</b>		<b>担当課</b>		地域包括ケア推進課			
<b>概要</b>	・従来の介護予防通所介護の人員基準等を緩和したサービスで、事業所に通い、岡山市が示す運動プログラムを中心に2～4時間の短時間サービスを受けることができます。						
<b>現状</b>	・要支援の認定を受けている人などで、長時間の利用や専門的な機能訓練の必要がない場合は、このサービスを利用しています。						
<b>方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携し、利用者の状態像やニーズに応じたサービス提供に努めるとともに、地域ケア個別会議においても対象者の事例検討を行っていきます。</li> <li>・サービス提供可能な事業所を増やし、サービスの内容や効果などについても周知を行い、利用しやすいサービスの構築に努めます。</li> </ul>						
<b>実績・目標値</b>	<b>表 利用者数</b>						<b>単位：人／月</b>
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	175	199	222	174	182	190
	実績 (R2は見込み)	140	170	144			

### (3) 生活支援・福祉サービスの提供

<b>①生活・介護支援サポーターの養成【施策2(1)②再掲】</b>		<b>担当課</b>		地域包括ケア推進課		
<b>概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化の進展に加え、高齢者のみ世帯が増加し、地域のつながりが希薄化している中で、住み慣れた地域で支え合いの地域づくりを進めるため、生活支援等の担い手として生活支援サポーターを養成します。また、高齢者の社会参加を促すことで、元気で生きがいを持って暮らす高齢者の増加を図ります。</li> </ul>					

<b>②生活支援体制整備事業【施策2(1)①再掲】</b>		<b>担当課</b>		地域包括ケア推進課		
<b>概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元気な高齢者をはじめ、地域住民、ボランティア、NPO法人、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体による日常生活上の支援体制の充実・強化を図り、高齢者を支える「支え合いの地域づくり」を進めます。</li> </ul>					

<b>③生涯活躍就労支援事業【施策1(1)①再掲】</b>		<b>担当課</b>		地域包括ケア推進課		
<b>概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等誰もが地域や社会で役割を持って活躍できるよう、生涯かつやく支援センターにおいて、意欲のある高齢者の能力・経験をいかした就労・社会参加を支援します。</li> </ul>					

④緊急通報システム事業		担当課	高齢者福祉課
概要	・一人暮らし高齢者等の自宅に緊急通報装置を設置することで、家庭内での事故や突然の病気などの際の不安感を解消し、日常の安心を確保します。		
現状	・緊急通報装置や、身につけたペンダントのボタンを押すと、救急車や近隣の協力員が駆けつけ救助活動を行います。しかし、携帯電話の普及等により設置台数は減少傾向にあります。		
方針	・増加する一人暮らし高齢者等の日常の安心を確保するために、今後も引き続き実施します。		

⑤日常生活用具給付事業		担当課	高齢者福祉課
概要	・高齢者が快適な生活を送れるよう、便利な生活用品を給付します。		
現状	・一人暮らし高齢者等に対し、日常生活用具を給付することにより高齢者の日常生活の便宜、生活支援及び寝たきり予防を図ります。対象品目：電磁調理器、電子レンジ、杖、手押車の4品目		
方針	・一人暮らし高齢者等が日常生活を送るうえでの有効な支援となるよう、引き続き実施します。		

⑥一人暮らし高齢者等給食サービス事業		担当課	高齢者福祉課
概要	<p>【ひまわり給食(地域のボランティアによる配食)・まごころ給食(民間事業者による配食)】</p> <p>・援助の必要な高齢者等の食生活の安定、栄養バランスの補足、調理負担の軽減を図るとともに、地域の配食協力員が配食し、安否確認、孤独感の解消や、地域の交流促進を図ります。</p> <p>・ひまわり給食を利用できない地区では、事業者(市委託)がまごころ給食を配達します。</p> <p>【ふれあい給食(地域のボランティアによる会食・配食)】</p> <p>・家庭にひきこもりがちな高齢者等に、公共施設を利用して、地域のボランティアによる会食・配食を行い、ふれあいの場を提供することにより、社会的自立を促し、孤独感の解消を図るとともに、地域における身近なボランティア活動の普及を促進します。</p>		
現状	<p>・ひまわり給食、まごころ給食を通じて、栄養バランスに配慮した食事を自宅まで定期的に届け、食生活の安定と改善及び健康の増進を図るとともに、安否確認を行っています。</p> <p>・ふれあい給食を通じて、社会的自立を促し、孤独感の解消を図っています。</p>		
方針	・事業を継続し、高齢者の食生活の安定と改善及び健康の増進を図るとともに、地域社会との交流や安否確認及び孤独感の解消を図ります。		

⑦寝たきり高齢者理容サービス事業		担当課	高齢者福祉課
概要	・理容所において理容を受けることが困難な在宅の寝たきり高齢者に対し、理容師の訪問による理容サービスを提供し、保健衛生の向上及び福祉の増進を図ります。		
現状	・在宅の寝たきり高齢者に対し、理容師の訪問による理容サービスを提供しています。		
方針	・引き続き、在宅の寝たきり高齢者の保健衛生と生きがいの向上に努めます。		

⑧生活支援短期入所事業		担当課	高齢者福祉課
概要	・一時的な養護が必要な高齢者について、短期間養護老人ホーム等に入所させることで、高齢者及びその家族の福祉の向上を図ります。		
現状	・介護保険制度における要支援・要介護状態に至らない高齢者について、身体や家族の状況等により一時的に養護する必要がある場合、養護老人ホーム等(市内 6 施設)でお預かりし、適切な施設サービスを提供しています。(1月あたり7日以内)		
方針	・引き続き施設サービスの提供により日常生活を支援することで、高齢者の健康の増進に努め、高齢者及び家族の負担軽減を図ります。		

⑨在宅介護者支援事業		担当課	高齢者福祉課
概要	・介護を必要とする高齢者を在宅で介護している人を支援するため、家族介護者慰労金を支給します。		
現状	・在宅で寝たきりや認知症の高齢者を介護し、一定の要件に該当する家族の人に慰労金を支給しています。		
方針	・引き続き、要介護高齢者を介護している家族の労をねぎらい、介護負担の軽減に努めます。		

⑩家族介護教室事業		担当課		高齢者福祉課			
概要	・高齢者を在宅で介護している家族や近隣の援助者に対し、介護方法、介護サービス等に関する情報、介護者自身の健康づくり等の知識や技術を提供します。						
現状	・家族介護教室の内容は、高齢者の介護に関する知識・技術の習得、要介護状態の悪化防止、介護者の健康管理(健康づくり、ストレス解消等)、介護者同士の交流、高齢者の介護に関する制度、サービスの利用等に関することです。事業開始の平成23年度以降、在宅介護支援センター等で実施しています。						
方針	・今後も引き続き、家族介護教室を実施し、高齢者を介護している家族等の身体的、精神的負担の軽減を図ります。						
実績・目標値	表 実施回数 <span style="float: right;">単位：回</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	54	54	54	60	60	60
実績 (R2 は見込み)	57	45	2330				

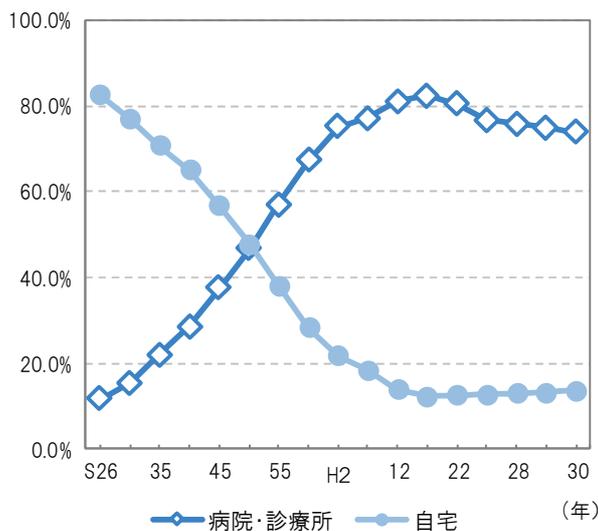
## 重点施策5

## 在宅医療・介護連携の推進

## 現状

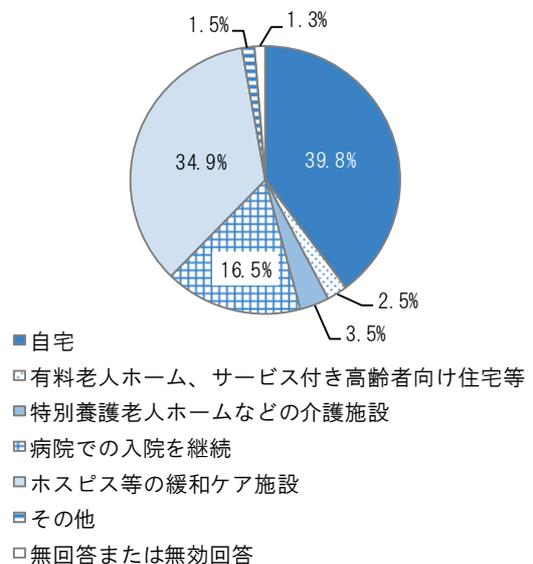
- 団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年には、医療・介護需要の急激な増加が見込まれ、さらに、80歳代からは要介護認定率が急激に上昇するため、令和7(2025)年以降は中・重度の医療・介護需要の増加が予測されます。また、団塊の世代が終末期を迎える頃には、看取りニーズの増加も見込まれます。
- 死亡場所について国の長期的な推移をみると、昭和26年には自宅で最期を迎える人が8割以上を占めていますが、平成30年には8割弱の人が病院・診療所で最期を迎えています。
- 他方、岡山市民の意識をみると、終末期を自宅で過ごしたいと思う人は約4割と最も多い一方で、人口動態調査における死亡場所では「自宅」は13%となっており、市民の意識との乖離がみられます。
- 家族や病院から、患者が入院、退院したという連絡が在宅関係者に入らないことがあるなど、医療側と介護側の連携が不十分なケースがみられます。また、生活困窮、虐待、老々介護等の複合的な課題が絡み、医療機関が退院支援に苦慮するケースがあります。
- 在宅医療を支える地域の診療所においては、医師の高齢化が進展しており、診療所医師の減少も見込まれることから、訪問診療を行う診療所をさらに増やす必要があります。
- 市民や医療・介護の専門機関に対する在宅医療に関する意識調査の結果では、診療所医師が在宅医療を行うにあたり困難に感じるものとして、「時間的拘束の負担増」、「24時間の往診体制が困難」などが挙げられており、これらを軽減する体制を構築していく必要があります。
- 岡山市高齢者実態把握調査では、65歳以上でかかりつけ医のいる市民の割合は、非認定者73.2%、認定者等82.2%となっています。

■死亡場所の推移



出典:厚生労働省「人口動態調査」

■終末期はどこで過ごしたいか(終末期の意向)



出典:市民や医療・介護の専門機関に対する在宅医療に関する意識調査(平成28年)

## 第7期計画の主な取組・評価

**◇在宅を支える基盤づくり（人材育成）**

各種研修等を通じて、医師や看護師、薬剤師、ケアマネジャー等の在宅医療・介護を支える人材の質・量の確保に向けた取組を進めましたが、最適な地域医療システムを構築し、予防、診療から介護まで切れ目のないサービスを提供するため、引き続き在宅医療資源を増加させていく必要があります。

**◇在宅への流れの構築（多職種連携）**

- ・在宅医療に関わる関係団体から意見聴取を行い、病院の入退院における多職種連携ルールを平成30年に策定し、「在宅医療・介護あんしんガイド」を作成しました。
- ・診療所医師が在宅医療へ参入するにあたっての阻害要因を軽減させ、増加する医療需要に対応するため、多職種が連携する在宅医療提供体制の構築を進めました。その在宅医療提供体制の整備を進めているところであり、引き続き推進していく必要があります。

**◇市民とつくる在宅医療（意識醸成）**

出前講座や市民と専門職の意見交換の場を通じて、市民が適切な在宅医療・介護サービス等を受けられるよう、啓発活動を実施していますが、市民や医療・介護の専門機関に対する在宅医療に関する意識調査の結果からは、終末期を自宅で過ごしたい市民に対して、どのような医療が受けられるのかわからないなど、在宅医療を選択するための普及・啓発が浸透していない状況がみられます。市民への普及・啓発のあり方を見直すなど、市民が自分らしい納得のいく最期を迎えられるための環境づくりが必要となっています。

**◇地域ケア総合推進センターの機能強化**

平成27年度に開設した地域ケア総合推進センターは、地域医療・介護の推進と、市民の療養生活を支援するため、「総合相談」、「在宅医療推進・医療と介護の連携強化」、「地域包括支援センターの医療連携・認知症支援」の3つを柱に、医療面から地域包括ケアを支える拠点として活動を展開しています。引き続き、それぞれの地域の特性に応じた地域包括ケアの深化に向けた取組を進める必要があります。

**◇岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区の推進**

平成25年に全国初の在宅介護分野に特化した総合特区の指定を受け、介護事業所における介護サービスの質の評価を行う事業や、在宅介護や介護事業所従事者の負担軽減で効果が見込まれる最先端介護機器を貸与するモデル事業等を推進しました。

主な指標（単位）	H30	R1
在宅医療提供体制整備数（福社区：累計）	2	3
地域ケア総合推進センターにおける退院支援件数（件）	39	46

### 課題認識・基本的な考え方

- 在宅医療に対応できる医師や看護師を地域で確保し、身近な地域で在宅医療を受けることができる環境を整備していく必要があります。
- 診療所が少ない地域や医師の高齢化が進む地域などについては、地域の医療・介護関係者と議論し、住み慣れた地域で最期まで暮らすことができる医療・介護提供体制を構築していく必要があります。
- 退院から在宅の流れを確認し、市民と専門職に対して在宅医療が提供されるまでの流れや在宅で暮らす上でのサービスの見える化を進める必要があります。

### 施策展開の方向性

#### (1) 在宅を支える基盤づくり（人材育成）

- ・これまでの事業の成果を検証しながら、在宅医療を行う医師、訪問看護師等、在宅を支える人材の育成・質の向上をより効果的・効率的に進めます。

#### (2) 在宅への流れの構築（多職種連携）

- ・平成30年に作成した退院支援ツールを活用するなど、医療と介護の連携を促進させ、病院から在宅への復帰を円滑にし、住み慣れた地域で最期まで暮らすことができる環境整備を進めていきます。
- ・また、専門職間の顔の見える関係づくりが進み、ネットワークが強化されるよう、多職種連携の取組を引き続き推進していきます。

#### (3) 市民がつくる在宅医療（意識醸成）

- ・住み慣れた地域で最期まで暮らせるまちの実現に向けたアプローチとして、終末期における本人や家族の納得のいく医療・介護を受けられるよう、かかりつけの医師、歯科医師、薬剤師等を持つことや、今後の治療・療養について、患者、家族等と医療従事者があらかじめ話し合うプロセスであるACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及・啓発を推進します。

#### (4) 地域包括ケアの深化に向けた取組

- ・それぞれの地域における将来的な人口及び年齢構成や、医療・介護資源の今後の状況予測などの具体的なデータに基づき、地域の特性に応じた入院から看取りまでの包括的な在宅医療提供体制の整備を進め、地域包括ケアシステムの深化を図っていきます。

#### (5) 在宅介護の推進

- ・引き続き総合特区を推進し、高齢者が能力・意欲に応じて就労や社会貢献・参加活動を行える仕組みの構築をめざすなど、従来の取組をさらに発展させ、介護が必要になっても、高齢者が生涯現役で活躍し、住み慣れた地域で安心して暮らすこと（在宅介護）ができる体制の構築をめざします。

【重点施策5の施策展開の方向性と主な事業】

(1) 在宅を支える基盤づくり（人材育成）

- ①訪問診療支援事業
- ②訪問看護支援事業
- ③岡山市認定在宅介護対応薬局認定事業
- ④在宅療養支援強化事業

(2) 在宅への流れの構築（多職種連携）

- ①地域における在宅医療・介護連携体制の整備（提供体制ワーキング）
- ②退院支援職員研修事業

(3) 市民がつくる在宅医療（意識醸成）

- ①市民出前講座等普及啓発事業
- ②ACP（アドバンス・ケア・プランニング）普及啓発事業

(4) 地域包括ケアの深化に向けた取組

- ①地域ケア総合推進センターの機能強化

(5) 在宅介護の推進

- ①デイサービス改善インセンティブ事業
- ②介護機器貸与モデル事業
- ③訪問介護インセンティブ事業

## 主な事業

## (1) 在宅を支える基盤づくり（人材育成）

①訪問診療支援事業		担当課		医療政策推進課			
概要	・積極的に訪問診療に取り組む診療所を増やすとともに、情報交換や相互相談ができる在宅医療ネットワークの構築を図るため、訪問診療開始時に必要な知識やスキル、連携の手法・方法等の習得ができる研修会を開催します。						
現状	・東京大学高齢社会総合研究機構、国立長寿医療研究センター等が連携し開発した研修プログラムを基に、在宅における特徴的な疾患とその対応方法などの訪問診療に関する内容にグループワークや同行訪問による実地研修等を組み入れた研修を実施しています。						
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医療で求められる在宅医のネットワークが図られるよう、多職種も参加可能な研修会を開催します。</li> <li>地域における在宅医療提供体制の構築に向け、在宅医療参入の具体的な課題等を踏まえ、内容を見直しながら事業を進めます。</li> </ul>						
実績・目標値	表 研修参加者数 <span style="float:right">単位：人</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	—	—	—	40	40	40
	実績 (R2 は見込み)	42	44	40			

②訪問看護支援事業		担当課		医療政策推進課			
概要	・潜在看護師*を掘り起こすなど、訪問看護の従事者の増加や定着を図るための研修を実施します。						
現状	・再就職を考える看護師を対象に、訪問看護の実態についての正しい情報提供と実技体験、現場体験ができる体験研修を開催しています。						
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問看護の潜在的ニーズは高く、訪問看護師の確保は重要な問題です。</li> <li>再就職を考える看護師に訪問看護への認識を深め、負担感の少ない体験を主とする短期研修へ参加できる機会を設け、訪問看護への従事希望者を増やすことをめざすとともに、定着を図るための取組を実施します。</li> </ul>						
実績・目標値	表 研修参加者数 <span style="float:right">単位：人</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	60	70	75	40	40	40
	実績 (R2 は見込み)	33	36	30			

\* 潜在看護師：看護師免許を保持しているが、現在看護師として就業していない人

③岡山市認定在宅介護対応薬局認定事業				担当課	医療政策推進課		
概要	・県薬剤師会の在宅可能薬局等に登録済みの薬局で、所定の研修を受講した薬剤師が所属するなど認定要件を満たし、市薬剤師会が推薦した市内開設薬局を対象に、「岡山市認定在宅介護対応薬局」として毎年度認定しています。						
現状	・市薬剤師会が推薦する薬局を「岡山市認定在宅介護対応薬局」として認定し、市ホームページ等で市民や医療・介護事業所に周知しています。						
方針	・在宅療養や在宅緩和ケアを希望する患者に対する薬剤管理等のニーズの増加も見込まれることから、訪問薬剤管理指導を行う薬局・薬剤師を増やす取組を進めます。						
実績・目標値	表 認定薬局数						単位：店舗
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	110	120	130	140	150	160
	実績 (R2 は見込み)	93	90	150			

④在宅療養支援強化事業				担当課	医療政策推進課		
概要	・本人の状態に応じた医療的ケア等の必要な支援が受けられるよう、市内の介護支援専門員に在宅医療に関する研修を行います。また、研修受講修了者の在籍する事業所には、「岡山市在宅療養支援強化研修修了事業所」として修了証書を交付します。						
現状	・研修修了事業所について、医療的ケアを含めた生活全般を支えるケアマネジメントスキルを持った事業所として、市ホームページ等で市民や医療・介護事業所に周知しています。						
方針	・医療的ケアを含めたケアマネジメントスキルの向上につながる研修を実施し、医師・看護師等の医療職とで、スムーズに情報共有や連携できる体制づくりをめざします。						
実績・目標値	表 修了事業所数						単位：事業所
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	100	100	100	100	100	100
	実績 (R2 は見込み)	92	84	80			

## (2) 在宅への流れの構築（多職種連携）

①地域における在宅医療・介護連携体制の整備 (提供体制ワーキング)		担当課	医療政策推進課
概要	・医師の在宅医療への参入に係る課題を解消し、増加する医療需要に対応可能な医療提供システムを検討・構築します。		
現状	・在宅医療に関わる関係団体から意見聴取を行い、病院の入退院における多職種連携ルールを平成30年に策定し、「在宅医療・介護あんしんガイド」を作成しました。 ・診療所医師が在宅医療へ参入するにあたっての阻害要因を軽減させ、増加する医療需要に対応するため、多職種が連携する在宅医療提供体制を福祉区ごとに整備を進めています。		
方針	・それぞれの地域における将来的な人口及び年齢構成や、医療・介護資源の今後の状況予測などの具体的なデータに基づき、地域の特性に応じた入院から看取りまでの在宅医療提供体制について、あるべき姿を検討・構築するための取組を進めます。		

②退院支援職員研修事業		担当課	医療政策推進課				
概要	・退院支援に関わる病院職員を対象に、多職種連携の方法や課題の検討、情報共有を実施し、退院支援サービスの質向上を図る研修会を実施しています。						
現状	・入退院支援に関する事例紹介にグループワーク等を組み入れ、訪問看護師や介護支援専門員と共同で研修を実施しています。						
方針	・「病院内外の多職種をつなぐ」「病院と地域をつなぐ」役割を担い、連携機能を強化するとともに、病院から在宅へ円滑な退院支援が行える取組を実施します。						
実績・目標値	表 受講者数 <span style="float: right;">単位：人</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	—	—	—	56	56	56
	実績 (R2 は見込み)	86	43	0			

### (3) 市民がつくる在宅医療（意識醸成）

①市民出前講座等普及啓発事業		担当課	医療政策推進課				
概要	・在宅医療・介護の推進を図るために、市民が在宅医療について認識を深めていくことができるよう、在宅医療や介護予防等に関する情報提供や意識啓発を行います。						
現状	・在宅医療・介護についての出前講座を、地区組織、サロン、小地域ケア会議、公民館等で実施しており、行政からかかりつけ医の重要性や在宅医療・介護・予防の制度等を伝えるとともに、専門職から在宅医療・介護の現状を紹介しています。						
方針	・住み慣れた地域で最期まで暮らせるまちの実現に向けたアプローチとして、終末期における本人や家族の納得のいく医療・介護を受けられるよう、かかりつけの医師、歯科医師、薬剤師等を持つことや、今後の治療・療養について、患者、家族等と医療従事者があらかじめ話し合うプロセスであるACP(アドバンス・ケア・プランニング)の普及・啓発を推進します。						
実績・目標値	表 市民出前講座参加者数						単位：人
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	2,350	2,400	2,450	1,500	1,600	1,700
	実績 (R2は見込み)	2,015	1,826	500			

②ACP(アドバンス・ケア・プランニング)普及啓発事業		担当課	医療政策推進課				
概要	・市民が自分らしい最期を迎えられる環境づくりのため、ACP(アドバンス・ケア・プランニング)の普及・啓発を進めます。						
現状	・医療関係者への啓発に努めてきましたが、市民が自分らしい納得のいく最期を迎えられるための環境づくりのため、引き続き市民への普及・啓発が必要です。						
方針	・人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドラインを基に、引き続き市民への普及・啓発の推進を行います。						

## (4) 地域包括ケアの深化に向けた取組

①地域ケア総合推進センターの機能強化	担当課	医療政策推進課
概要	<p>・地域ケア総合推進センターは、岡山市の地域医療・介護の推進と、療養生活を支援するための中核地点として整備されました。①総合相談、②在宅医療推進と医療・介護の連携強化、③地域包括支援センターの医療連携・認知症支援の3つを柱に、医療面から地域包括ケアを支える拠点として活動しています。</p>	
現状	<p>①総合相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療や介護などのサービスや制度についての相談</li> <li>・地域の医療・福祉資源の情報提供</li> <li>・市内病院における退院支援が困難なケース(資源不足、福祉的課題等で複合的な課題を抱えているなど)の調整作業の支援</li> </ul> <p>②在宅医療推進と医療・介護の連携強化</p> <p>医療と介護が連携した包括的かつ継続的な医療の提供をめざし、主に次の内容を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療提供体制の整備</li> <li>・在宅医療・介護に係る多職種連携を強化する仕組みづくり</li> <li>・在宅療養を支える専門職の資質向上・人材育成の研修会開催</li> <li>・在宅医療・看取りについて市民向けの講座等の開催</li> <li>・医療介護の関係者が連携して患者のスムーズな在宅移行を支援するための仕組みづくり</li> </ul> <p>③地域包括支援センターの医療連携・認知症支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターと共に認知症の相談等の対応</li> <li>・地域包括支援センターに、多職種連携機能をいかした相談支援の実施</li> </ul>	
方針	<p>・全ての市民が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるように、保健・医療・福祉分野の連携を強化するとともに、安心を支える最適な地域医療システムを構築し、予防、診療から介護まで切れ目のないサービスが提供できる仕組みづくりに取り組めます。</p>	

(5) 在宅介護の推進

① デイサービス改善インセンティブ事業		担当課	医療政策推進課				
概要	・介護サービスの質を評価し、利用者の状態像の維持改善に努めている通所介護事業所へインセンティブを付与します。						
現状	・事業所と市が共同で策定した 5 つの評価指標の達成状況や、利用者の日常生活機能の改善について評価を行い、その結果に応じて上位事業所に奨励金等のインセンティブを付与します。 ・平成 25 年度から実施し、令和元年度は市内約 300 事業所のうち 147 事業所が参加しました。						
方針	・参加事業所を増やし、利用者の状態改善に重きを置いた介護サービスの提供をめざします。 ・さらに、利用者の状態改善状況に関する分析を進め、介護サービスにおける質の評価の必要性を国に提言します。						
実績・目標値	表 事業参加デイサービス事業所数 <span style="float:right">単位:事業所</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	170	175	180	155	160	
	実績 (R2 は見込み)	144	147	150			

② 介護機器貸与モデル事業		担当課	医療政策推進課				
概要	・介護保険給付の対象になっていない新たな介護機器を、モデル的に 1 割の利用者負担で貸与し、利用効果等を収集して国へ報告することで、将来的に介護保険給付の対象として全国展開を図ります。						
現状	・全国公募により、平成 25 年度に 3 機器、平成 26 年度に 3 機器、平成 27 年度に 6 機器を選定し、1 機器が契約終了したため、計 11 機器で市民への貸与を実施。 ・平成 26 年 1 月からの事業実施以降、利用者は着実に増加しています。						
方針	・利用者を増やすとともに、機器の利用効果等のデータを蓄積して個別機器に関する分析も進め、福祉用具貸与分野の種目追加を国へ提言していきます。						
実績・目標値	表 機器利用人数(延べ人数) <span style="float:right">単位:人</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	600	700	800	900	1,000	
	実績 (R2 は見込み)	652	753	819			

③訪問介護インセンティブ事業		担当課	医療政策推進課				
概要	・訪問介護事業所に岡山市からリハビリ専門職を派遣し、利用者のアセスメントやヘルパーへの助言を実施します。また、利用者の状態像の維持改善に努めている訪問介護事業所へインセンティブを付与します。						
現状	・3つの評価指標の達成状況や、利用者の日常生活機能の改善について評価を行い、その結果に応じて上位事業所に奨励金等のインセンティブを付与します。 ・令和元年度から事業を開始し、令和元年度は市内約200事業所のうち16事業所が参加しました。						
方針	・参加事業所を増やし、より多くの訪問介護事業所に岡山市からリハビリ専門職を派遣することで、利用者の「自立」を意識した介護サービスの提供をめざします。						
実績・目標値	表 事業参加訪問介護事業所数(累計・前年度との重複は除く) <span style="float: right;">単位:事業所</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	—	—	—	30	40	
実績 (R2は見込み)	—	16	17				

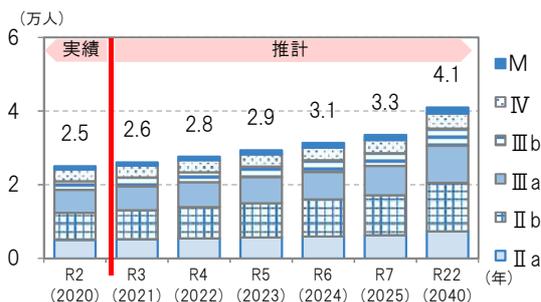
重点施策6

認知症施策の推進

現状

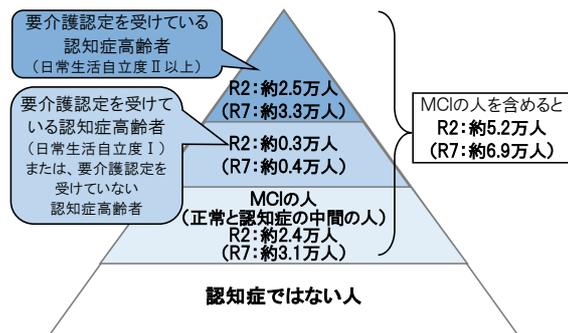
- 岡山市における認知症高齢者数（介護保険認定者のうち認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）は、令和2年9月末時点で約2.5万人であり、介護保険認定者の約6割を占めています。令和7（2025）年には、認知症高齢者数は約3.3万人に達する見込みであり、正常と認知症との中間の状態の軽度認知障害（MCI）有病者数は約3.1万人になることが予測されています。また、令和22（2040）年には、認知症高齢者数は約4.1万人に達する見込みです。
- 岡山市高齢者実態把握調査では、「認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人」は約1割です。少子高齢化・核家族化の進展に伴い、高齢者単身世帯や高齢者のみ世帯が増加しています。また、認知症有病率は加齢に伴い上昇することから、今後、一人暮らしの認知症高齢者や、本人も介護者も認知症である、いわゆる認認介護世帯の増加が懸念されます。
- 同調査では、認知機能の低下リスク該当者は、非認定者で約5割、認定者等で約6割です。一方で、非認定者・認定者等の約4割の人が「認知症を早期に発見できる検査を受けたくない」と回答しており、その理由として、「分かってもどうしようもないと思うから」が約5割と最も多くなっています。また、認知症に関する相談窓口を知っている人は約2割、介護者が不安を感じる介護としては、「認知症状への対応」が多くなっています。
- 要支援・要介護認定を受けている若年性認知症の人は約280人となっています。岡山県が若年性認知症支援コーディネーターを配置しており、岡山市も連携して支援をしていますが、就労・社会参加や経済的な問題など、認知症高齢者の支援とは違う課題がみられます。若年性認知症の人や家族へのヒアリングにおいても、若年性認知症の人同士が話をする機会の必要性、認知症サポーター養成講座も含め若年性認知症の理解を広げる取組が必要であるという意見がありました。
- 令和元年における全国の認知症を原因とする行方不明者の届出は、約1.7万人であり、平成24年に統計を開始してから7年連続で増加しています。岡山市では、市民や警察と連携し、早期発見につながる体制を構築しています。
- 令和元年6月に国の認知症施策推進大綱が取りまとめられ、「認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進」という基本的考え方が示されました。また、PHOの実現に向けたチャレンジの一つとして認知症施策の推進が位置付けられており、「増加が見込まれる認知症の人が地域で生きがいを持って生活できる」よう取り組む必要があります。

■岡山市の認知症高齢者数推計



出典：岡山市介護認定データ(R2年9月末)をもとに推計

■岡山市の認知症高齢者の推計(R2年9月末時点、R7(2025)年)



出典：R2年9月末時点人口とR7年推計人口をもとに算出

## 第7期計画の主な取組・評価

**◇認知症に関する正しい知識の普及啓発と、早期発見から適切な支援につなげる体制の確立**

認知症サポーター養成講座等により、認知症に関する正しい知識の普及啓発を進めましたが、働いている世代向けの講座回数は少ない状況です。また、岡山市認知症かかりつけ医制度の開始により、地域における認知症の早期発見・早期対応を促進しましたが、認知症の診断直後から介護保険サービスを利用するまでの空白の期間について、日常生活支援など取組の選択肢が少ない状況です。

**◇認知症に対する医療・介護連携の促進**

認知症サポート医については、令和元年度までに計画を上回る 54 人を養成し、岡山県の養成者を含めると令和元年度末時点で市内に 89 人の認知症サポート医がいる状況です。

令和元年度より、認知症の初期段階から医療と介護・福祉が連携して認知症の人とその家族を支えるため、認知症に関して気軽に相談でき、より早い段階から適切な医療と介護サービスの提供、福祉へのつながりができる体制づくりを目的として岡山市認知症かかりつけ医制度を開始しました。令和元年度末時点で 234 人が認知症かかりつけ医として登録しています。

**◇認知症の人と家族への支援の強化**

認知症カフェやコールセンターの設置により、居場所や相談体制の充実を図りました。しかし、認知症の人の参加や認知症の人同士やその家族同士が相談できる場は少なく、認知症の人が安心して参加できる場を十分に提供できていない状況です。

**◇地域における認知症への理解の浸透と見守り体制の充実・強化**

養成数は順調に増加しましたが、認知症サポーターが地域での見守りや認知症の人や家族の支援ニーズに合った活動をするための働きかけや機会の提供が不十分です。

主な指標（単位）	H30	R1
認知症サポーター養成人数（人：累計）	46,204	52,565
認知症サポート医養成者数（人：累計）	46	54

## 課題認識・基本的な考え方

- 国の認知症大綱における「共生」と「予防」という基本的な考え方を踏まえ、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、容態の変化に応じて適切な医療・介護サービス等を切れ目なく、適切なタイミングで提供できる体制づくりを関係機関と連携して進める必要があります。
- また、若年性認知症を含め認知症の人やその家族の視点を重視した取組の充実を図り、地域住民や企業、学校等関係機関と連携し、地域支援体制を充実する必要があります。
- 新型コロナウイルス等の感染症の影響で、外出機会や人との交流が減る状況の中で、認知症の人も含め、高齢者が感染予防を行いつつ、心身の機能低下を予防し、健康の維持を図っていくことができるよう支援の強化が必要です。また、地域における新型コロナウイルスの感染状況を確認し、3密を避けるなど感染拡大防止に配慮しつつ、普及啓発や居場所づくりなどの取組を推進する必要があります。

## 施策展開の方向性

### (1) 認知症に関する正しい知識の普及啓発

- ・認知症の正しい知識や理解の普及・啓発について、地域住民や企業、学校等関係機関と連携し、企業の従業員、子ども、学生に対する認知症サポーター養成講座の取組を強化します。
- ・認知症の人が自らの言葉で語り、いきいきと活動している姿等を積極的に発信していくため、従来の広報媒体や啓発イベントでの周知に加え、認知症とともに生きる希望宣言を活用した、地域・病院・施設等での周知広報の強化に取り組みます。

### (2) 認知症への備えとしての取組の推進

- ・公民館で行われる介護予防教室など高齢者が身近に通うことができる通いの場への参加促進やフレイル対策事業の充実を図り、認知症予防に資する可能性のある活動を推進します。

### (3) 認知症に対する医療・介護連携の推進

- ・国の認知症大綱に基づき認知症サポート医の養成及びかかりつけ医に対する研修実施を継続し、認知症サポート医を含めた認知症かかりつけ医と地域包括支援センター等の連携により、認知症の人とその家族をサポートする体制づくりを一層推進します。
- ・総合特区デイサービス改善インセンティブ事業の中で、早期発見のためのアセスメントシートである DASC 調査を実施することにより、認知症の早期発見・早期対応を図ります。
- ・75歳以上の運転免許更新時等に義務付けられている認知症検査を活用するなど、認知症リスクの高い高齢者の早期診断・早期対応を推進します。

### (4) 認知症の人と家族への支援の強化

- ・認知症の人と家族が地域で孤立することなく、認知症の人が持つ力を最大限にいかしながら、住み慣れた地域で生きがいを持って生活できるよう、認知症カフェや、認知症の本人同士が語り合う本人ミーティングなどの居場所づくりを進めます。
- ・認知症の人やその家族が、当事者同士の相談を含め気軽に誰かに相談できる体制を充実し、本人の不安の軽減や家族の介護の負担軽減を図ります。また、認知症の人やその家族の視点を施策等へ反映させます。さらに、若年性認知症については、高齢者の認知症とは違った課題があるため、若年性認知症の人同士や家族同士がつながり今後を話し合える取組を推進します。

### (5) 地域における認知症への理解の浸透と地域支援体制の充実・強化

- ・認知症の人が地域で暮らし続けることができるよう、認知症について正しく理解し、認知症の人と家族を温かく見守り、支援する認知症サポーターの養成を進めます。
- ・地域における認知症の人への支援体制整備のため、より実際の活動につなげるための講座を受講したボランティアの養成や、認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターによる支援をつなぐ仕組みづくりについて検討していきます。
- ・認知症高齢者等が行方不明になった時の早期発見や事故の未然防止を図るため、地域での見守り・支援体制の充実を図ります。

## 【重点施策6の施策展開の方向性と主な事業】

## (1) 認知症に関する正しい知識の普及啓発

- ①認知症の普及啓発事業
- ②認知症サポーター養成講座
- ③認知症とともに生きる希望宣言普及啓発

## (2) 認知症への備えとしての取組の推進

- ①介護予防センターのリハビリテーション専門職等をいかした取組【施策4(1)①再掲】
- ②通いの場の運営支援「あつ晴れ!もも太郎体操」【施策4(1)②再掲】
- ③介護予防教室【施策4(1)③再掲】

## (3) 認知症に対する医療・介護連携の推進

- ①認知症疾患医療センターの運営
- ②認知症地域支援推進員の配置
- ③認知症初期集中支援チーム
- ④認知症サポート医の養成
- ⑤かかりつけ医の認知症対応力向上研修
- ⑥介護サービス事業所職員に対する認知症対応力向上研修
- ⑦デイサービス改善インセンティブ事業【施策5(5)①再掲】
- ⑧認知症情報共有事業
- ⑨認知症の早期発見・早期対応促進事業

## (4) 認知症の人と家族への支援の強化

- ①認知症コールセンター設置運営事業
- ②認知症カフェ運営事業
- ③若年性認知症の人への支援
- ④本人ミーティング推進事業
- ⑤認知症ピアサポート活動支援事業

## (5) 地域における認知症への理解の浸透と地域支援体制の充実・強化

- ①認知症サポーター養成講座【施策6(1)②再掲】
- ②認知症サポートリーダー養成講座
- ③認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業
- ④認知症高齢者見守り事業

主な事業

(1) 認知症に関する正しい知識の普及啓発

① 認知症の普及啓発事業	担当課	高齢者福祉課
概要	・認知症は早期発見・早期治療と早期対応が有効であり、認知症となっても様々な工夫により、その人らしい生活を地域で続けられることなど、認知症に関する正しい知識の普及を進めます。	
現状	・パネル展や講演会等の認知症の普及啓発イベント、認知症サポーター養成講座等による普及啓発を行っています。	
方針	<p>・世界アルツハイマー月間*における普及啓発イベント等の各種の普及啓発の取組を行うとともに、認知症の人が意見発信する機会を設け、認知症への社会の理解を深めます。</p> <p>・認知症の容態に応じた適切なサービス提供の流れを示した、認知症ケアパスの普及に努めます。</p> <div style="text-align: center;"> <p>認知症ケアパスのイメージ</p> </div>	

\* 世界アルツハイマー月間:1994年「国際アルツハイマー病協会」(ADI)が、世界保健機関(WHO)と共同で毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」と制定し、この日を中心に認知症の啓蒙を実施し、9月を「世界アルツハイマー月間」と定め、様々な取り組みを行っている

②認知症サポーター養成講座		担当課		高齢者福祉課			
概要	・認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かい目で見守る応援者である認知症サポーターを養成します。						
現状	・認知症サポーターを一人でも多く増やし、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進するため「認知症サポーター養成講座」を地域で開催しています。 ・岡山ふれあいセンター等で、認知症サポーター養成講座を定期的で開催しています。						
方針	・地域住民や企業、学校等関係機関と連携し、企業の従業員、子ども、学生に対する認知症サポーター養成講座の取組を強化します。						
実績・目標値	表 認知症サポーター養成人数（ ）はうち企業サポーターの養成人数（累計）						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	46,000	52,000	58,000	59,000 (1,200)	63,000 (2,400)	67,000 (3,600)
実績 (R2 は見込み)	46,204	52,565	55,000				

③認知症とともに生きる希望宣言普及啓発		担当課		高齢者福祉課		
概要	・「認知症とともに生きる希望宣言」(認知症とともに暮らす本人一人ひとりが自らの体験と想いを言葉にしたもの。希望を持って前を向き自分らしく暮らし続けることをめざし 2018 年 11 月、日本認知症本人ワーキンググループ(JDWG)が表明。)を普及し、認知症の人の社会参加の促進や、認知症があってもなくても共に生きる地域づくりを啓発します。					
現状	・パネル展での「認知症とともに生きる希望宣言」の展示や、認知症安心ガイドブックへ掲載し、普及啓発を図っています。					
方針	・地域で「認知症とともに生きる希望宣言」を普及します。 ・「認知症とともに生きる希望宣言」をもとにした、認知症の人の視点で地域づくりを考える話し合いを実施し、参加者が自らの言葉で希望宣言できる機会をつくれます。					

## (2) 認知症への備えとしての取組の推進

<p><b>①介護予防センターのリハビリテーション専門職等をいかした取組【施策4(1)①再掲】</b></p>	<p>担当課</p>	<p>地域包括ケア推進課</p>
<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防センターは、高齢者が要介護状態になることを予防し、地域において高齢者個々人の生活が継続できるよう、支援を目的に設置した介護予防の専門機関で、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、管理栄養士、介護福祉士、健康運動指導士の専門職を配置しています。</li> <li>・運動、栄養、口腔等の各種プログラムの提供など介護予防の重要性についての普及啓発、地域での自主的な介護予防活動の立ち上げ・継続支援、専門性をいかした高齢者の自立支援に向けた取組の推進を行っています。</li> </ul>	
<p><b>②通いの場の運営支援「あっ晴れ!もも太郎体操」【施策4(1)②再掲】</b></p>	<p>担当課</p>	<p>地域包括ケア推進課</p>
<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「あっ晴れ!もも太郎体操」は、元気でいきいきと暮らしていくために必要な「歩く力」や「食べる力」などの生活機能の向上を目的に、ストレッチ、お口、筋力トレーニングの3つで構成された体操で、身近な場所で気軽に取り組むことができます。</li> <li>・この体操を中心とした通いの場を週1回以上取り組む5人以上のグループに対して、活動開始時には、介護予防センターの専門職が安全な実施方法を3回にわたってアドバイスするとともに、その後も定期的な活動継続支援を行っています。</li> </ul>	
<p><b>③介護予防教室【施策4(1)③再掲】</b></p>	<p>担当課</p>	<p>地域包括ケア推進課</p>
<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防センターが36すべての中学校区で毎月介護予防教室を実施し、運動、栄養、口腔、認知症予防、健康など介護予防に関する知識の普及・啓発を行っています。</li> </ul>	

## (3) 認知症に対する医療・介護連携の推進

①認知症疾患医療センターの運営		担当課	医療政策推進課				
概要	・認知症に関する鑑別診断の実施等の専門的な医療機能の他、認知症に関する普及啓発、地域住民からの相談対応や、かかりつけ医、地域包括支援センター等に対する研修等の地域連携機能も兼ね備えた医療機関である認知症疾患医療センターの運営事業を実施します。						
現状	・平成 23 年から岡山赤十字病院を認知症疾患医療センターとして指定しています。県が指定する 2 病院(岡山大学病院、慈圭病院)を含め、市内 3 センターが設置されています。						
方針	・今後も認知症高齢者の増加が見込まれることから、引き続き、現体制を維持しつつ、新たなセンターの指定の必要性について、地域の実情を考慮しながら検討していきます。						
実績・目標値	表 市内指定機関数						単位:機関
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	3	3	3	3	3	3
	実績 (R2 は見込み)	3	3	3			

②認知症地域支援推進員の配置		担当課	高齢者福祉課				
概要	・医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築、認知症ケアの向上を図ることを目的に、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置しています。						
現状	・認知症地域支援推進員を地域ケア総合推進センターと地域包括支援センター(各福祉区に 1 人)に配置し、それぞれが地域の支援機関と連携しながら活動しています。						
方針	<p>・認知症地域支援推進員が、認知症に関する医療・介護等の連携の推進役として、地域包括支援センター、認知症サポートリーダー等と協力し、認知症の正しい知識の啓発、早期発見とその後の支援、医療・介護の連携強化に努めます。</p> <p>・認知症の人やその家族等から相談があった際、もの忘れ相談会等で知識・経験をいかした相談支援を実施します。</p> <p>・地域の実情に応じて、認知症の人やその家族を支援し、家族の介護負担の軽減等を図るため、認知症カフェの開設や運営の支援等、支援体制を構築するための取組を進めます。</p>						

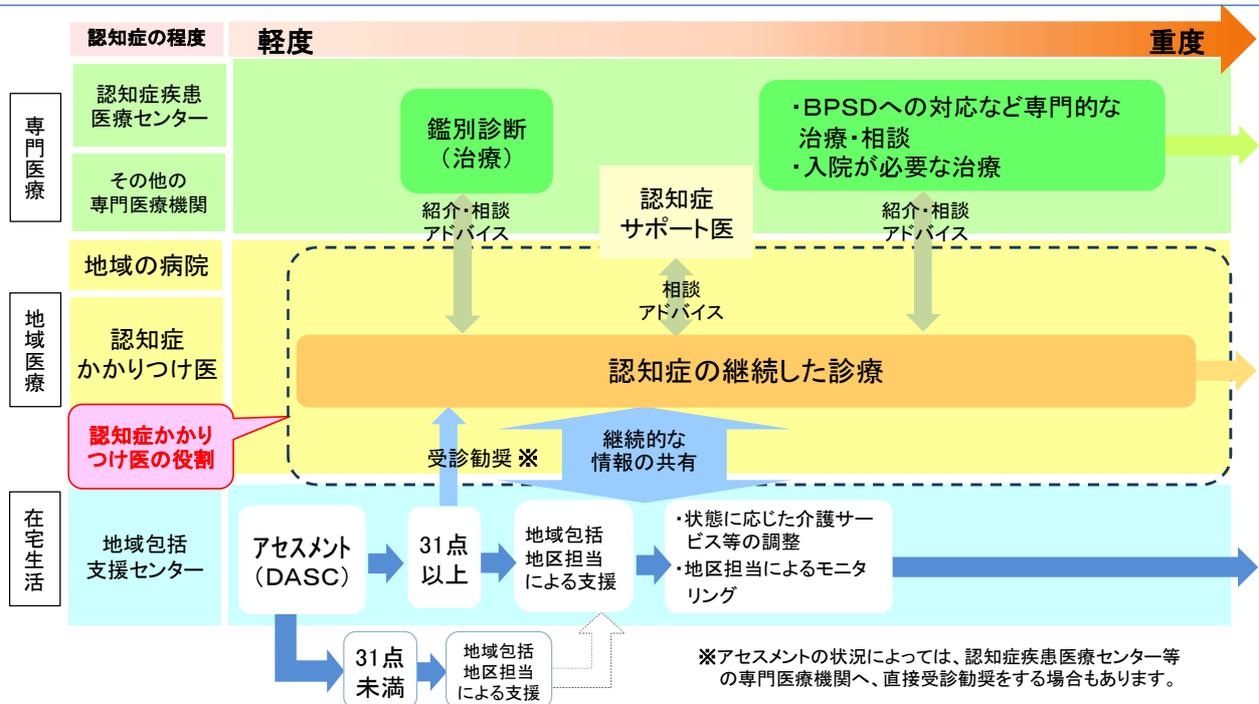
③認知症初期集中支援チーム		担当課	高齢者福祉課 医療政策推進課				
概要	・認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築に向けて、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを設置しています。						
現状	・地域ケア総合推進センターと各地域包括支援センターにチーム員を配置し、それぞれが連携しながら、医療職・福祉職がチームとなって活動しています。 ・対応ケースへの家庭訪問による支援の他、関係者を集め、専門医を含む認知症初期集中支援チーム員会議を開催・協議し、共通認識を持つ中で状況に即応した医療・介護サービスの利用調整と、支援者への確実な引継ぎ、支援終了後のモニタリング実施による切れ目のない支援を行っています。						
方針	・認知症初期集中支援チームが、地域包括支援センター、医師会、認知症かかりつけ医、認知症サポート医、認知症疾患医療センター等各関係機関と連携し、認知症の人が早い段階で適切な支援機関につながるができるように、チームの活動の質の向上と、市民への周知を強化していきます。						
実績・目標値	表 認知症初期集中支援チーム対応ケース数 <span style="float:right">単位：件</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	70	80	90	90	90	90
	実績 (R2は見込み)	95	76	48	/	/	/
	表 医療・介護につながった件数 <span style="float:right">単位：件</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
計画	49	60	72	75	80	85	
実績 (R2は見込み)	80	49	31	/	/	/	

④認知症サポート医の養成		担当課	医療政策推進課				
概要	・認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医等への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成します。						
現状	・平成 21 年度から令和元年度までに 54 人のサポート医を養成しています。 ・県が養成した人数等も含めると令和元年度末時点で市内に 89 人のサポート医がいる状況です。						
方針	・サポート医の養成については、サポート医向けの研修や意見交換の場を設けるなどサポート医のスキルアップを図っていきます。 ・また、かかりつけ医、認知症疾患医療センターを含めた専門医療機関、地域包括支援センターとの連携体制の中でのサポート医の役割を明確にしていきます。						
実績・目標値	表 認知症サポート医養成者数(累計) <span style="float:right">単位：人</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	40	45	50	62	70	78
	実績 (R2は見込み)	46	54	54	/	/	/

⑤かかりつけ医の認知症対応力向上研修		担当課	医療政策推進課				
概要	・高齢者が日頃から受診する、かかりつけ医に対し、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人とその家族を支える知識・方法を取得するための研修を実施します。						
現状	・平成 21 年度から令和元年度までに延べ 440 人が認知症対応力向上研修を受講しています。						
方針	・今後も継続的に研修を実施します。 ・特に未受講の医師に対し、受講を促進し、市域全体のかかりつけ医の認知症対応力の底上げを図ります。 ・また、新規受講の医師に対し、認知症かかりつけ医への登録勧奨を行います。						
実績・目標値	表 受講者数(延べ人数) <span style="float:right">単位:人</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	350	380	410	490	520	550
実績 (R2 は見込み)	371	440	460				

## 認知症かかりつけ医制度

認知症の初期対応及び専門医療機関等への確実なつなぎができ、地域包括支援センターなど介護・福祉分野との連携を図ることができる医師を登録する制度。



<b>⑥介護サービス事業所職員に対する認知症対応力向上研修</b>		<b>担当課</b>		事業者指導課			
<b>概要</b>	・介護サービス事業所職員に対する認知症対応力向上に向けた研修を実施します。						
<b>現状</b>	・認知症介護サービスを提供する事業所の開設者や管理者に就任予定の職員に対し、事業所を管理運営していくために必要な知識や技術に加えて、認知症の人に対する適切なサービス提供に関する知識等を修得する研修の実施、また、介護サービス事業所職員に対し、認知症に関する基礎的な知識や技術と、それを実践する際の考え方を身につける研修を実施することにより、各サービス事業者における認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図っています。						
<b>方針</b>	・認知症高齢者の増加に伴い、今後もさらに介護サービス事業所職員の研修は必要であり、引き続き実施していきます。認知症の人に対する知識や技術を高めた職員を配置するサービス提供事業所を地域資源として活用し、地域において気軽に介護相談ができる場を提供することも引き続き検討します。						
<b>実績・目標値</b>	<b>表 認知症対応型サービス事業管理者等研修参加者数</b>						<b>単位：人</b>
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	85	85	85	65	65	65
	実績 (R2 は見込み)	47	53	46			
	<b>表 認知症介護基礎研修参加者数</b>						<b>単位：人</b>
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
計画	180	180	180	150	150	150	
実績 (R2 は見込み)	127	60	137				

<b>⑦デイサービス改善インセンティブ事業【施策5(5)①再掲】</b>		<b>担当課</b>		医療政策推進課		
<b>概要</b>	・介護サービスの質を評価し、利用者の状態像の維持改善に努めている通所介護事業所へインセンティブを付与します。					

<b>⑧認知症情報共有事業</b>		<b>担当課</b>		医療政策推進課		
<b>概要</b>	・75 歳以上の高齢者の運転免許更新時等に義務付けられている認知機能検査を活用し、認知症リスクの高い高齢者の早期診断・早期対応を推進しています。					
<b>現状</b>	・岡山県警が認知症リスクの高い高齢者へ認知機能検査の結果を通知する際に、地域包括支援センターの案内文を同封しています。					
<b>方針</b>	・岡山県警と連携することにより、認知症高齢者の円滑な生活支援を推進します。					

⑨認知症の早期発見・早期対応促進事業		担当課	高齢者福祉課
概要	・より幅広い年代の市民に対して、認知症の早期発見・早期対応を促進します。		
現状	・65 歳になる市民に、地域包括支援センターの総合相談につながる「高齢者に関する困りごとチェックリスト」の送付や、地域包括支援センターでの DASC-21*の実施、認知症早期発見チェックを掲載しているパンフレット等を配置しています。		
方針	・web上での認知症早期発見システムの配信と、認知症発見のためのチェックリストを市のホームページに掲載、また、医療機関に配置し、認知症の早期発見・早期対応につながるきっかけをつくれます。		

#### (4) 認知症の人と家族への支援の強化

①認知症コールセンター設置運営事業		担当課	高齢者福祉課
概要	・認知症介護の専門家や経験者が対応するコールセンターを設置し、認知症の人や家族が気軽に相談できる体制を構築します。		
現状	・認知症の地域ケア体制を推進し、認知症の人やその家族が地域で安心して生活できるように、相談内容に応じた助言等の支援をします。		
方針	・相談内容により、地域包括支援センター、介護サービス事業所、医療機関等関係機関が行う支援へ適切につなぐとともに、地域包括支援センター等の関係機関との連携を図り、相談への効果的な支援を行います。		

\* DASC-21:「認知機能障害」と「生活機能障害」を評価することが可能な認知症のスクリーニングツール

②認知症カフェ運営事業		担当課	高齢者福祉課				
概要	・認知症になっても住み慣れた地域で、安心して尊厳のあるその人らしい生活を継続するとともに、家族の介護負担の軽減を図るため、認知症カフェの運営を支援しています。						
現状	・認知症地域支援推進員が、認知症サポートリーダー等の地域のボランティア、専門職、事業所等による認知症カフェの運営を支援し、認知症の人やその家族、地域住民、専門職等の誰もが集うことができる場を増やすことで、認知症の人への効果的な支援や、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図っています。						
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での偏りが無いよう、認知症カフェの設置されていない中学校区を中心に開催・運営を支援していきます。また認知症カフェが設置されている地域においても開催・運営を支援し充実を図ります。</li> <li>・認知症サポートリーダー等の地域住民が認知症カフェへ参加し地域での活動を行うことを促進し、希望があれば認知症の人が運営にも参加できるカフェをめざします。</li> </ul>						
実績・目標値	表 認知症カフェの数(累計) <span style="float:right">単位:箇所</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	26	32	38	42	47	52
	実績 (R2は見込み)	28	36	37			

③若年性認知症の人への支援		担当課	高齢者福祉課			
概要	・高齢者の認知症とは違った課題がある若年性認知症の人への支援を強化します。					
現状	・認知症サポーター養成講座等を通じて、若年性認知症についての正しい知識の普及啓発に努めています。					
方針	・若年性認知症の正しい知識の普及啓発による早期診断・早期対応につなげ、岡山県の若年性認知症支援コーディネーターと連携した個別支援の実施の他、本人ミーティングの場等を中心に、若年性認知症の人やその家族の意見を聞く機会を設けます。					

④本人ミーティング推進事業		担当課	高齢者福祉課			
概要	・認知症の人同士が、自分がやりたいことや、あったら良いと思うものをお互いに語り合う、本人ミーティングの取組を推進します。					
現状	・岡山市本人ミーティング PR 事業を実施し、本人ミーティングを自主的に取り組む団体等が市内で実施している本人ミーティングを周知しています。					
方針	・本人ミーティングでの認知症の人の意見の市施策への反映や、市民への発信により認知症への理解を深め、認知症とともに希望を持って生きることが出来る地域づくりを進めます。					

<b>⑤認知症ピアサポート活動支援事業</b>		<b>担当課</b>	高齢者福祉課	
<b>概要</b>	・認知症の人、家族の人同士だからこそできる不安の軽減や、今後について前向きに考える機会をつくるため、認知症の人同士や家族同士が相談できるピアサポート*活動を支援します。			
<b>現状</b>	・認知症の人から、認知症の人同士が話す機会の必要性について意見がありますが、現状は話をする機会につながる取組は認知症カフェ以外にはありません。			
<b>方針</b>	・コーディネーターを配置し、認知症の人同士や、希望する家族同士の相談を支援します。 ・より身近な場所で相談する機会ができるように、出張相談など活動のあり方を検討していきます。			
<b>目標値</b>	表 相談人数( )はうち家族の相談人数			
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	20 (5)	30 (10)	40 (15)

## (5) 地域における認知症への理解の浸透と地域支援体制の充実・強化

<b>①認知症サポーター養成講座【施策6(1)②再掲】</b>		<b>担当課</b>	高齢者福祉課
<b>概要</b>	・認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かい目で見守る応援者である認知症サポーターを養成します。		

<b>②認知症サポートリーダー養成講座</b>		<b>担当課</b>	高齢者福祉課				
<b>概要</b>	・地域住民に対する普及啓発活動や認知症の人やその家族への適切なサポートを自主的に行うことのできる人材を育成することを目的に講座を開催します。						
<b>現状</b>	・認知症サポーターを対象として、開催する認知症サポートリーダー養成講座を受講した人に、認知症サポートリーダー修了証を発行しています。 ・リーダー同士の交流や地域活動の情報共有等により、活動の促進を図っています。						
<b>方針</b>	・認知症地域支援推進員との連携を強化し、認知症サポートリーダーが地域における認知症への理解を深めるための普及啓発についての活動や、認知症の人と家族への支援強化につながる地域づくりについて、認知症の人と家族の支援ニーズと認知症サポーター等による具体的な支援につなげる仕組みの構築と、より実際の活動につなげるための講座(ステップアップ講座)への移行を検討します。						
<b>実績・目標値</b>	表 養成人数(累計)						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	240	290	340	325	350	375
	実績(R2は見込み)	246	298	298			

\* ピアサポート:同じような立場の人によるサポート

<b>③認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業</b>		<b>担当課</b>	高齢者福祉課
<b>概要</b>	・認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み(チームオレンジ)を構築し、地域での見守り、支援する体制を強化します。		
<b>現状</b>	・認知症サポートリーダーの養成を行い、地域における認知症への理解を深めるための普及啓発を主な活動として行っています。 ・認知症サポーターの養成数は順調に増加しましたが、認知症の人や家族の個別支援ニーズに添った地域での具体的な活動をするための働きかけや機会の提供が不十分です。		
<b>方針</b>	・できる範囲で手助けを行うという活動の任意性は維持しつつ、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげるため、認知症地域支援推進員と連携しながら、支援体制の構築を検討していきます。		

<b>④認知症高齢者見守り事業</b>		<b>担当課</b>	高齢者福祉課				
<b>概要</b>	・認知症高齢者の行方不明が増加している中で、認知症の人や家族が地域で安心して住み続けられるために、地域で見守り、支援する体制を構築しています。						
<b>現状</b>	・認知症の人が行方不明になった時に、事前登録された人に対し、捜索依頼のメールを配信し、行方不明者の早期発見に役立てる「行方不明高齢者さがしてメール事業」を実施しています。 ・身元不明の認知症の疑いがある高齢者が、警察に保護された際、一時的に保護できる場所を介護老人福祉施設等に確保し身元が判明するまでの間、高齢者を保護する「認知症身元不明高齢者一時保護事業」を実施しています。						
<b>方針</b>	・「行方不明高齢者さがしてメール事業」の協力者を増やし、地域での見守り、支援する体制の充実を進めます。						
<b>実績・目標値</b>	<b>表 行方不明高齢者さがしてメール事業協力者登録数(累計)</b>						<b>単位:件</b>
		<b>H30</b>	<b>R1</b>	<b>R2</b>	<b>R3 (2021)</b>	<b>R4 (2022)</b>	<b>R5 (2023)</b>
	計画	1,600	1,900	2,200	2,100	2,300	2,500
	実績 (R2は見込み)	1,574	1,714	1,900			

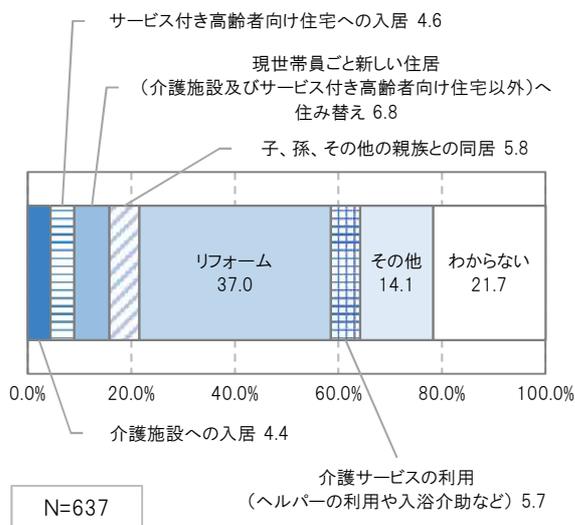
## 重点施策7

## 安心・快適な住まい等の確保

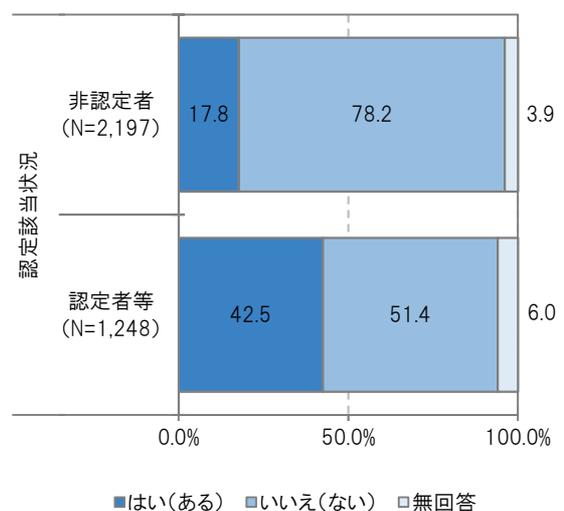
## 現状

- 高齢者が安心して暮らせる「住まい」の確保は、地域包括ケアシステムの構築を進める上で前提となるものです。
- 高齢者単身世帯や高齢者のみ世帯が年々増加する中、生活困窮や社会的孤立等の課題を抱え、地域での生活を継続することが困難となる高齢者の増加が懸念されます。
- 平成30年に内閣府が実施した高齢者の住宅と生活環境に関する調査結果では、現在の住居で何らかの困っていることがある人に、その解決方法を聞いたところ、「リフォーム」が37.0%と最も多く、「現世帯員ごと新しい住居へ住み替え」が6.8%、「子、孫、その他の親族との同居」が5.8%、「介護サービスの利用（ヘルパーの利用や入浴介助など）」が5.7%、「サービス付き高齢者向け住宅への入居」が4.6%、「介護施設への入居」が4.4%となっています。
- 岡山市の高齢者向けの住まい（有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、シルバーハウジング）の戸数は5,682戸（令和2年3月末）となっています。
- 岡山市高齢者実態把握調査では、自宅内で移動する際に段差や階段があつて困っている箇所がある人は、非認定者で17.8%、認定者等で42.5%となっています。自宅のバリアフリー化を進めることで、高齢者にとって安心して暮らせる環境づくりを推進することが求められています。また、運動機能の低下リスク該当者は、認定者等で72.6%と高くなっており、年齢が上がるにつれて増加傾向にあります。
- 老人ホーム等の施設では、新型コロナウイルス感染者が発生した際に集団感染に拡大する恐れがあり、高齢者は重症化リスクも高いため、十分な感染防止対策が必要とされています。また、災害発生時には、自力での避難が困難な人も多いため、避難計画の作成等が必要とされています。

■お住まいの住宅で困っていることの解決方法



■自宅内で移動する際に、段差や階段があつて困っている箇所の有無



出典：内閣府「高齢者の住宅と生活環境に関する調査(H30)」

出典：岡山市高齢者実態把握調査(R1)

## 第7期計画の主な取組・評価

## ◇安定した住まいの確保と快適な環境の整備

「養護老人ホーム」や「軽費老人ホーム」は、経済上の理由等で課題を抱える高齢者の受け皿として機能しています。また、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は民間事業者による整備が進んでおり、高齢者の住まいの選択肢の一つとなっています。

主な指標（単位）	H30	R1
軽費老人ホーム（ケアハウス、軽費老人ホームB型）の入所者数（人）	898	886

## 課題認識・基本的な考え方

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、高齢者の生活ニーズや状況等に応じた多様な住まいが適切に提供される環境を整える必要があります。
- 感染症や災害発生時に備え、施設の感染予防対策や防災体制を強化していく必要があります。
- 住まいや施設等のバリアフリー化を進めるなど、高齢者にとって暮らしやすい住環境づくりを進める必要があります。

## 施策展開の方向性

## (1) 安定した住まいの確保

- ・軽費老人ホーム等による家賃が低廉な住まいの提供や、養護老人ホーム等による適切な生活支援体制を確保するとともに、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームにおいて、入居者に対して適切なサービスが提供されるよう、指導監督の強化を行います。
- ・また、都市整備局での「新たな住宅セーフティネット制度」の取組と連携し、高齢者等が安心して住まうことのできる住宅等の供給を促進します。
- ・感染症予防、感染症対策研修等の周知啓発の指導や、感染症発生時には備蓄物資の緊急放出や協力体制を構築する等、施設との連携の強化を行います。
- ・近年の水害等の発生状況を踏まえ、避難訓練の実施状況、防災に対する意識の啓発、食料、飲料水、生活必需品、防災用品等の備蓄物資等が備えられているか施設の防災計画を定期的に確認し、指導の強化を行います。

## (2) 安心・快適な住環境づくり

- ・関係する部局や事業者と連携・協働しながら、バリアフリー・ユニバーサルデザインの意識の浸透を進めるとともに、高齢者の住宅や施設等のバリアフリー化を促進します。
- ・また、シルバーハウジングに生活援助員を派遣し、高齢者が安心して生活できるよう支援します。

【重点施策7の施策展開の方向性と主な事業】

(1) 安定した住まいの確保

- ① 養護老人ホーム
- ② 軽費老人ホーム（ケアハウス、軽費老人ホームB型）
- ③ 生活支援ハウス
- ④ 有料老人ホーム
- ⑤ サービス付き高齢者向け住宅
- ⑥ シルバーハウジング
- ⑦ 新たな住宅セーフティネット制度

(2) 安心・快適な住環境づくり

- ① すこやか住宅リフォーム助成事業
- ② シルバーハウジング生活援助員派遣事業

主な事業

(1) 安定した住まいの確保

① 養護老人ホーム		担当課	高齢者福祉課				
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護老人ホームは、経済的理由や家庭環境等の理由により、居宅での生活が困難な高齢者が市町村の措置により入所する施設です。</li> <li>・施設によっては、施設職員により介護保険のサービスを受けることのできる施設もあります。</li> </ul>						
現状	・令和2年4月1日現在						
	施設名		運営形態		定員		
	岡山市友楽園		市(直営)		50人		
	岡山市会陽の里		市(指定管理)		80人		
	玉松園		社会福祉法人(H25.4 経営譲渡)		60人		
	松風園		社会福祉法人(H22.10 経営譲渡)		50人		
	報恩積善会		社会福祉法人		70人		
		計		310人			
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所措置が必要な高齢者の生活を引き続き支援します。施設整備については、常時空床が生じている状況であるため、本計画期間中は整備しない方針です。</li> <li>・国・県補助金等も活用して、防災・感染症対策を推進します。</li> </ul>						
実績・目標値	表 措置者数(4月1日時点) ※市外からの措置者を含まず <span style="float:right">単位:人</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	280	280	280	280	280	280
実績 (R2は見込み)	271	259	242				

②軽費老人ホーム(ケアハウス、軽費老人ホームB型)		担当課	高齢者福祉課				
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽費老人ホームは、低額な料金で家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な60歳以上の高齢者が入所し、日常生活に必要な便宜を供与し、健康で明るい生活を送れるようにするための施設です。</li> <li>・ケアハウスは、自立した日常生活を送ることに不安のある高齢者が、必要な援助を受けながら生活する施設で、食事の提供等を受けることができます。</li> <li>・軽費老人ホームB型は、家庭の事情で同居できない高齢者が自立して生活する施設で、自炊ができる程度の健康状態の人が入所の対象となります。しかし、平成20年施行の「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について」では、軽費老人ホームはケアハウスに一元化される方針が示されており、基準改正時にあった施設のみ、経過措置が取られています。</li> </ul>						
	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアハウス 21施設 定員874人</li> <li>・軽費老人ホームB型(平井サンホーム) 1施設 定員50人</li> </ul>					
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアハウスは、政令指定都市の中で最も高い整備率となっており、待機者も比較的小さいため、本計画では整備しない方針です。</li> <li>・軽費老人ホームB型(平井サンホーム)は、国の整備運営基準の改正を踏まえ、今後も施設のあり方について検討していきます。</li> <li>・国・県補助金等も活用して、防災・感染症対策を推進します。</li> </ul>						
実績・目標値	表 ケアハウス入所者数(年度末) <span style="float:right">単位:人</span>						
		H30	R1	R2	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
	計画	850	850	850	850	850	850
	実績 (R2は見込み)	851	844	840	/	/	/
	表 平井サンホーム入所者数(年度末) <span style="float:right">単位:人</span>						
		H30	R1	R2	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
計画	50	50	50	50	50	50	
実績 (R2は見込み)	47	42	40	/	/	/	

③生活支援ハウス		担当課		高齢者福祉課			
概要	・居宅での生活に不安のある、市内にお住いの 60 歳以上の一人暮らし、夫婦のみ世帯又は家族による援助を受けることが困難な高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する施設で、高齢者が健康で明るい生活を送れるようにすることを目的としています。						
現状	・3 施設 定員 23 人						
方針	・入所者数からも、必要なサービス量は概ね確保できていると考えられるため、新たな施設の整備はしない方針です。						
実績・目標値	表 生活支援ハウス入所者数(年度末) <span style="float:right">単位:人</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	17	17	17	17	17	17
	実績 (R2 は見込み)	17	18	17			

④有料老人ホーム		担当課		高齢者福祉課		
概要	・有料老人ホームは、食事等のサービスの付いた高齢者向けの居住施設で、介護が必要となった場合でも、訪問介護など外部からの介護サービスを利用しながらホームでの生活を継続することができる「住宅型有料老人ホーム」や、介護保険の給付対象となる「特定施設入居者生活介護」の指定を受け、施設の職員から入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話等のサービスが受けられる「介護付有料老人ホーム」等があります。					
現状	・令和 2 年 3 月末時点 81 施設 2,640 人 (住宅型 44 施設 1,122 人、介護付 37 施設 1,518 人)					
方針	・高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯が増加していく中、積極的な事業者の参入に伴い、引き続きサービスの増加が予測されます。過剰な介護サービスや質の低い生活支援サービスが提供されることのないよう、また感染症や災害発生時に備え、施設の感染予防対策や防災体制が強化されるよう、事業者に対し、適切な指導・監督を行います。					
実績	表 有料老人ホーム施設数(人数)(年度末) <span style="float:right">単位:施設(人)</span>					
		H30	R1	R2		
	実績 (R2 は見込み)	81 (2, 657)	81 (2, 640)	85 (2, 698)		

⑤サービス付き高齢者向け住宅		担当課	住宅課 高齢者福祉課	
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「サービス付き高齢者向け住宅」登録制度は、高齢者が安心して入居できる民間賃貸住宅の供給を目的として平成 23 年度に創設され、建物内がバリアフリーであるほか、ケアの専門家が少なくとも日中建物に常駐し、安否確認・生活相談サービスの提供を行うこととされています。</li> <li>・食事の提供など有料老人ホームの定義に該当する事業を行うサービス付き高齢者向け住宅は有料老人ホームに該当することになります。</li> </ul>			
現状	・令和 2 年 3 月末現在 市内 64 施設 2,095 戸			
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者単身世帯や高齢者のみ世帯が増加していく中、事業者の参入に伴い、引き続き施設やサービスの増加が予測されます。施設の適正な管理を図り、過剰な介護サービスや質の低い生活支援サービスが提供されることのないよう、また感染症や災害発生時に備え、施設の感染予防対策や防災体制が強化されるよう、事業者に対し、適切な指導・監督を行います。</li> </ul>			
実績	表 サービス付き高齢者向け住宅施設数(戸数)(年度末) <span style="float:right">単位:施設(戸)</span>			
		H30	R1	R2
	実績 (R2 は見込み)	60 (1,955)	64 (2,095)	6564 <u>(2,121)</u> <del>(2,097)</del>

⑥シルバーハウジング		担当課	住宅課			
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が地域社会の中で自立して安全で快適な生活が営めるよう、緊急時の対応等を行う生活援助員(ライフサポートアドバイザー)を配置した高齢者対応仕様の市営住宅を整備するものです。</li> </ul>					
現状	・西市市営住宅に 28 戸、芳田市営住宅に 40 戸の計 68 戸整備しています。					
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の市営住宅の建て替え再整備を行う中で、エレベーターの設置、段差の解消、手すりの設置や車いすに対応した廊下幅など、ユニバーサルデザインの視点を持って整備を進めていき、高齢者に対応した住宅の整備を行います。</li> <li>・また、福祉施設や生活利便施設の併設も検討することで、高齢者はもとより、地域の住人からも喜ばれる安全で優しい住宅の整備に努めます。</li> </ul>					
実績・目標値	表 シルバーハウジング住戸数 <span style="float:right">単位:戸</span>					
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)
	計画	68	68	68	68	68
	実績 (R2 は見込み)	68	68	68		

<b>⑦新たな住宅セーフティネット制度</b>		<b>担当課</b>	住宅課
<b>概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増え続ける住宅確保要配慮者*とその多様化するニーズに対して、住宅セーフティネットの機能強化を図るために、平成 29 年 4 月に住宅セーフティネット法が改正されました。</li> <li>・この制度は住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、登録住宅の改修等への経済的支援、住宅確保要配慮者の居住支援の 3 つの柱で成り立っています。</li> </ul>		
<b>現状</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該制度による民間賃貸住宅の居住促進のため、福祉部局や住宅確保要配慮者の支援団体などの関係機関と連携を図っています。</li> </ul>		
<b>方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進や関係機関との連携をより一層図っていきます。</li> </ul>		

## (2) 安心・快適な住環境づくり

<b>①すこやか住宅リフォーム助成事業</b>		<b>担当課</b>	福祉援護課				
<b>概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体機能が低下した高齢者や重度身体障害者が、自宅において暮らしやすい生活ができるよう住宅を改造する場合に、その費用の一部を助成します。</li> </ul>						
<b>現状</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住所を管轄する福祉事務所及び支所で申請受付をしており、毎年、一定の実績が上がっています。</li> </ul>						
<b>方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や重度身体障害者の自立を支援し、介護者の負担軽減を図ることを目的とした事業であるため、今後も助成制度を継続していきます。</li> </ul>						
<b>実績・目標値</b>	<b>表 助成件数</b>						<b>単位：件</b>
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	100	100	100	100	100	100
	実績 (R2 は見込み)	94	88	100			

<b>②シルバーハウジング生活援助員派遣事業</b>		<b>担当課</b>	高齢者福祉課
<b>概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シルバーハウジングに生活援助員(ライフサポートアドバイザー)を派遣することで、入居者の在宅生活を支援します。</li> </ul>		
<b>現状</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者が自立して安全かつ快適な在宅生活を営むことができるよう、生活援助員を 2 人配置し、生活指導・相談や、定期的な安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供しています。</li> </ul>		
<b>方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き、シルバーハウジングに生活援助員を配置し、入居者が安心して暮らせる住まいとしてのサービスを提供していきます。</li> </ul>		

\* 住宅確保要配慮者：高齢者や障害者、子育て世帯など、賃貸住宅の入居を拒まれるような、住宅の確保に配慮が必要な方

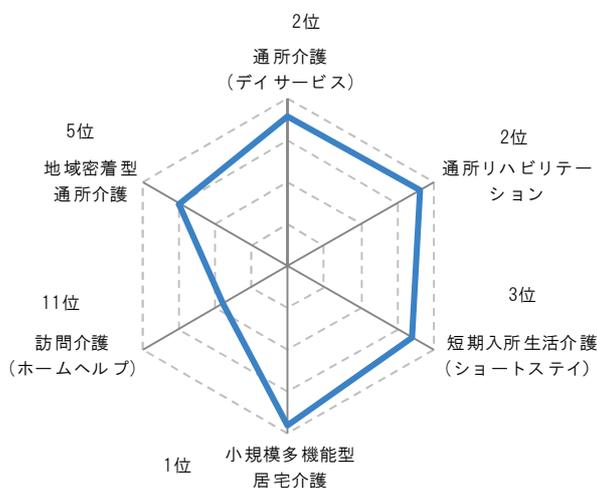
## 重点施策8

## 最適な介護サービスの提供

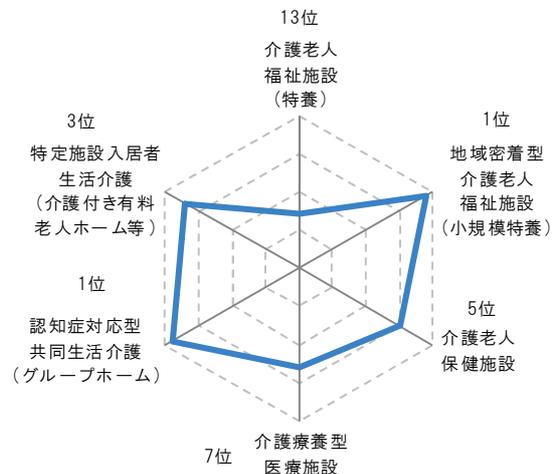
## 現状

- 岡山市の65歳以上の被保険者は、平成12年に介護保険制度が始まって以来、令和元年には約1.8倍に増加し、要介護（要支援）認定者は約2.6倍に増加しています。それに伴い、介護給付費も約3倍に増加しており、今後も増加が見込まれます。
- 要介護認定率は、平成27年以降は約21%で横ばいが続いています。団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年には、約23%となる見通しです。
- 全国における看護・介護を理由とする離転職者数は約9万人（2018年厚生労働省「雇用動向調査」）に達しており、国は介護離職ゼロに向けた総合的な取組を進めています。
- 岡山市の在宅系サービス、施設・居住系サービスともに、人口あたりの事業所数は政令指定都市の中でも高い整備率となっており、他都市に比べ利用者が介護サービスを選択しやすい環境にあると言えます。今後さらに見込まれる保険給付費の増加や介護保険制度を取り巻く状況が厳しさを増す中、豊富な介護資源をいかしながら、サービス水準と保険料のバランスを確保していくことが求められています。
- 岡山市高齢者実態把握調査によると、本人や家族、ケアマネジャーは共通して、通所系サービス、訪問系サービスが在宅生活に必要なと感じています。また、中・重度者の介護者が不安に感じる介護内容は、「認知症状への対応」、「日中、夜間の排泄」、「入浴・洗身」となっています。
- 岡山市の特別養護老人ホームの入所待機者は、これまで施設整備を計画的に進めてきたことや、平成27年に特別養護老人ホームの入所基準が変更されたことに伴い、おおむね減少傾向にあります。
- 岡山県の特別養護老人ホーム待機状況調査では、岡山市の待機者の約4割が自宅で待機する「在宅者」となっています。また、待機者の現在入居中の施設等としては、介護老人保健施設、医療機関、グループホームの順となっています。
- 特別養護老人ホーム等の高齢者施設では、新型コロナウイルス感染者が発生した際に集団感染に拡大する恐れがあり、高齢者は重症化リスクも高いため、十分な感染防止対策が必要とされています。また、災害発生時には、自力での避難が困難な人も多いため、避難計画の作成や災害に備えた施設の整備等が必要とされています。

■主な在宅系サービス事業所数の政令指定都市比較  
岡山市の順位(高齢者(第1号被保険者)人口1万人あたり)



■主な施設・居住系サービス事業所数の政令指定都市比較  
岡山市の順位(高齢者(第1号被保険者)人口1万人あたり)



出典:高齢者1万人あたりのサービス事業者比較政令市調査結果(R2.3末時点)

## 第7期計画の主な取組・評価

## ◇在宅系サービスの整備

要介護者が可能な限り在宅生活を継続できるよう、地域密着型サービスの整備を促進しました。小規模多機能型居宅介護事業所数は、既に第5期計画から政令指定都市の中で最も高い整備率となっています。

看護小規模多機能型居宅介護は第7期計画中に3事業所の整備が決まっており、計画どおりの整備状況となっています。定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、第7期計画中に一定数の事業所の整備を進めることができたものの、それと同数程度、廃止又は休止する事業所があったため、全体の事業所数は横ばい傾向にあります。

## ◇施設・居住系サービスの整備

地域密着型の特別養護老人ホームについては、日常生活圏域（中学校区）での整備を進め、未整備の中学校区で1施設（29床）を整備中です。令和元年度整備予定2施設の公募に対し1施設しか応募が無かったため、令和2年度向けで再度公募を行い、1施設（29床）を整備予定としています。また、認知症対応型共同生活介護については、整備量が少ない中学校区を中心に2施設（36床）の整備を行いました。

主な指標（単位）	H30	R1
地域密着型介護老人福祉施設（施設）	30	31
認知症対応型共同生活介護（施設）	114	114

## 課題認識・基本的な考え方

- 介護サービスについては、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、施設系サービスだけでなく、在宅系・居住系サービスを充実させることにより、中・重度の要介護者であっても、安心して自宅等で最期まで生活できるよう、本人や家族の希望や状態・状況に応じて、多様なサービスが選択できるバランスのとれたサービス提供体制を構築する必要があります。また、その中で、在宅での生活が困難な人に対するサービス量を確保することは今後も必要となります。
- その際には、介護離職の防止、介護者の負担軽減の視点を持ち、第8次岡山県保健医療計画との整合性も引き続き確保していくことが求められています。
- 感染症や災害発生時に備え、高齢者施設の感染予防対策や防災体制を強化していく必要があります。

## 施策展開の方向性

## (1) 在宅系サービスの適正な提供

- ・在宅系サービスは、全般的に他の政令指定都市と比較しても事業者数は多くなっていますが、医療と介護の両方を必要とする、中・重度の要介護者の増加にも備え、国・県補助金の活用等により、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの計画的な整備を行い、在宅生活の継続に資するサービスの充実を促進します。
- ・リハビリテーション分野の充実強化等により、状態改善・重度化防止に努めます。
- ・利用者の「状態像」を維持・改善する事業者への評価・インセンティブの付与を通じて、介護サービスの質のさらなる向上を進めます。

## (2) 施設・居住系サービスの適正な提供

- ・様々な状況により在宅生活が困難となった人に必要なサービスが提供できるよう、政令指定都市の中でも比較的高い整備率である現状も踏まえながら、将来的な高齢者の人口動態、待機者や認知症高齢者の状況、介護離職の防止や介護負担の軽減の観点、地域におけるサービスの偏在性等を総合的に検証し、適正な施設整備を進めます。
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域の介護・福祉の拠点としての位置付け及び第7期での応募の状況等も考慮し、1施設（29床）の整備を行います。
- ・認知症対応型共同生活介護は、今後も認知症高齢者数の増加が予想されることから、事業所の質を担保しつつ、引き続き適正な施設整備を進め、2施設（36床）の整備を行います。
- ・高齢者施設に対し、感染症予防、感染症対策研修等の周知啓発の指導や、避難訓練の実施状況、防災計画の確認等を定期的に行い、指導の強化を行います。また、老朽化した施設に対しては、市独自補助金及び国・県補助金等も活用して、災害に対して強固な場所への建て替え等を推進します。

【重点施策 8 の施策展開の方向性と主な事業】

(1) 在宅系サービスの適正な提供

- ①訪問介護
- ②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
- ③訪問看護・介護予防訪問看護
- ④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
- ⑥通所介護
- ⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
- ⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
- ⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
- ⑩定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑪夜間対応型訪問介護
- ⑫地域密着型通所介護
- ⑬認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
- ⑭小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑮看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
- ⑯福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
- ⑰特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入
- ⑱住宅改修・介護予防住宅改修
- ⑲居宅介護支援・介護予防支援

(2) 施設・居住系サービスの適正な提供

- ①介護老人福祉施設
- ②介護老人保健施設
- ③介護療養型医療施設
- ④介護医療院
- ⑤特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
- ⑥認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
- ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑧地域密着型特定施設入所者生活介護

## 主な事業

## (1) 在宅系サービスの適正な提供

①訪問介護		担当課		介護保険課			
概要	・通所介護と並び在宅系サービスの中心となるサービスであり、利用者の居宅において、訪問介護員が入浴、排せつ、食事等の介助や掃除、洗濯等の生活援助を行います。						
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者のうち 65%は要介護 2 以下となっており、事業所数は横ばい傾向です。</li> <li>・給付費は増加傾向にあります。令和 2 年度は訪問回数が多くなる要介護 3 以上の利用者が伸びたため、利用回数が増加しました。</li> <li>・訪問介護事業所の介護サービスの質を評価し、積極的に利用者の状態像の維持・改善に取り組む事業所に対し、インセンティブを与える事業を進めています。</li> </ul>						
方針	・高齢者数の増加に伴いサービス利用量の増加が予測されます。在宅生活の維持に重要なサービスであり、効果的なサービス提供を進めます。						
実績・目標値	表 利用回数 <span style="float:right">単位:回/月</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	103,838	104,118	104,408	114,506	121,409	127,483
	実績 (R2 は見込み)	103,110	104,352	<u>110,653</u> <u>110,173</u>			

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護		担当課		介護保険課			
概要	・利用者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行います。						
現状	・利用者のうち 80%は要介護 4 以上で、事業所数は横ばいですが、給付費は増加傾向です。						
方針	・高齢者数の増加に伴いサービス利用量の増加が予測されます。在宅生活の維持に重要なサービスであり、効果的なサービス提供を進めます。						
実績・目標値	表 利用回数 (訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護※) <span style="float:right">単位:回/月</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	684	686	686	886	<u>928905</u>	<u>980956</u>
	実績 (R2 は見込み)	677.8	735.8	<u>878841</u>			

※ 介護予防訪問入浴介護の利用回数が少数であり、訪問入浴介護の利用回数と併せて記載しています

③訪問看護・介護予防訪問看護		担当課	介護保険課				
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病又は負傷により居宅において継続して療養を必要とする利用者に対し、主治医の指示に基づき、看護師等が療養上の世話又は診療の補助を行います。</li> <li>・サービス提供をすることができるのは、病院・診療所等の医療機関もしくは訪問看護ステーションのいずれかです。</li> </ul>						
現状	・終末期の看取りまで行う事業所が増えており、医療ニーズの高い利用者が在宅生活を送るためには欠かすことのできないサービスです。事業所数は増加傾向です。						
方針	・高齢者数の増加に伴い、サービス利用量の増加が予測されます。在宅生活の維持に重要なサービスであり、効果的なサービス提供を進めます。						
実績・目標値	表 利用回数（介護予防訪問看護）					単位：回／月	
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	3,239	3,697	4,174	3,355	<del>3,410</del> 3,379	<del>3,452</del> 3,420
	実績 (R2 は見込み)	3,038	3,279	3,300			
	表 利用回数（訪問看護）					単位：回／月	
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
計画	24,505	25,115	25,418	31,326	33,688	36,087	
実績 (R2 は見込み)	24,839	26,384	<del>28,548</del> 28,054				

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション		担当課	介護保険課															
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通院が困難な利用者に対し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身機能の維持回復を図り、在宅での自立した生活を支えるサービスです。</li> <li>・病院、診療所は別途事業所指定の申請をしなくても、医療みなし事業所としてサービス提供することが可能です。</li> </ul>																	
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所数に大きな変動はありませんが、給付費は増加傾向です。</li> </ul> <p>【リハビリテーション指標の分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定者 1 万人あたりの利用率は、全国平均より低くなっており、「⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション」は、全国平均より高い利用率となっています。</li> <li>・利用率と同様に、リハビリテーションマネジメント加算Ⅱの算定者数や短期集中リハビリテーション実施加算算定者数も全国平均より若干低くなっていますが、通所リハビリテーションのリハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上の算定者数は全国平均を大きく上回っており、通所リハビリテーションによる支援が行き渡ったうえで、通所できない人を訪問リハビリテーションで支える体制になっています。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>リハビリテーション指標(認定者 1 万人あたり)</th> <th>全国</th> <th>岡山市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用率(%)</td> <td>1.76</td> <td>1.43</td> </tr> <tr> <td>リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上の算定者数(人)</td> <td>15.24</td> <td>12.67</td> </tr> <tr> <td>短期集中リハビリテーション実施加算算定者数(人)</td> <td>8.42</td> <td>6.65</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：地域包括ケア「見える化」システム(令和元年度)</p>						リハビリテーション指標(認定者 1 万人あたり)	全国	岡山市	利用率(%)	1.76	1.43	リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上の算定者数(人)	15.24	12.67	短期集中リハビリテーション実施加算算定者数(人)	8.42	6.65
リハビリテーション指標(認定者 1 万人あたり)	全国	岡山市																
利用率(%)	1.76	1.43																
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上の算定者数(人)	15.24	12.67																
短期集中リハビリテーション実施加算算定者数(人)	8.42	6.65																
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者数の増加に伴いサービス利用量の増加が予測されるため、適時適切にリハビリテーションを利用できるよう、効果的なサービス提供を進めます。</li> </ul>																	
実績・目標値	表 利用回数(介護予防訪問リハビリテーション) <span style="float:right">単位：回/月</span>																	
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)											
	計画	1,048	1,319	1,595	745	779	801798											
	実績 (R2 は見込み)	885	838	761742														
	表 利用回数(訪問リハビリテーション) <span style="float:right">単位：回/月</span>																	
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)											
計画	4,900	5,046	5,145	6,5276,229	6,8596,453	7,3126,762												
実績 (R2 は見込み)	5,288	5,624	6,3056,099															

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導		担当課		介護保険課			
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の居宅において、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士及び歯科衛生士等が、その心身の状況、置かれている環境を把握し、療養上の管理及び指導を行います。</li> <li>・サービス提供をすることができるのは、病院、診療所、薬局で、事業所指定の申請をしなくても、医療みなし事業所としてサービス提供が可能です。</li> </ul>						
現状	・医療ニーズの高い利用者が在宅生活を送るのに必要なサービスであり、サービス提供する事業所数は増加傾向です。						
方針	・医療と介護の両方のサービスを必要とする高齢者の増加が予測される中、サービス利用量も増加していくことが見込まれます。						
実績・目標値	表 利用人数（介護予防居宅療養管理指導） <span style="float:right">単位：人／月</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	274	319	355	314	320	327
	実績 (R2 は見込み)	250	279	299,296			
	表 利用人数（居宅療養管理指導） <span style="float:right">単位：人／月</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
計画	4,407	4,717	4,971	5,5685,389	5,8345,656	6,0555,877	
実績 (R2 は見込み)	4,480	4,839	5,2865,111				

⑥通所介護		担当課		介護保険課			
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴、排せつ、食事等の介護、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。</li> </ul>						
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者人口1万人あたりの事業所整備状況は、政令指定都市20都市中第2位となっており、利用人数、給付費ともに増加しています。また、通所介護事業所の介護サービスの質を評価し、積極的に利用者の状態像の維持・改善に取り組む事業所に対し、インセンティブを与える事業を進めています。</li> </ul>						
方針	・今後もサービス利用量の増加が見込まれ、また、自立支援の取組や認知症ケアの充実など、特徴のある質の高いサービスが提供できるように周知・指導等を進めます。						
実績・目標値	表 利用回数 <span style="float:right">単位：回／月</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	73,134	75,108	77,184	78,416 77,832	82,652 82,055	86,627 86,019
	実績 (R2 は見込み)	70,688	72,750	75,33174,761			

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション		担当課	介護保険課															
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護老人保健施設や病院等に通り、リハビリテーションを行うことで、心身機能の維持回復を図り、在宅での自立支援を支えるサービスです。</li> </ul>																	
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の状態像の改善に資するサービスであり、事業所数は少しずつ増加していますが、介護給付のサービス利用量、給付費とも横ばいから微減です。予防給付のサービス量、給付費は増加から微減です。</li> <li>高齢者人口1万人あたりの事業所整備状況は、政令指定都市20都市中第2位です。</li> </ul>																	
	【リハビリテーション指標の分析】																	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定者1万人あたりの利用率は、全国平均より高くなっており、「④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション」は、全国平均より低い利用率となっています。</li> <li>通所リハビリテーションのリハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上の算定者数は全国平均を大きく上回っており、通所リハビリテーションによる支援が行き渡ったうえで、通所できない人を訪問リハビリテーションで支える体制になっています。</li> </ul>																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>リハビリテーション指標(認定者1万人あたり)</th> <th>全国</th> <th>岡山市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用率(%)</td> <td>9.42</td> <td>11.89</td> </tr> <tr> <td>リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上の算定者数(人)</td> <td>146.11</td> <td>274.44</td> </tr> <tr> <td>短期集中リハビリテーション実施加算算定者数(人)</td> <td>32.43</td> <td>30.70</td> </tr> </tbody> </table>						リハビリテーション指標(認定者1万人あたり)	全国	岡山市	利用率(%)	9.42	11.89	リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上の算定者数(人)	146.11	274.44	短期集中リハビリテーション実施加算算定者数(人)	32.43	30.70
	リハビリテーション指標(認定者1万人あたり)	全国	岡山市															
利用率(%)	9.42	11.89																
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上の算定者数(人)	146.11	274.44																
短期集中リハビリテーション実施加算算定者数(人)	32.43	30.70																
出典:地域包括ケア「見える化」システム(令和元年度)																		
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も他のサービスと差別化し、リハビリテーション内容の充実を図り、必要な人に状態改善に資する効果的なサービスが提供できるよう周知・指導等を進めます。</li> <li>医療のリハビリから介護のリハビリへ、切れ目のない支援をめざします。</li> </ul>																	
実績・目標値	表 利用人数(介護予防通所リハビリテーション) <span style="float:right">単位:人/月</span>																	
		H30	R1	R2	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)											
	計画	1,328	1,443	1,571	1,531	1,551	1,579											
	実績 (R2は見込み)	1,302	1,515	1,464	1,480													
	表 利用回数(通所リハビリテーション) <span style="float:right">単位:回/月</span>																	
	H30	R1	R2	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)												
計画	28,287	28,462	28,519	29,332	29,774 29,773	30,532												
実績 (R2は見込み)	28,621	29,012	29,077 28,833															

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護		担当課	介護保険課				
概要	・利用者が老人短期入所施設等に短期間入所し、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。						
現状	・高齢者人口 1 万人あたりの事業所整備状況は、政令指定都市 20 都市中第 3 位で事業所数は微増、介護老人福祉施設等の空きベッドを利用している事業所も含んでいるため、利用率は定員の約 45%となっています。令和 2 年度は要介護 2 以下の利用者数が減少しましたが、給付費は横ばいです。						
方針	・このサービスは、一時的に居宅において日常生活を営むことに支障が生じた要介護(要支援)認定者が対象になり、利用者の気分転換や、家族等の介護者の負担軽減に効果があるため、岡山市では、一定程度のサービス利用量が必要であると見込まれます。						
実績・目標値	表 利用日数(介護予防短期入所生活介護)					単位:日/月	
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	254	258	264	252	265256	282
	実績 (R2 は見込み)	282	254	195191			
	表 利用日数(短期入所生活介護)					単位:日/月	
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
計画	21,232	21,559	21,818	22,389	23,825	25,033	
実績 (R2 は見込み)	20,638	21,118	21,210 21,185				

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護		担当課		介護保険課			
概要	・利用者が介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うサービスです。						
現状	・事業所数は微増で、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等の空きベッドを利用するため、利用率は定員の約 8%となっています。このサービスは、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護と異なり、令和 2 年度は要介護 3 以上の利用者数が減少したため、給付費も減少しました。						
方針	・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護と同様に、家族等の介護者の負担軽減に効果があるため、岡山市では、一定程度のサービス利用量が必要であると見込まれます。						
実績・目標値	表 利用日数(介護予防短期入所療養介護) <span style="float:right">単位:日/月</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	29	29	30	3025	3025	3025
	実績 (R2 は見込み)	22	31	1725			
	表 利用日数(短期入所療養介護) <span style="float:right">単位:日/月</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
計画	1,4291,167	1,4871,221	1,5391,270	1,2901,017	1,3061,030	1,3261,050	
実績 (R2 は見込み)	1,2521,048	1,3631,137	1,174931				

⑩定期巡回・随時対応型訪問介護看護		担当課		事業者指導課			
概要	・日中・夜間を通じて、定期的な訪問と随時の通報により訪問介護員が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介助や、日常生活上の緊急時の対応を提供するサービスです。 ・高齢者が中・重度の要介護状態になっても安心して在宅生活を続けることが可能です。						
現状	・高齢者人口 1 万人あたりの整備率は政令指定都市 20 都市中第 4 位です。 ・介護老人保健施設・介護老人福祉施設との併設や、施設開設準備経費の補助金活用により、第 7 期中に 7 事業所が開設されましたが、新規に開設する事業所がある一方で、事業継続できず廃止又は休止に至る事業所があり、事業所数は横ばいです。						
方針	・今後、重度の要介護者や高齢者のみの世帯等が増加していくことや、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担うサービスであることを踏まえ、引き続き補助金を活用して普及拡大をめざします。						
実績・目標値	表 利用人数 <span style="float:right">単位:人/月</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	226	256	301	233223	273263	313303
	実績 (R2 は見込み)	199	196	210201			

①夜間対応型訪問介護		担当課		事業者指導課			
概要	・夜間、定期的な巡回訪問等により、利用者の居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行います。						
現状	・現在、指定を受けている事業所はなく、令和2年5月以降のサービス利用量は0です。						
方針	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を進める方針であり、需要を満たすことができると考えられるため、サービス利用量の見込みは0とします。						
実績・目標値	表 利用人数 <span style="float:right">単位：人／月</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	15	15	15	0	0	0
	実績 (R2は見込み)	7	6	2			

②地域密着型通所介護		担当課		事業者指導課			
概要	・入浴、排せつ、食事等の介護、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族等の介護者の負担軽減を図ります。						
現状	・通所介護事業所の介護サービスの質を評価し、積極的に利用者の状態像の維持・改善に取り組む事業所へインセンティブを与える事業を行い質の改善を図っています。 ・定員18名以下であり、サービス利用量、給付費とも横ばいから微増です。高齢者人口1万人あたり事業所整備状況は、政令指定都市20都市中第5位です。						
方針	・今後、自立支援の取組や認知症ケアの充実など特徴ある質の高い介護サービスが提供できるように周知・指導等を進めます。						
実績・目標値	表 利用回数 <span style="float:right">単位：回／月</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	24,824	25,344	25,602	26,372	27,841	29,617
	実績 (R2は見込み)	24,130	24,318	25,241 24,876			

⑬認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護		担当課		事業者指導課			
概要	・対象者を認知症の人に限定し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。						
現状	・事業所数は市内に 19 事業所あり、横ばいです。給付費については増加傾向にあります。						
方針	・今後、認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症の人を対象に専門的なサービスを提供する事業所であり、サービス利用量は増加が見込まれます。						
実績・目標値	表 利用回数(介護予防認知症対応型通所介護) <span style="float:right">単位:回/月</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	211	313	403	54	6055	6257
	実績 (R2 は見込み)	42	67	50			
	表 利用回数(認知症対応型通所介護) <span style="float:right">単位:回/月</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
計画	2,188	2,304	2,417	2,5102,512	2,7112,536	2,8782,582	
実績 (R2 は見込み)	2,041	2,226	2,4832,433				

⑭小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護		担当課	事業者指導課				
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や家族の状態に合わせて、「通い」を中心に、「泊まり」や「訪問」を、柔軟に組み合わせた、高齢者が中・重度の要介護状態になっても安心して在宅生活を続けるために必要なサービスです。</li> <li>・それぞれのサービスを、24 時間 365 日の切れ目がない関わりの中で、高齢者本人や家族をよく理解し、バランスよく提供する必要があります。</li> </ul>						
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者人口 1 万人あたりの事業所整備状況は、政令指定都市 20 都市中第 1 位で、市内には 70 事業所あります。</li> <li>・令和元年度末までに、36 中学校区中 34 中学校区で整備されており、給付費については、平成 25 年度から増加しています。</li> <li>・利用者は、要介護 2 が最も多く、軽度から中度の人が利用しています。</li> </ul>						
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後もサービス利用量の増加が見込まれます。利用者の在宅生活の限界点を高め、外出の機会、利用者の意向を踏まえた社会生活の継続と家族等の交流等の機会を確保するサービスを提供できるよう、周知、指導等を進めていきます。</li> </ul>						
実績・目標値	表 利用人数（介護予防小規模多機能型居宅介護）						単位：人／月
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	183	206	225	156	156	156
	実績 (R2 は見込み)	171	178	152			
	表 利用人数（小規模多機能型居宅介護）						単位：人／月
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
計画	1,186	1,216	1,234	1,336 <del>1,289</del>	1,370 <del>1,307</del>	1,404 <del>1,341</del>	
実績 (R2 は見込み)	1,187	1,225	1,304 <del>1,271</del>				

⑮看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）		担当課	事業者指導課				
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護サービスと訪問看護の複数サービスを組み合わせ、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者を支援することを目的とするサービスです。</li> </ul>						
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 6 期で北区に 1 事業所、第 7 期で南区に 2 事業所、中区に 1 事業所を指定しており、医療ニーズの高い方が利用しています。</li> <li>・地域で暮らし続けることができるよう多様な療養支援を行うサービスであり、利用者は増加しています。</li> </ul>						
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も、医療と介護の両方のサービスを必要とする高齢者の増加が見込まれるため、引き続き補助金を活用して事業所数の増加をめざします。</li> </ul>						
実績・目標値	表 利用人数						単位：人／月
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	46	75	104	81 <del>110</del>	105 <del>134</del>	129 <del>158</del>
	実績 (R2 は見込み)	48	55	58			

⑯福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与		担当課		介護保険課			
概要	・利用者が居宅において自立した生活を営むことができるよう、日常生活の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具を借りることができるサービスです。						
現状	・高齢者数の増加に伴い、サービス利用量も増加傾向です。						
方針	・高齢者数の増加に伴いサービス利用量の増加が予測されます。在宅生活の維持に必要なサービスであり、効果的なサービス提供を進めます。						
実績・目標値	表 利用人数(介護予防福祉用具貸与) 単位:人/月						
		H30	R1	R2	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
	計画	3,063	3,437	3,841	3,3623,302	3,4603,360	3,6313,431
	実績 (R2は見込み)	2,928	3,168	3,2643,250			
	表 利用人数(福祉用具貸与) 単位:人/月						
		H30	R1	R2	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
計画	9,840	9,966	10,013	11,572 11,465	12,112 12,005	12,726 12,619	
実績 (R2は見込み)	10,081	10,431	11,051 10,926				

⑰特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入		担当課		介護保険課			
概要	・利用者が居宅において自立した生活を営むことができるように、福祉用具のうち入浴又は排せつに使用するもの等を購入した場合に、一定の限度額内で要した費用を支給するサービスです。						
現状	・高齢者数の増加に伴い、サービス利用量は横ばいから増加となっています。						
方針	・高齢者数の増加に伴いサービス利用量の増加が予測されます。在宅生活の維持に必要なサービスであり、効果的なサービス提供を進めます。						
実績・目標値	表 利用人数(特定介護予防福祉用具購入) 単位:人/月						
		H30	R1	R2	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
	計画	62	64	65	5860	6061	61
	実績 (R2は見込み)	56	60	5660			
	表 利用人数(福祉用具購入) 単位:人/月						
		H30	R1	R2	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
計画	181	183	184	180+95	187202	192207	
実績 (R2は見込み)	169	164	181+92				

⑱住宅改修・介護予防住宅改修		担当課		介護保険課			
概要	・利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるように、手すりの取り付けや段差解消など要件を満たす住宅の改修を行った場合に、一定の限度額内で要した費用を支給するサービスです。						
現状	・利用者が住み慣れた居宅において安心した在宅生活を支えるために有効なサービスですが、サービス利用量は増加から微減となっています。						
方針	・利用者が住み慣れた居宅において安心した在宅生活を支えるために有効なサービスであり、サービス利用量も増加していくことが見込まれます。						
実績・目標値	表 利用人数(介護予防住宅改修) <span style="float:right">単位:人/月</span>						
		H30	R1	R2	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
	計画	97	108	120	85	97	107
	実績 (R2は見込み)	78	88	8072			
	表 利用人数(住宅改修) <span style="float:right">単位:人/月</span>						
		H30	R1	R2	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
計画	167	174	180	146139	148143	150146	
実績 (R2は見込み)	148	148	145144				

⑲居宅介護支援・介護予防支援		担当課		介護保険課			
概要	・利用者が居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況等を勘案し、居宅サービス計画の作成等を行います。						
現状	・事業所数は横ばいですが、介護給付、予防給付を合わせたサービス利用量は増加しています。						
方針	・高齢者数増加に伴う利用者の増加からサービス利用量は増加していく見込みです。介護支援専門員の確保やケアマネジメント力の向上をめざします。						
実績・目標値	表 利用人数(介護予防支援) <span style="float:right">単位:人/月</span>						
		H30	R1	R2	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
	計画	3,815	3,889	3,985	4,5074,407	4,6904,490	4,8764,576
	実績 (R2は見込み)	3,979	4,330	4,309			
	表 利用人数(居宅介護支援) <span style="float:right">単位:人/月</span>						
		H30	R1	R2	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
計画	14,847	14,860	14,887	15,957	16,388	16,924 16,824	
実績 (R2は見込み)	14,872	15,029	15,512 15,425				

## (2) 施設・居住系サービスの適正な提供

①介護老人福祉施設		担当課		高齢者福祉課			
概要	・入所定員が 30 床以上の特別養護老人ホームであり、寝たきりや認知症などにより、日常生活の中で常に介護を必要とする高齢者が、入浴、排せつ、食事、機能訓練、健康管理等の必要な介護を受けながら生活する施設です。						
現状	・市内に 36 施設 2,348 床(令和 2 年 4 月 1 日現在)を整備済。 ・平成 27 年度から入所要件が原則要介護 3 以上となったことや、増床や地域密着型介護老人福祉施設の新設を計画的に進めたことから、待機者はおおむね減少傾向にあります。						
方針	・本計画期間は整備しない方針です。 ・老朽化した介護老人福祉施設に対する改築の市独自補助金及び国・県補助金等も活用して、防災・感染症対策等を推進します。						
実績・目標値	表 利用人数 <span style="float:right">単位:人/月</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	2,414	2,421	2,421	2,418	2,433	2,448
	実績 (R2 は見込み)	2,398	2,390	<del>2,389</del> 2,392			
	表 施設数(床数) <span style="float:right">単位:箇所(床)</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
計画	36(2,348)	36(2,348)	36(2,348)	36(2,348)	36(2,348)	36(2,348)	
実績 (R2 は見込み)	36(2,348)	36(2,348)	36(2,348)				

②介護老人保健施設		担当課		事業者指導課			
概要	<p>・心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うサービスです。</p>						
現状	<p>・高齢者人口1万人あたりの整備率は、政令指定都市20都市中第5位となっています。                      ・第7期期間中の利用率は約85%となっています。</p>						
方針	<p>・本計画期間は新設の整備をしない方針です。                      ・今後は各施設における適正なサービス提供を行うことにより、在宅復帰を支援する施設として、その機能を十分果たすことができるよう、引き続き指導等を行います。</p>						
実績・目標値	表 利用人数			単位：人／月			
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	1,990	2,003	2,013	1,913	1,922	1,931
	実績 (R2は見込み)	1,918	1,889	<u>1,893</u> , 895			
	表 施設数(床数)			単位：箇所(床)			
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
計画	26(2,305)	26(2,305)	26(2,305)	25(2,242)	25(2,242)	25(2,242)	
実績 (R2は見込み)	25(2,242)	25(2,242)	25(2,242)				

③介護療養型医療施設		担当課	事業者指導課				
概要	・療養病床等を有する病院又は診療所であって、長期療養を必要とする要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うサービスです。						
現状	・令和 5(2023)年度末までに廃止することが決定されており、第 7 期期間中に 1 施設が廃止され、2 施設が介護医療院へ転換しています。						
方針	・円滑に介護医療院等へ転換などが行われるよう、施設への対応を行います。						
実績・目標値	表 利用人数 <span style="float:right">単位：人／月</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	76	76	76	14	14	89
	実績 (R2 は見込み)	55	41	17			
	表 施設数(床数) <span style="float:right">単位：箇所(床)</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
計画	5(76)	5(76)	5(76)	2(17)	2(17)	0(0)	
実績 (R2 は見込み)	5(72)	3(45)	2(17)				

④介護医療院		担当課	事業者指導課				
概要	・長期にわたり療養が必要である者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うサービスです。						
現状	・介護療養型医療施設等から転換が行われています。						
方針	・介護療養型医療施設及び療養病床を有する病院又は診療所から転換することが優先されるため、本計画期間の新設は行わない方針です。						
実績・目標値	表 利用人数 <span style="float:right">単位：人／月</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	0	0	0	109	109	115+14
	実績 (R2 は見込み)	33	80	100			
	表 施設数(床数) <span style="float:right">単位：箇所(床)</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
計画	—	—	—	4(106)	4(106)	6(123)	
実績 (R2 は見込み)	1(63)	3(90)	4(106)				

⑤特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護		担当課		事業者指導課			
概要	・介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等に入居している人が、日常生活上の介護や支援を受けるサービスです。						
現状	・高齢者人口1万人あたりの整備率は、政令指定都市20都市中第3位となっています。 ・第7期期間中の利用率は約78%となっています。						
方針	・現在までに施設整備が進んでおり、利用率からも十分に需要を満たしていると考えられるため、本計画期間では整備しない方針です。						
実績・目標値	表 利用人数(介護予防特定施設入居者生活介護) <span style="float:right">単位:人/月</span>						
		H30	R1	R2	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
	計画	192	193	196	195	199	203
	実績 (R2は見込み)	204	208	192	/	/	/
	表 利用人数(特定施設入居者生活介護) <span style="float:right">単位:人/月</span>						
		H30	R1	R2	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
	計画	1,498	1,558	1,620	1,511	1,548	1,581
	実績 (R2は見込み)	1,437	1,442	1,476	/	/	/
	表 施設数(床数) <span style="float:right">単位:箇所(床)</span>						
		H30	R1	R2	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
計画	48(2,112)	48(2,112)	48(2,112)	48(2,112)	48(2,112)	48(2,112)	
実績 (R2は見込み)	48(2,112)	48(2,112)	48(2,112)	/	/	/	

⑥ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護		担当課		事業者指導課			
概要	・認知症の高齢者に対し、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。						
現状	・高齢者人口1万人あたりの整備率は、政令指定都市20都市中第1位となっています。 ・第7期期間中の利用率は約97%となっています。						
方針	・全国的に見ても高い整備率となっていますが、今後も見込まれる認知症高齢者の増加や、認知症ケアの専門性などを踏まえ、サービスの質を担保しつつ2施設36床の整備を行います。						
実績・目標値	表 利用人数（介護予防認知症対応型共同生活介護）						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	6	7	7	5	5	5
	実績 (R2は見込み)	6	4	5			
	表 利用人数（認知症対応型共同生活介護）						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	1,643	1,676	1,716	1,690	1,722+720	1,755+750
	実績 (R2は見込み)	1,627	1,660	1,675			
	表 施設数（床数）（介護予防認知症対応型共同生活介護）						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	114(1,690)	116(1,726)	118(1,762)	115(1,735)	115(1,735)	117(1,771)
	実績 (R2は見込み)	113(1,681)	113(1,699)	114(1,718)			
表 施設数（床数）（認知症対応型共同生活介護）							
	H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	
計画	115(1,699)	117(1,735)	119(1,771)	116(1,744)	116(1,744)	118(1,780)	
実績 (R2は見込み)	114(1,690)	114(1,708)	115(1,726)				

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		担当課	高齢者福祉課				
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所定員が 29 床以下の特別養護老人ホームであり、寝たきりや認知症等により、日常生活の中で常に介護を必要とする高齢者が、入浴、排せつ、食事、機能訓練、健康管理等の必要な介護を受けながら生活するサービスです。</li> <li>・施設は、10 人以下の少人数グループを一つの生活単位(ユニット)として分けられ、ユニット専用の共同スペースと専任職員が配置されているため、比較的家庭的な雰囲気の中で、きめ細やかなケアを行うことができます。</li> </ul>						
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型介護老人福祉施設の整備数は高齢者人口1万人あたりで、政令指定都市 20 都市中第 1位となっており、令和 2 年 4 月 1 日現在、市内に 31 施設、899 床を整備しています。</li> <li>・平成 27 年度から入所要件が原則要介護 3 以上となったことや、介護老人福祉施設の増床及び地域密着型介護老人福祉施設の新設を計画的に進めたことから、待機者はおおむね減少傾向にあります。</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設は、日常生活圏域(中学校区)での整備を進め、未整備の中学校区で 1 施設(29 床)を整備中です。令和元年度整備予定 2 施設の公募に対し 1 施設しか応募が無かったため、令和 2 年度向けで再度公募を行い、さらに 1 施設を選定し、整備予定としています。</li> </ul>						
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<del>地域密着型介護老人福祉施設は、今まで日常生活圏域ごとに整備を行い、地域の介護・福祉の拠点づくりとの位置づけから整備を進めてきています。</del></li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設は、地域の介護・福祉の拠点としての位置付け、第 7 期での応募の状況及び介護人材不足を勘案し、1施設 29 床の整備を行います。</li> <li>・国・県補助金等も活用して、防災・感染症対策を推進します。</li> </ul>						
実績・目標値	表 利用人数 <span style="float:right">単位:人/月</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	848	881	938	923	952	981
	実績 (R2 は見込み)	835	878	897894			
	表 施設数(床数) <span style="float:right">単位:箇所(床)</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
計画	31(899)	31(899)	33(957)	33(957)	33(957)	34(986)	
実績 (R2 は見込み)	30(870)	31(899)	33(957)				

⑧地域密着型特定施設入所者生活介護	担当課	事業者指導課
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員が 29 人以下で、介護事業者としての指定基準に合致し、その指定を受けた有料老人ホーム等の施設であり、利用者に入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスです。</li> </ul>	
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在岡山市にはサービス提供事業者はありません。</li> </ul>	
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設については、広域型の施設整備が進み、十分に需要を満たしていると考えられるため、本計画期間では整備しない方針です。</li> </ul>	

第4章 施策展開

図表 地域密着型サービスの日常生活圏域ごとの必要利用定員総数

(単位:人)

福祉事務所	日常生活圏域	認知症対応型共同生活介護			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
		R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
北区中央	岡山中央	27	27	27			
	岡北	45	45	45	29	29	29
	石井	36	36	36	29	29	29
	桑田	45	45	45	29	29	29
	岡輝	62	62	62			
	御南	63	63	63	29	29	29
	吉備	62	62	62	29	29	29
	小計	340	340	340	145	145	145
北区北	京山	36	36	36	29	29	29
	中山	45	45	45	29	29	29
	香和	36	36	36	29	29	29
	高松	90	90	90	29	29	29
	足守	54	54	54	29	29	29
	御津	27	27	27	29	29	29
	建部	36	36	36	29	29	29
	小計	324	324	324	203	203	203
中区	東山	54	54	54	29	29	29
	操山	45	45	45	29	29	29
	操南	54	54	54	29	29	29
	富山	36	36	36	29	29	29
	竜操	45	45	45	29	29	29
	高島	63	63	63	58	58	58
	小計	297	297	297	203	203	203
東区	旭東	81	81	81	29	29	29
	上南	18	18	18	29	29	29
	西大寺	63	63	63	29	29	29
	山南	18	18	18			
	上道	81	81	81	29	29	29
	瀬戸	63	63	63	29	29	29
	小計	324	324	324	145	145	145
南区西	妹尾	36	36	36	29	29	29
	福田	54	54	54	29	29	29
	興除	36	36	36	29	29	29
	藤田	27	27	27	29	29	29
	灘崎	63	63	63			
	小計	216	216	216	116	116	116
南区南	福浜	54	54	54	29	29	29
	福南	63	63	63	29	29	29
	芳泉	63	63	63	29	29	29
	芳田	18	18	18	29	29	29
	光南台	45	45	45	29	29	29
	小計	243	243	243	145	145	145
岡山市計		1,744	1,744	1,780(※)	957	957	986(※)

※整備エリアについては、各日常生活圏域の整備状況を勘案し、年度ごとに決定するため、日常生活圏域ごとの増加数は示していません。

## 重点施策9

## 介護サービスの適切な運営

## 現状

○岡山市では、平成30年に後期高齢者数が前期高齢者数を上回り、さらに令和7（2025）年には団塊の世代がすべて後期高齢者となり、介護需要の大幅な増加が見込まれます。一方、介護の担い手となる若年人口は減少し続けており、介護人材不足への対応が喫緊の課題となっています。

今後も増加が見込まれる介護ニーズに対し、限られた資源を効率的・効果的に活用するために、保険者としてより積極的な取組が求められています。

○岡山市高齢者実態把握調査では、市内介護事業所における採用者数は離職者数を上回っていますが、求職者が少ないなど採用が困難なことから、5割近い事業所が人材不足と感じています。こうした中、職員の新規雇用のために、今後計画・検討している主な方策としては、元気な高齢者の雇用、資格取得の支援、外国人職員の雇用といった意見があります。一方で、外国人労働者を雇用している事業所は1割未満で、7割強の事業所が今後も外国人労働者を活用する予定はないと考えており、利用者との意思疎通や介護記録の作成など、言葉や生活習慣の違い等に対する不安の解消が、外国人労働者活用の主な課題となっています。

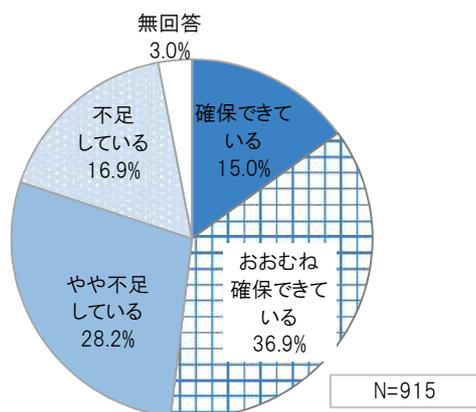
また、職員の離職状況をみると、採用後3年以内に約7割の職員が離職していることから、定着促進の取組も重要となっています。

○高齢者の自立支援や介護職員の業務負担軽減等の効果が期待される介護ロボット、AI・ICT等について、同調査によると、導入予定のない介護事業所が約8割で、その理由として、「購入費用が高い」が約半数を占めています。導入済み、導入予定のものは、事務処理系ソフト、介護者の見守り支援システム、介護者の身体的負担軽減機器が多くなっています。

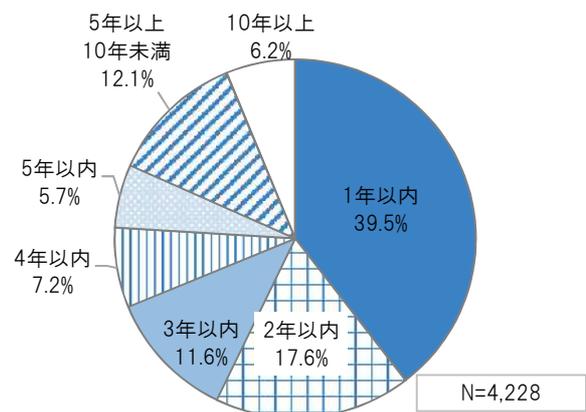
○介護人材分野では、増大するサービス需要に対応できる介護職員数を確保するための幅広い施策展開や、テクノロジー（介護ロボット、AI・ICT）の活用、認知症対策、ADL維持向上、外部専門人材との連携等の多様なニーズに対応できる人材の獲得・育成が求められています。また、サービスを必要としている人に過不足のないサービスが提供されるよう、介護事業所、利用者やその家族に改めて「自立支援・重度化防止」に資する適切なサービス利用の重要性を認識してもらうことも必要です。

○全国では、新型コロナウイルス感染症の流行や災害の発生により、一部の事業所においてサービスが休止になるなど、従来のサービスが受けられないケースがみられました。

■人材確保の状況



■平成28年4月～平成31年3月までに離職した職員の勤務年数



出典：岡山市高齢者実態把握調査(R1)

## 第7期計画の主な取組・評価

## ◇介護人材の確保・育成

介護人材確保・育成・離職防止策として、介護サービスや仕事への理解の醸成を図る「交流事業」、事業者の困難事例への対応力強化や事務効率化を支援するために専門講師を派遣する「講師派遣事業」、また優秀な介護人材の定着に向けてアセッサー（福祉・介護支援評価者）の資格取得の研修受講料を補助する「アセッサー資格取得支援事業」に取り組みました。

## ◇適切なサービス等の確保

利用者の「自立支援・重度化防止」の観点から、総合特区事業の一環として、介護サービスの質をストラクチャー・プロセス・アウトカムの3つの視点から評価し、上位の事業所に対しインセンティブを付与する「デイサービス改善インセンティブ事業」「訪問介護インセンティブ事業」に取り組みました。

## ◇公平・公正な運営

最適なサービスが提供されるよう、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知の適正化主要5事業に取り組みました。介護保険制度の信頼を高め、持続可能な制度を構築するため、今まで以上に効率的・効果的な適正化事業に取り組む必要があります。

## ◇費用負担に対する配慮

介護保険料・介護サービスの利用に係る利用者負担割合について、介護保険料の独自減免や社会福祉法人による利用者負担軽減制度の実施など、低所得者に対して過重な負担とならないよう配慮しています。

主な指標（単位）	H30	R1
縦覧点検・医療情報との突合件数（件）	6,797	7,586
介護給付費通知件数（件）	65,116	66,148

## 課題認識・基本的な考え方

- 介護保険を取り巻く環境が一層厳しさを増していく中、今後も介護や支援を必要とする高齢者が、適時・適切なサービスを安心して選択できるように介護保険制度を安定的に運営していくためには、給付費の適正化等の取組を進めていくことが重要です。
- また、介護事業所に対しては、介護人材の確保・育成・離職防止の取組や、「自立支援・重度化防止」に向けた介護サービスの質の向上の取組を支援し、あわせて市民に対しては、介護サービスの適正利用について周知啓発を引き続き進める必要があります。  
さらに、サービス利用者への各種情報提供や相談体制の充実、低所得者への配慮等を引き続き行う必要があります。
- 感染症や災害が発生しても、介護サービスの適切な運営が継続されるよう、日頃から関係機関と連携し、感染防止対策や防災体制の強化を推進していく必要があります。

## 施策展開の方向性

### (1) 介護人材の確保・育成・離職防止、生産性の向上

- ・岡山市独自の取組として、介護事業所の抱える課題解決のための講師派遣、介護職員の資質向上やキャリア形成のための研修や支援事業、職員に対するハラスメント対策、市内の新任職員が横のつながりを作るためのサポート、介護現場の生産性向上や負担軽減を図るため、介護ロボットの貸与事業や、AI・ICT等の購入補助に取り組みます。
- ・業務効率化の観点からは、介護分野の文書に係る負担軽減のため、国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化などを進めます。
- ・岡山県等が実施する元気な高齢者の介護事業所への就職支援、外国人材の雇用推進などについても県と連携を図り、効果が高まるよう市内の介護事業所への周知等を行います。

### (2) 介護保険サービスの質の確保と向上

- ・事業者の指導は、高齢者の尊厳を支えるより良いケアをめざし、サービスの質の確保・向上を図ることを主眼とする「実地指導」と「集団指導」を継続的に行います。また、指定基準違反や不正請求が疑われる場合には、「監査」を実施し、厳正に対応していきます。
- ・公正・公平で適切な認定がなされるよう認定調査員、認定審査会委員、主治医等に対して研修を実施し、令和2年度から認定調査を委託している指定市町村事務受託法人との定期的な意見交換を行うなど、事務連携を強化します。
- ・介護給付適正化事業をさらに効率的・効果的に進め、介護サービスの質の向上を図るとともに、利用者に対する適切なサービスの確保に努め、持続可能な介護保険制度の構築をめざします。
- ・通所介護・訪問介護における利用者の状態を維持・改善する事業者への評価・インセンティブの付与や、事業者への研修実施を通じて、介護サービスの質のさらなる向上を進めます。また、国の制度改正へつなげるため、事業実施により得られた成果を国等へ報告していきます。
- ・介護サービスの利用者が安心して多様なサービスを利用できるよう、わかりやすい情報提供や相談・苦情対応に努めるなど、情報提供・相談体制を充実させます。
- ・引き続き、低所得者に対する費用負担の配慮を行い、必要なサービスを安心して利用できる体制づくりを進めます。
- ・災害や、新型コロナウイルス感染症の感染防止策及び感染者発生時の対応については、事業所に対応マニュアルの整備を徹底するとともに、避難訓練の実施や備蓄品の確認を行う等、必要なサービスが継続して提供できるように支援を行っていきます。また、Webの活用等による3密対策に加え、予め指定市町村事務受託法人等や認定審査会委員と連携し、調査員数を十分確保するなど、要介護認定調査や認定審査が機能不全に陥らないような体制の構築を進めます。

【重点施策9の施策展開の方向性と主な事業】

(1) 介護人材の確保・育成・離職防止、生産性の向上

①介護人材の確保・育成・離職防止

②介護現場の生産性向上や負担軽減（介護ロボット、ICT等）

(2) 介護保険サービスの質の確保と向上

①事業者に対する指導・監査

②公正な要介護認定

③要介護認定研修事業

④介護給付適正化事業

⑤デイサービス改善インセンティブ事業【施策5(5)①再掲】

⑥訪問介護インセンティブ事業【施策5(5)③再掲】

⑦介護保険制度の普及啓発、情報提供、相談の充実

⑧介護保険料の独自減免

⑨社会福祉法人による利用者負担軽減

## 主な事業

## (1) 介護人材の確保・育成・離職防止、生産性の向上

①介護人材の確保・育成・離職防止		担当課		事業者指導課 介護保険課			
概要	・高齢者の増加に伴い、介護サービスを提供する介護人材の確保や育成を進めるとともに、介護人材の資質の向上を支援することで、介護事業所への離職防止等による、福祉・介護人材の定着促進に取り組んでいます。						
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護人材確保に向けた啓発の取組の一つとして、介護職の魅力を再発見する「交流事業」を年1回実施していますが、参加人数が伸び悩んでいる状況です。</li> <li>・懸案事例を抱えている介護事業所の課題解決を支援することで、介護離職の防止を支援していますが、支援回数は伸び悩んでいます。</li> <li>・アセッサー(福祉・介護職員評価者)の資格取得を支援し、福祉・介護職員や事業所に対する社会的評価を高め、優秀な福祉・介護人材の確保及び定着を促進していますが、支援件数は伸び悩んでいます。</li> </ul>						
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤続3年未満の介護職員が介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力を再確認する取組を推進することにより、新任介護人材の離職を防止し、定着を図ります。</li> <li>・引き続き周知に努め、懸案事例を抱えている介護事業所に専門講師を派遣し、その解決に向けて支援する「講師派遣事業」に取り組みます。事業所への講師派遣による課題解決や離職防止支援、職場環境の改善への働きかけなど、介護職員の資質の向上やキャリア形成に向けた総合的支援により介護人材の育成・定着を図ります。</li> <li>・引き続き周知に努め、「アセッサー資格取得支援事業」として、国が定める介護プロフェッショナルキャリア段位制度に基づき、アセッサー資格を取得するための研修受講料を補助します。</li> </ul>						
実績・目標値	<b>表 交流事業参加者数</b> <span style="float:right">単位:人</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	150	150	150	150	150	150
	実績 (R2は見込み)	69	82	0			
	<b>表 講師派遣事業における延べ派遣回数</b> <span style="float:right">単位:回</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	20	20	20	20	20	20
	実績 (R2は見込み)	5	13	1			
	<b>表 アセッサー資格取得支援事業における研修受講料補助人数</b> <span style="float:right">単位:人</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
計画	100	100	100	50	50	50	
実績 (R2は見込み)	3	3	10				

②介護現場の生産性向上や負担軽減 (介護ロボット、ICT等)		担当課		医療政策推進課 高齢者福祉課 事業者指導課			
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高額であり、効果や適合性が確認できない介護ロボットは、介護従事者の負担軽減や離職防止に資すると見込まれながら、現場への導入が進んでいませんが、介護ロボットを無償で介護事業所に貸与し、その効果を研究機関に調査研究させる中で、普及促進と、より効果的な介護ロボットの創造に向けての提言をしていきます。</li> <li>・介護ロボット、ICT 等を導入しようとする施設等で大規模修繕をするものについては、その購入、設置に係る経費を助成します。</li> </ul>						
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守り型、リハビリ支援型、介護支援型など先端技術を駆使した介護ロボットの貸出事業を開始しましたが、介護現場への導入は進んでいません。</li> <li>・介護ロボットの貸し出し結果について、介護利用者、施設等職員に一定の効果が認められたため、介護事業者全体及びメーカーに、ホームページ及び動画配信などを通じてお知らせしました。</li> <li>・介護ロボット・ICT 等の導入支援については、令和 2 年度から実施しています。</li> </ul>						
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先端的な介護ロボットを、介護事業者に年 2 回、3 か月ずつ無償で貸し出しすることで、その効果を体験してもらい、普及促進に繋がります。</li> <li>・また、その効果を分析し、今後の活用の仕方や製造方針への提言をするなどし、一層の普及促進をめざします。</li> <li>・導入支援としては、現在岡山県が実施している同様な事業と並行して、令和 2 年度から新設された、大規模修繕をすることを条件として、それと同時期に導入される介護ロボット、ICT 等について補助をしていきます。</li> </ul>						
実績・目標値	表 介護ロボット貸出台数 <span style="float:right">単位：台数(台)</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	—	—	—	218	218	218
	実績 (R2 は見込み)	—	166	84	/	/	/
	表 介護ロボット導入補助施設等 <span style="float:right">単位：施設</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
計画	0	0	6	5	5	5	
実績 (R2 は見込み)	0	0	6	/	/	/	

## (2) 介護保険サービスの質の確保と向上

①事業者に対する指導・監査		担当課	事業者指導課
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者に対する指導・監査は、高齢者の尊厳を支える、より良いケア実現のための支援である「指導」と指定基準違反や不正が疑われる場合に介護保険法に規定された権限を行使する「監査」があります。</li> </ul>		
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「指導」については、事業所を集めて行う「集団指導」と、各事業所に赴いて個別に行う「実地指導」があり、年間を通じて計画的に行っています。</li> <li>・災害発生時の対応や、新型コロナウイルス感染症の感染防止策及び感染者発生時の対応については、事業所に対応マニュアルの整備を徹底するように指導しています。</li> <li>・「監査」については、違反や不正が疑われる場合に適宜、行っています。</li> </ul>		
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「実地指導」と「集団指導」を効率的に組み合わせることにより実効性の高い指導になるように継続的に行います。</li> <li>・災害発生時の対応や、新型コロナウイルス感染症の感染防止策及び感染者発生時の対応については、引き続き、対応マニュアルの整備の徹底や避難訓練の実施など、必要なサービスが継続して提供できるように支援を行っていきます。</li> <li>・「監査」については、利用者の虐待が疑われる場合などには、無通告で実施するなどにより、即応性の高い厳正な対応を行います。</li> </ul>		

②公正な要介護認定		担当課	介護保険課
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護(支援)認定申請者に対して行われる認定調査及び主治医による意見書を基に、申請者の状況を的確に把握し、介護認定審査会において審査判定を行います。</li> </ul>		
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県が指定する指定市町村事務受託法人へ認定調査業務を委託し、調査の平準化を図っています。</li> <li>・公正な要介護認定を行うため、岡山市介護認定審査会運営協議会において検討を進めながら、適正かつ円滑な介護認定審査会の運営を図っています。</li> </ul>		
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査の平準化による適正な認定調査を行うとともに、介護認定審査会を構成する保健・医療・福祉分野の専門家について、適切な人材確保に努め、持続可能な介護保険制度の構築に向けて、公正な要介護認定を実施します。</li> </ul>		

③要介護認定研修事業		担当課	介護保険課				
概要	<p>・介護サービスを必要とする受給者を適切に認定するため、介護認定に関わる職員、認定調査員、介護認定審査会委員及び主治医に対して、適正な認定に関する研修を実施しています。</p>						
現状	<p>【認定調査員研修】</p> <p>・調査員に対して調査項目の定義・特記事項等に関する研修を実施しています。</p> <p>【介護認定審査会委員研修】</p> <p>・介護認定審査会委員に対して審査判定の方法等に関する研修を実施しています。</p> <p>【主治医研修】</p> <p>・主治医に対して意見書の趣旨や記入方法等に関する研修を実施しています。</p>						
方針	<p>・持続可能な介護保険制度の構築に向け、引き続き関係部署及び関係機関と連携し、介護認定における課題等を把握し、より適切に認定を実施するために必要な情報等を、各研修を通じて関係者に周知します。</p>						
実績・目標値	表 認定調査員研修開催件数(受講者数) <span style="float:right">単位:回(人)</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	6 (330)	6 (330)	6 (330)	10 (330)	10 (330)	10 (330)
	実績 (R2は見込み)	10 (325)	10 (329)	10 (330)	/	/	/
	表 介護認定審査会委員研修開催件数(受講者数) <span style="float:right">単位:回(人)</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	3 (50)	3 (50)	3 (50)	6 (10)	6 (10)	6 (10)
	実績 (R2は見込み)	6 (8)	5 (5)	87 (87)	/	/	/
	表 主治医研修開催件数(受講者数) <span style="float:right">単位:回(人)</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
計画	2 (120)	2 (120)	2 (120)	2 (120)	2 (120)	2 (120)	
実績 (R2は見込み)	2 (96)	1 (45)	2 (120)	/	/	/	

④介護給付適正化事業	担当課	介護保険課
概要	<p>・介護保険制度の信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築するために、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを事業者が提供するよう、国の介護給付適正化計画に則り、要介護認定の適正化等、主要5事業を中心に介護給付の適正化を行っています。</p>	
現状	<p>【要介護認定の適正化】</p> <p>・要介護認定申請に係る調査票のチェックを行います。また、認定調査員等に対して研修を実施しています。令和2年度から指定市町村事務受託法人へ認定調査を一部委託しており、意見交換や情報連携を図りつつ、より質の高い認定調査の実施に取り組みます。</p> <p>【ケアプラン点検】</p> <p>・受給者の自立支援に資する視点で介護給付、予防給付、介護予防・日常生活支援総合事業のケアプランが作成されているかを中心に、ケアマネジャーとの面談及び訪問等により実施しています。また、年度当初に点検テーマを公表するなど岡山市の支援、助言のポイントがケアマネジャーに伝わりやすくなるよう工夫をしたり、点検の効果が多くの事業所にフィードバックされるよう、点検・助言内容を総括して公表しています。</p> <p>【住宅改修等の点検】</p> <p>・住宅改修や福祉用具について、現地確認等により不適切利用の防止を図っています。</p> <p>【介護給付実績の縦覧点検及び医療情報との突合】</p> <p>・岡山県国民健康保険団体連合会との連携を図り請求内容チェックによる過誤請求の給付費の削減を図っています。</p> <p>【介護給付費通知】</p> <p>・受給者に自らのサービス内容を確認してもらうことで不適切な利用防止を図っています。</p>	
方針	<p>・引き続き、持続可能な介護保険制度の構築に向けて、「見える化システム*1」、「国保連給付適正化システム*2」「民間適正化システム」の各帳票を活用し、利用者のサービス利用状況や事業者の加算算定状況等の分析を行うことで、不適切な給付の抑制を意識しながら適正化を継続して実施します。</p> <p>・ケアプラン点検においては、地域ケア会議(地域ケア個別会議)や実地指導との棲み分けや連動ができるよう関係課で情報共有等を行ったり、事業効果を高めたり、ケアマネジャーの負担軽減につながるようにしていきます。</p>	

\*1 見える化システム:介護保険事業(支援)計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム

\*2 国保連給付適正化システム:保険者が保有する給付実績から、介護費用面における適正化対策に活用するために、岡山県国民健康保険団体連合会が情報提供を行うシステム

実績・目標値	表 要介護認定の適正化実施割合(認定調査状況チェック 委託分)(実施件数) <span style="float: right;">単位:%(件)</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	100 (11,520)	100 (11,520)	100 (11,520)	100 (29,200)	100 (29,200)	100 (29,200)
	実績 (R2は見込み)	100 (9,292)	100 (13,493)	100 (33,400)	/	/	/
	表 ケアプランの点検事業所数(実施件数) <span style="float: right;">事業所(件)</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	延 40 (延 180)	延 40 (延 180)	延 40 (延 180)	延 80 (延 190)	延 80 (延 190)	延 80 (延 190)
	実績 (R2は見込み)	延 93 (延 213)	延 62 (延 163)	延 72 (延 136)	/	/	/
	表 住宅改修等の点検件数 <span style="float: right;">単位:件</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	75	75	75	75	75	75
	実績 (R2は見込み)	87	75	7960	/	/	/
	表 縦覧点検・医療情報との突合件数 <span style="float: right;">単位:件</span>						
		H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	計画	6,500	6,500	6,500	8,500	8,500	8,500
実績 (R2は見込み)	6,797	7,586	8,500	/	/	/	
表 介護給付費通知件数 <span style="float: right;">単位:件</span>							
	H30	R1	R2	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	
計画	62,500	62,500	62,500	68,500	69,500	70,500	
実績 (R2は見込み)	65,116	66,148	67,500	/	/	/	

⑤デイサービス改善インセンティブ事業 【施策5(5)①再掲】		担当課	医療政策推進課
概要	・介護サービスの質を評価し、利用者の状態像の維持改善に努めている通所介護事業所へインセンティブを付与します。		

⑥訪問介護インセンティブ事業【施策5(5)③再掲】		担当課	医療政策推進課
概要	・訪問介護事業所に岡山市からリハビリ専門職を派遣し、利用者のアセスメントやヘルパーへの助言を実施します。また、利用者の状態像の維持改善に努めている訪問介護事業所へインセンティブを付与します。		

⑦介護保険制度の普及啓発、情報提供、相談の充実		担当課	介護保険課
概要	・介護サービスの利用者や家族に対して、介護保険制度の普及啓発に努めるとともに、多様なサービス内容の情報提供を行っています。また、利用者からの相談や苦情に迅速かつ適切に対応することにより、サービスの質の確保に努めています。		
現状	・介護保険制度啓発のためのパンフレット「岡山市あんしん介護保険」等を作成するとともに、市ホームページで情報提供に努めています。また、要望に応じて地域の集まりなどに出向いて啓発活動を行っています。 ・相談や苦情に対しては苦情処理機関に位置付けられている岡山県国民健康保険団体連合会とも連携を図り、対応しています。		
方針	・関係各課及び岡山県国民健康保険団体連合会、指定居宅介護支援事業所等と連携を図り、情報提供・相談体制を充実させ、介護保険制度の趣旨について市民理解の醸成を進め、相談や苦情に迅速かつ適切に対応することでサービスの質の確保を図ります。		

⑧介護保険料の独自減免		担当課	介護保険課	
概要	・低所得者に対して過重な負担とならないように配慮し、介護保険料について、市独自の減免施策を講じています。			
現状	<p>・下記条件のすべてに該当する人の介護保険料額を第1段階相当まで減額します。</p> <p>条件1 保険料の所得段階が第2,3段階(世帯非課税)であること</p> <p>条件2 世帯の年間収入が下記の額以下であること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯に70歳以上の人がないとき 96万円+48万円×(世帯員数-1)</li> <li>・世帯に70歳以上の人がいるとき 108万円+48万円×(世帯員数-1)</li> </ul> <p>条件3 市民税課税者と生計を共にしておらず、扶養もされていないこと</p> <p>条件4 活用できる不動産がなく、預貯金が350万円を超えていないこと</p>			
方針	・現状の市独自の減免施策を継続して実施します。納付通知書発送時等で制度周知を図り、適切な運用に努め、低所得者に対して過重な負担とならないように配慮します。			
実績	表 市独自の介護保険料減免適用者(減免総額) <span style="float: right;">単位:人(千円)</span>			
		H30	R1	R2
実績 (R2は見込み)		134 (2,476)	123 (1,793)	120 (1,400)

⑨社会福祉法人による利用者負担軽減		担当課	介護保険課	
概要	・低所得者に対して利用者負担の軽減を行った社会福祉法人のうち、一定の要件を満たす場合、市・県・国がその一部を法人に助成することによって、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的としています。			
現状	・毎年、社会福祉法人に対し、取組を促すための依頼文を送付して、実施法人の増加及び制度の周知に努めています。			
方針	・低所得者が必要なサービスを安心して利用できるよう、引き続き、取組を推進していきます。			
実績	表 利用者負担軽減事業申出法人数(軽減認定者数)		単位:法人(人)	
		H30	R1	R2
	実績 (R2 は見込み)	61 (102)	62 (106)	62 (106)

## 第5章

### 介護保険給付費等の見込み及び保険料額

## 1 介護保険給付費等の推計の流れ

第8期計画における介護保険給付に係る費用の見込みについては、はじめに、高齢者人口及び要介護（要支援）認定者数を推計します。その上で、施設サービスや在宅サービス等の利用者数、今後の整備計画や直近の給付実績等をもとに、各介護保険サービス給付費等を推計し、あわせて介護保険給付にかかる費用等を年度ごとに推計しました。

図表 介護保険給付費等の推計の流れ

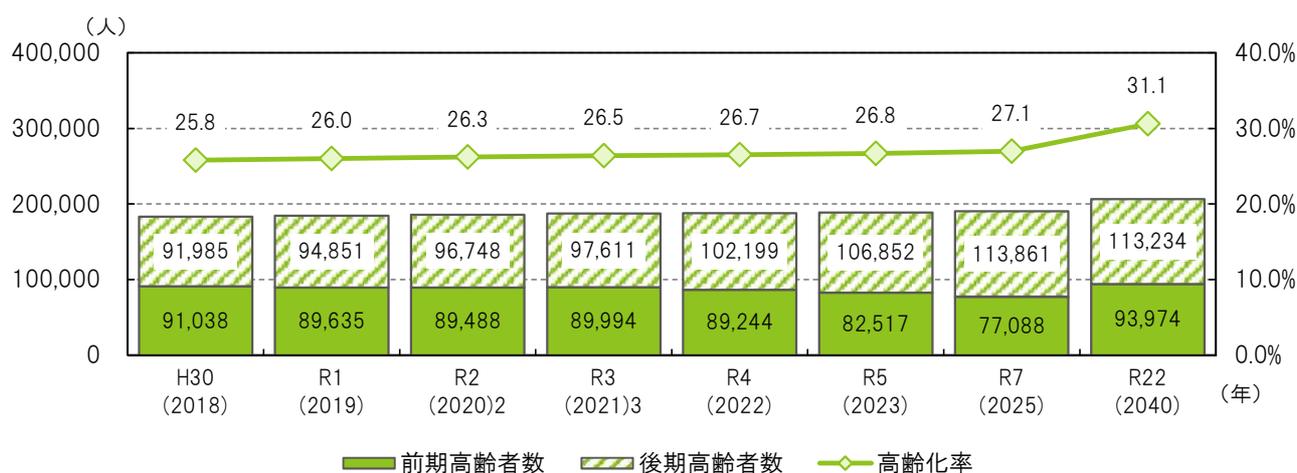


## 2 高齢者人口（第1号被保険者数）の推計

高齢者人口（第1号被保険者数）は、平成27年から令和2年の各年9月末時点の住民基本台帳の総人口を起点として推計しました。

その結果、令和2年の高齢化率は26.3%となっており、令和7（2025）年の高齢化率は27.1%となることが予測されます。令和22（2040）年には高齢化率は31.1%となり、およそ3人に1人が65歳以上になります。

図表 高齢者人口と高齢化率の推移・推計



単位：人

	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R22 (2040)
前期高齢者数	91,038	89,635	89,488	89,994	86,244	82,517	77,088	93,974
後期高齢者数	91,985	94,851	96,748	97,611	102,199	106,852	113,861	113,234
高齢者数計	183,023	184,486	186,236	187,605	188,443	189,369	190,949	207,208
総人口	708,911	708,481	707,967	707,627	707,050	706,268	704,076	667,260
高齢化率	25.8%	26.0%	26.3%	26.5%	26.7%	26.8%	27.1%	31.1%

※各年度9月末。令和2年までは住民基本台帳人口。

令和3（2021）年以降は岡山市独自推計（住民基本台帳人口に基づく推計値）

前期高齢者：65歳以上75歳未満の高齢者 後期高齢者：75歳以上の高齢者

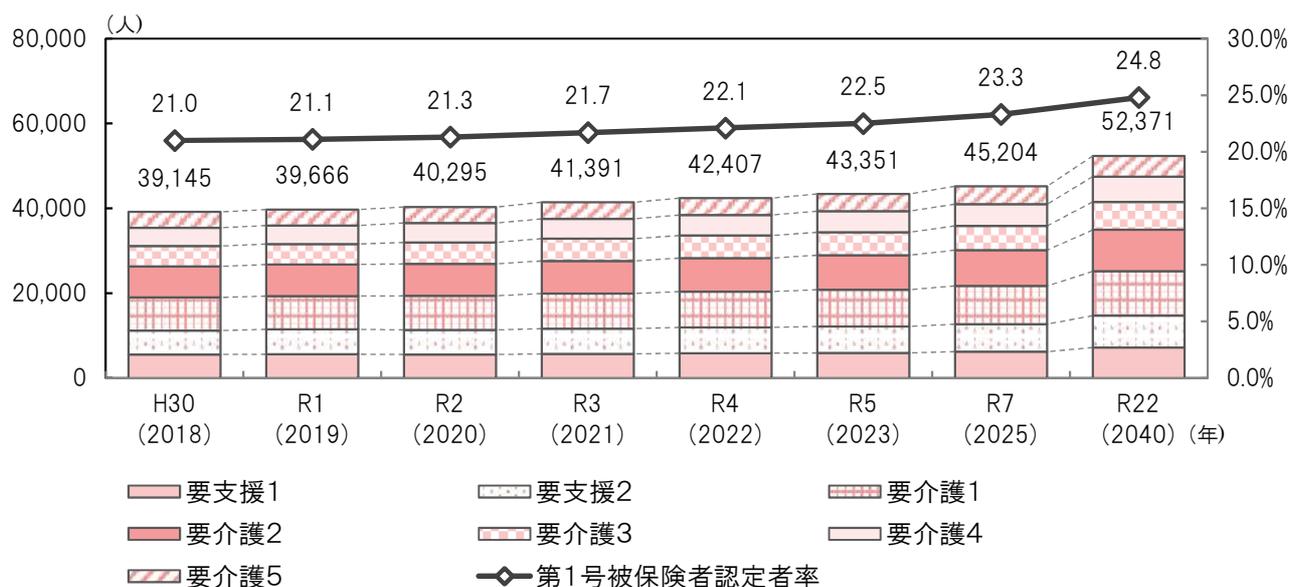
※介護保険給付費等の推計に係る高齢者人口等については、住民基本台帳人口から推計するため、第2章1（1）、（2）の高齢者人口等（10、11ページ）と一致しない。

### 3 要介護（要支援）認定者の推計

要介護（要支援）認定者数は、第7期計画期間（平成30年度～令和2年度）における認定者数の推移や、各年度の高齢者人口の状況をもとに、**介護予防の取組等による成果を勘案して**推計しました。

その結果、第1号被保険者認定率は、令和5（2023）年度に22.5%となる見込みであり、令和7（2025）年度には23.3%となります。

図表 要介護(要支援)認定者と第1号被保険者認定率の推移・推計



単位：人

	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R22 (2040)
要支援1	5,530	5,601	5,517	5,667	5,805	5,935	6,188	7,172
要支援2	5,622	5,840	5,793	5,951	6,095	6,232	6,499	7,528
要支援者 小計	11,152	11,441	11,310	11,618	11,900	12,167	12,687	14,700
要介護1	7,825	7,864	8,036	8,254	8,456	8,647	9,016	10,442
要介護2	7,311	7,433	7,524	7,730	7,919	8,095	8,440	9,779
要介護3	4,802	4,837	5,081	5,220	5,348	5,465	5,701	6,603
要介護4	4,330	4,364	4,587	4,711	4,830	4,934	5,145	5,962
要介護5	3,725	3,727	3,757	3,858	3,954	4,043	4,215	4,885
要介護者 小計	27,993	28,225	28,985	29,773	30,507	31,184	32,517	37,671
要介護（支援） 認定者数 合計	39,145	39,666	40,295	41,391	42,407	43,351	45,204	52,371
認定者のうち 第1号被保険者数	38,447	38,978	39,602	40,679	41,677	42,607	44,427	51,469
第1号被保険者数	183,023	184,486	186,236	187,605	188,443	189,369	190,949	207,208
第1号被保険者 認定率	21.0%	21.1%	21.3%	21.7%	22.1%	22.5%	23.3%	24.8%

※令和2年度までの要介護認定者数は実績（介護保険事業状況報告各年9月分）、令和3（2021）年度以降は推計。要介護（要支援）認定者には第2号被保険者数を含む。

※第1号被保険者数は令和2年度までは各年9月末住民基本台帳人口、令和3（2021）年度以降は推計。

※第1号被保険者認定率＝認定者のうち第1号被保険者数／第1号被保険者数

## 4 介護保険給付費等の推計

## (1) 各介護保険サービスにおける介護保険給付費の推計

第4章で記載した、今後の各介護保険サービス必要量及び施設・居住系の整備計画等を踏まえ、各介護保険サービス給付費等を推計しました。

図表 介護予防サービス給付費の推計

■介護予防サービス		R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	150,356	152,905	154,761
	回数(回)	3,350	3,410	3,452
	人数(人)	440	445	450
介護予防 訪問リハビリテーション	給付費(千円)	25,773	26,964	27,703
	回数(回)	745	779	801
	人数(人)	72	74	75
介護予防 居宅療養管理指導	給付費(千円)	35,946	36,654	37,454
	人数(人)	314	320	327
介護予防 通所リハビリテーション	給付費(千円)	605,750	614,387	625,039
	人数(人)	1,531	1,551	1,579
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	20,606	21,565	22,723
	日数(日)	252	265	282
	人数(人)	52	54	56
介護予防短期入所療養介護 (老健・病院等・介護医療院)	給付費(千円)	3,220	3,223	3,240
	日数(日)	30	30	30
	人数(人)	6	6	6
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	237,304	244,404	256,081
	人数(人)	3,362	3,460	3,631
特定介護予防 福祉用具購入費	給付費(千円)	18,451	19,090	19,402
	人数(人)	58	60	61
介護予防住宅改修	給付費(千円)	92,704	105,834	116,776
	人数(人)	85	97	107
介護予防 特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	180,663	184,447	188,132
	人数(人)	195	199	203
■地域密着型介護予防サービス		R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
介護予防 認知症対応型通所介護	給付費(千円)	5,485	6,066	6,247
	回数(回)	54	60	62
	人数(人)	7	7	7
介護予防 小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	123,050	123,546	124,403
	人数(人)	156	156	156
介護予防 認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	13,497	13,504	13,504
	人数(人)	5	5	5
■介護予防支援	給付費(千円)	245,297	255,400	265,529
	人数(人)	4,507	4,690	4,876

		R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
介護予防サービス計	給付費(千円)	1,758,102	1,807,989	1,860,994

※給付費は年度累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

図表 介護サービス給付費の推計

■居宅サービス		R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
訪問介護	給付費(千円)	3,752,753	3,984,861	4,184,870
	回数(回)	114,506	121,409	127,483
	人数(人)	5,267	5,389	5,534
訪問入浴介護	給付費(千円)	133,345	139,672	147,464
	回数(回)	886	928	980
	人数(人)	175	183	193
訪問看護	給付費(千円)	1,693,288	1,821,868	1,952,083
	回数(回)	31,326	33,688	36,087
	人数(人)	3,116	3,354	3,590
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	222,197	233,668	249,090
	回数(回)	6,527	6,859	7,312
	人数(人)	529	547	582
居宅療養管理指導	給付費(千円)	736,259	771,902	801,171
	人数(人)	5,568	5,834	6,055
通所介護	給付費(千円)	7,253,903	7,668,921	8,051,776
	回数(回)	78,416	82,652	86,627
	人数(人)	6,708	6,942	7,172
通所リハビリテーション	給付費(千円)	2,811,257	2,863,558	2,937,357
	回数(回)	29,332	29,774	30,532
	人数(人)	3,103	3,119	3,189
短期入所生活介護	給付費(千円)	2,350,720	2,503,799	2,628,501
	日数(日)	22,389	23,825	25,033
	人数(人)	1,638	1,686	1,728
短期入所療養介護 (老健・病院等・介護医療院)	給付費(千円)	168,985	171,336	173,874
	日数(日)	1,290	1,306	1,326
	人数(人)	186	189	192
福祉用具貸与	給付費(千円)	1,869,841	1,971,107	2,087,661
	人数(人)	11,572	12,112	12,726
福祉用具購入費	給付費(千円)	67,130	69,748	71,646
	人数(人)	180	187	192
住宅改修費	給付費(千円)	136,933	138,771	140,602
	人数(人)	146	148	150
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	3,556,984	3,646,624	3,724,656
	人数(人)	1,511	1,548	1,581

■地域密着型サービス		R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費(千円)	466,979	547,128	627,019	
	人数(人)	233	273	313	
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	
地域密着型通所介護	給付費(千円)	2,553,274	2,706,315	2,887,175	
	回数(回)	26,372	27,841	29,617	
	人数(人)	2,372	2,445	2,545	
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	329,649	356,098	378,512	
	回数(回)	2,510	2,711	2,878	
	人数(人)	214	228	242	
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	3,232,109	3,325,019	3,416,135	
	人数(人)	1,336	1,370	1,404	
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	5,222,168	5,323,993	5,426,112	
	人数(人)	1,690	1,722	1,755	
地域密着型特定施設入居者 生活介護	給付費(千円)	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	給付費(千円)	3,224,451	3,327,892	3,429,129	
	人数(人)	923	952	981	
看護小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	246,669	319,280	391,754	
	人数(人)	81	105	129	
■施設サービス		R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	
介護老人福祉施設	給付費(千円)	7,680,148	7,731,820	7,779,229	
	人数(人)	2,418	2,433	2,448	
介護老人保健施設	給付費(千円)	6,643,021	6,679,262	6,711,817	
	人数(人)	1,913	1,922	1,931	
介護医療院	給付費(千円)	488,760	489,031	516,623	
	人数(人)	109	109	115	
介護療養型医療施設	給付費(千円)	56,401	56,432	32,708	
	人数(人)	14	14	8	
■居宅介護支援	給付費(千円)	2,758,714	2,839,058	2,936,072	
	人数(人)	15,957	16,388	16,924	
介護サービス計		給付費(千円)	57,655,938	59,687,163	61,683,036

※給付費は年度累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

## (2) 地域支援事業費の推計

地域支援事業については、介護予防・日常生活支援総合事業費に関しては前年度実績に75歳以上高齢者の伸び率を乗じた額、包括的支援事業・任意事業費に関しては、前年度上限額に高齢者数の伸び率を乗じた額が上限と定められており、この範囲内で事業費を推計しています。

図表 地域支援事業費の推計

単位：千円

	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
介護予防・日常生活支援総合事業費			
介護予防・日常生活支援総合事業費			
介護予防訪問サービス事業費			
生活支援訪問サービス事業費			
介護予防通所サービス事業費			
生活支援通所サービス事業費			
介護予防ケアマネジメント事業費			
審査支払手数料(介護予防・生活支援)			
高額総合事業サービス事業費	2,026,597	2,121,853	2,218,459
高額医療合算総合サービス事業費			
一般介護予防事業			
フレイル対策事業費			
健康相談事業費			
健康教育事業費			
食生活改善事業費			
介護予防センター事業費			
総合特区訪問介護インセンティブ事業費			
包括的支援事業・任意事業費			
包括的支援事業費			
地域包括支援センター運営費			
生活支援サービス体制整備事業費			
認知症地域支援事業費			
認知症初期集中支援事業費			
在宅医療介護連携推進事業費			
地域ケア総合推進センター事業費			
地域ケア会議推進事業費			
任意事業費	1,563,980	1,569,604	1,575,819
介護給付適正化事業費			
認知症高齢者見守り事業費			
介護保険住宅改修支援事業費			
成年後見制度利用支援事業費			
給食サービス促進事業費			
シルバーハウジング生活援助員派遣事業費			
在宅介護者支援事業費			
家族介護教室事業費			
介護機器貸与モデル事業			
合 計	3,590,577	3,691,457	3,794,278

## (3) 介護保険給付にかかる費用等の推計

第8期計画期間における各介護（介護予防）サービスの給付見込みの推計に基づいて、介護保険給付にかかる費用を推計し、その他費用として、第7期の実績に基づき、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を推計しました。

図表 介護保険給付にかかる費用等の推計

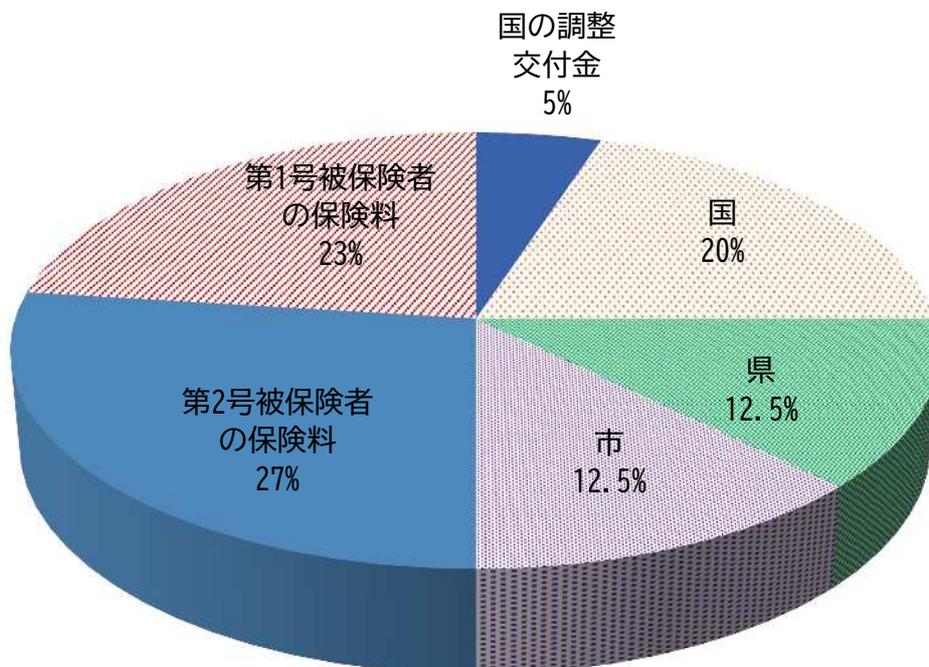
単位：千円

	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
給付費等見込額	63,061,005	6,5235,290	67,433,860
介護予防サービス給付費	1,758,102	1,807,989	1,860,994
介護サービス給付費	57,655,938	59,687,163	61,683,036
特定入所者介護サービス費等給付額	1,654,785	1,656,995	1,680,675
高額介護サービス費等給付額	1,662,298	1,735,045	1,842,097
高額医療合算介護サービス費等給付額	251,170	266,919	283,654
算定対象審査支払手数料	78,712	81,179	83,404
地域支援事業費	3,590,577	3,691,457	3,794,278
合 計	66,651,582	68,926,747	71,228,138

## 5 介護保険給付費の財源構成

介護保険給付費は、50%を公費、50%を保険料で負担します。第8期計画期間（令和3(2021)～5(2023)年度）においては、第1号被保険者（65歳以上の人）に介護保険給付費の23%を保険料として負担していただきます。

図表 介護保険給付費の財源構成



## 6 第1号被保険者の保険料

## (1) 保険料の収納状況

令和元年度の収納率については、平成30年度に比べ、現年度分が99.33%と0.12ポイント上昇、滞納繰越分が29.57%と3.27ポイント上昇、全体では98.00%と0.33ポイント上昇しました。

図表 介護保険料収納状況

			平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
現年度分	特別徴収*1	調定額	12,235,476,954円	12,053,002,678円
		収納額	12,235,476,954円	12,053,002,678円
		収納率	100.00%	100.00%
	普通徴収*2	調定額	1,121,487,306円	1,117,370,442円
		収納額	1,015,411,231円	1,028,715,766円
		収納率	90.54%	92.07%
	合 計	調定額	13,356,964,260円	13,170,373,120円
		収納額	13,250,888,185円	13,081,718,444円
		収納率	99.21%	99.33%
滞納繰越分	調定額	287,959,348円	256,242,129円	
	収納額	75,737,501円	75,772,258円	
	収納率	26.30%	29.57%	
合 計	調定額	13,644,923,608円	13,426,615,249円	
	収納額	13,326,625,686円	13,157,490,702円	
	収納率	97.67%	98.00%	

※収納額は還付未済額を含まない

\*1 特別徴収:受給年金額が年額18万円以上の人で、受給年金から天引きする納め方

\*2 普通徴収:無年金者や受給年金額が年額18万円未満の人などで、岡山市へ個別に納付する納め方

## (2) 保険料基準月額の算定

第1号被保険者の介護保険料は、各保険者（市町村）が、計画の策定を通じて、3年ごとに算定・見直しを行います。

介護保険料の基準月額、保険料として収納する額（標準給付費と地域支援事業費の23%）に収納率を見込み、所得段階別の保険料負担割合を反映した被保険者見込み数で除して年額を算定し、その金額を12で除して月額に換算した額となります。

第8期計画期間中の基準月額については、高齢者数の増加に伴うサービス利用者数の増加などの上昇要因もありますが、介護予防・状態改善の取組や、介護給付適正化をさらに推進した上で、岡山市の介護給付費準備基金等を充当することにより上昇幅を抑制し、6,6407,050円程度と見込みにします。

なお、令和7（2025）年度における介護保険料基準月額は、高齢者人口及び要介護（要支援）認定者の将来推計を踏まえ、第8期における給付費算定の利用人数の伸び、サービス利用率、サービス利用回数等が、今後も同様に推移すると想定し、7,7007,800円程度と見込んでいます。

図表 第1号被保険者保険料基準額(月額)算定方法 【(①+②-③-④)÷⑤④÷⑥⑤÷⑦⑥】

①	第1号被保険者が負担すべき経費(3年間) (標準給付費+地域支援事業費)×23%
②	調整交付金不足額(3年間) (調整交付金相当額(5%)－調整交付金見込額)
③	介護給付費準備基金取崩額
④	保険者機能強化推進交付金等の交付見込額
⑤④	保険料予定収納率
⑥⑤	第1号被保険者数(3年間)
⑦⑥	12か月

### 第8期介護保険料額(基準月額) 6,6407,050円程度(見込み)

※第7期保険料額(基準月額)：6,160円

※令和7年(2025)年介護保険料額(基準月額)：7,7007,800円程度(推計)

図表 介護保険料等の推移・推計

	第7期	第8期		2025年(推計)
	(令和元年10月)	(令和4年10月)	伸び率	(令和7年10月)
総人口	708,481人	707,050人	-0.2%	704,076人
第1号被保険者	184,486人	188,443人	2.1%	190,949人
65～74歳	89,635人	86,244人	-3.9%	77,088人
75歳以上	94,851人	102,199人	7.2%	113,861人
要介護認定者	39,666人	42,407人	6.5%	45,204人
主な介護保険給付費(年度)	548.0億円	615.0億円	12.2%	664.2億円
居宅介護(介護予防)	265.2億円	304.9億円	15.0%	323.0億円
地域密着型	140.7億円	160.5億円	14.1%	176.0億円
施設介護	142.1億円	149.6億円	5.3%	165.2億円
介護保険料	6,160円	6,640円	7.8%	7,700円程度

## (3) 第1号被保険者の介護保険料基準月額の推計

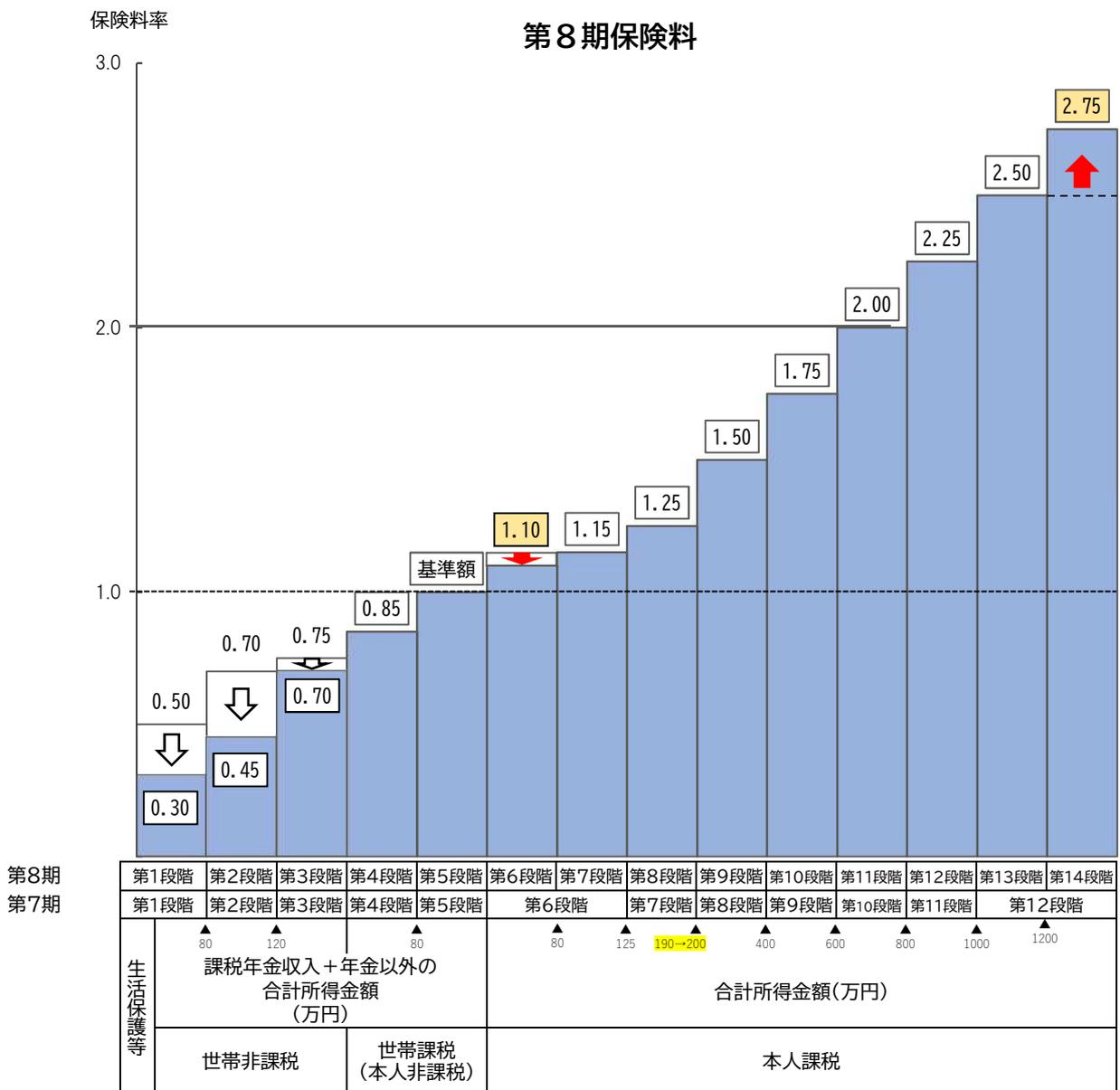
	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	合 計
第1号被保険者数	187,605人	188,443人	189,369人	565,417人
前期高齢者数 (65～74歳)	89,994人	86,244人	82,517人	258,755人
後期 高齢者数	75～84歳	63,274人	66,718人	200,804人
	85歳～	34,337人	35,481人	105,858人
所得段階別加入割合 補正後被保険者数(A)	186,725人	187,753人	188,678人	563,156人
標準給付費見込額 (B)	63,061,005,738円	65,235,288,606円	67,433,860,309円	195,730,154,653円
地域支援事業費見込額 (C)	3,590,577,477円	3,691,457,451円	3,794,277,542円	11,076,312,470円
介護予防・日常生活支援 総合事業費(D)	2,026,597,551円	2,121,853,512円	2,218,459,000円	6,366,910,063円
包括的支援事業 ・任意事業費(E1)	1,259,060,926円	1,264,684,939円	1,270,899,542円	3,794,645,407円
包括的支援事業 (社会保障充実分)(E2)	304,919,000円	304,919,000円	304,919,000円	914,757,000円
第1号被保険者負担分相当額 (F) = (B+C) × 23%	15,329,864,139円	15,853,151,593円	16,382,471,706円	47,565,487,438円
調整交付金相当額 (G) = (B+D) × 5%	3,254,380,164円	3,367,857,106円	3,482,615,965円	10,104,853,236円
調整交付金見込交付割合 (J) = 23% + 5% - (23% × H × I)	5.31%	5.37%	5.29%	
後期高齢者加入割合 補正係数(H)	0.9778	0.974	0.9775	
所得段階別加入割合 補正係数(I)	1.0091	1.0102	1.0102	
調整交付金見込額 (K) ÷ (B+D) × J	3,456,152,000円	3,617,079,000円	3,684,608,000円	10,757,839,000円
準備基金取崩額(L)				1,784,000,000円
財政安定化基金取崩による 交付額(M)				0円
保険者機能強化推進 交付金等 (R)				612,000,000
保険料収納必要額 (N) = F + G - K - L - M - (R)				44,516,501,674円
予定保険料収納率(O)	99.20%			
保険料の基準額				
保険料 (年額) (P) = N ÷ O ÷ A				79,680円
保険料 (月額) (Q) ÷ P ÷ 12				6,640円

## 7 第1号被保険者の保険料

第8期計画期間における保険料は、被保険者の負担能力に応じた段階設定として、第7期の12段階から14段階に段階を増やし、下図のように設定します。

(第7期からの変更点)

- ① 第7期第6段階を80万円で区分し、合計所得金額が80万円未満の所得段階の保険料率を1.15から1.10に引き下げ、保険料負担を軽減します。
- ② 第7期第7段階と第8段階を区分する所得を190万円から200万円に変更します。
- ③ 第7期第12段階を1,200万円で区分し、合計所得金額が1,200万円以上の所得段階の保険料率を2.50から2.75に引き上げ、負担能力に応じた負担割合とします。



※介護保険料の決定に用いる「合計所得金額」は、地方税法上の合計所得金額(収入から必要経費等を控除した額で、医療費控除、扶養控除等の所得控除前の金額)から、譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた金額

※消費税を財源とする別枠の公費投入により、第1段階は0.5から0.3に、第2段階は0.7から0.45に、第3段階は0.75から0.7に、それぞれ保険料率を引き下げます。

図表 介護保険料段階区分(令和3(2021)～5(2023)年度)

所得段階	対 象 者	保険料率	保険料月額
第1段階	生活保護の受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 中国残留邦人支援給付受給者 世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額+年金以外の合計所得金額が80万円以下	基準額 ×0.3	1,992円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額+年金以外の合計所得金額が80万円を超え120万円以下	基準額 ×0.45	2,988円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額+年金以外の合計所得金額が120万円を超える	基準額 ×0.7	4,648円
第4段階	本人が市民税非課税で世帯に課税者がいる人で、本人の課税年金収入額+年金以外の合計所得金額が80万円以下	基準額 ×0.85	5,644円
第5段階	本人が市民税非課税で世帯に課税者がいる人で、本人の課税年金収入額+年金以外の合計所得金額が80万円を超える	基準額	6,640円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が80万円未満	基準額 ×1.1	7,304円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が80万円以上125万円未満	基準額 ×1.15	7,636円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満	基準額 ×1.25	8,300円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上400万円未満	基準額 ×1.5	9,960円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額 ×1.75	11,620円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満	基準額 ×2.0	13,280円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	基準額 ×2.25	14,940円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満	基準額 ×2.5	16,600円
第14段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,200万円以上	基準額 ×2.75	18,260円

※介護保険料の決定に用いる「合計所得金額」は、地方税法上の合計所得金額（収入から必要経費等を控除した額で、医療費控除、扶養控除等の所得控除前の金額）から、譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた金額



# 資料編

# 1 岡山市基本政策等に関する審議会設置条例

平成23年市条例第7号

岡山市総合政策審議会条例(平成12年市条例第5号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 本市の基本的な政策等の企画立案に当たり、必要な調査審議を行わせるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市基本政策審議会(以下「基本政策審議会」という。)及び分野別の政策審議会(以下「特定政策審議会」という。)を設置する。

(所掌事務等)

第2条 基本政策審議会は、次に掲げる事務を所掌する。ただし、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除く。

(1) 総合計画及び複数の特定政策審議会の分野に係る主要な行政計画に関すること。

(2) 複数の特定政策審議会の分野に係る主要な政策課題に関すること。

2 特定政策審議会の名称及び所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。ただし、所掌する事務については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除く。

名称	所掌事務
岡山市総務・市民政策審議会	総務、財政、行財政改革、市民生活及び文化分野に係る主要な行政計画及び政策課題に関すること。
岡山市保健福祉政策審議会	保健、医療及び福祉分野に係る主要な行政計画及び政策課題に関すること。
岡山市環境政策審議会	環境分野に係る主要な行政計画及び政策課題に関すること。
岡山市経済政策審議会	経済及び産業分野に係る主要な行政計画及び政策課題に関すること。
岡山市都市・消防政策審議会	都市整備、交通、消防及び防災分野に係る主要な行政計画及び政策課題に関すること。

(組織)

第3条 基本政策審議会及び特定政策審議会(以下「審議会」という。)は、それぞれ委員10人以内で組織する。ただし、市長は、必要があると認めるときは、委員を5人以内で増員することができる。

(委員)

第4条 委員は、学識経験者、市民その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日以後、最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成24年11月14日までとする。

## 2 保健福祉政策審議会委員名簿

氏名	所属等	役職	備考
植野 真寿美	公益社団法人岡山県看護協会	専務理事	
奥田 隆之	岡山弁護士会	弁護士	R2.11.15就任
齋藤 信也	岡山大学大学院保健学研究科	教授	
竹内 基雄	岡山市民生委員児童委員協議会	常任理事	
塚本 千秋	岡山大学大学院社会文化科学研究科	教授	R2.11.15退任
辻 正子	岡山市愛育委員協議会	会長	
筒井 恵子	岡山県老人福祉施設協議会	副会長	
堀部 徹	一般社団法人岡山県介護支援専門員協会	会長	
三浦 寛人	一般社団法人岡山市医師会	会長	
村下 志保子	社会福祉法人旭川荘	理事	
山上 晃稔	社会福祉法人岡山市社会福祉協議会	常務理事	

### 3 保健福祉政策審議会審議経過

開催回	開催日	審議事項
第1回	令和2年8月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○岡山市第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について</li> <li>○介護保険事業計画に係る基本指針について</li> <li>○岡山市の現状</li> <li>○高齢者実態把握調査から見える課題</li> <li>○高齢者実態把握調査結果</li> <li>○主な取組の成果と課題、8期計画の方向性</li> <li>○関係者ヒアリングについて</li> <li>○8期計画の主要論点</li> </ul>
第2回	令和2年10月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画骨子案</li> <li>○計画策定スケジュール（案）</li> </ul>
第3回	令和2年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画素案</li> <li>○計画策定スケジュール（案）</li> </ul>
第4回	令和3年2月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画案</li> <li>○パブリックコメント実施概要</li> </ul>

## 4 介護保険事業の対象外サービスに係る事業

図表 老人福祉法第 20 条の 8 第 5 項に係る老人福祉事業の量

		第 7 期計画（実績値）			第 8 期計画（計画値）		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 見込み (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
養護老人ホーム	箇所数	5	5	5	5	5	5
	定員数	310	310	310	310	310	310
軽費 老人ホーム	ケアハウス	箇所数	21	21	21	21	21
		定員数	874	874	874	874	874
	B 型	箇所数	1	1	1	1	1
		定員数	50	50	50	50	50
老人福祉センター	箇所数	3	3	3	3	3	
在宅介護支援センター	箇所数	22	21	21	21	21	21

## 5 地域密着型サービス利用者数の推移・推計

図表 地域密着型サービス利用者数等の推移(1 か月あたり)

単位:人/月

区分	第7期計画（実績値）			第8期計画（計画値）		
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	199	196	210	233	273	313
夜間対応型訪問介護	7	6	2	0	0	0
地域密着型通所介護	2,325	2,354	2,352	2,372	2,445	2,545
認知症対応型通所介護	184	210	228	221	235	249
小規模多機能型居宅介護	1,358	1,403	1,456	1,492	1,526	1,560
認知症対応型共同生活介護	1,633	1,664	1,680	1,695	1,727	1,760
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	835	878	897	923	952	981
看護小規模多機能型居宅介護	48	55	58	81	105	129

出典: H30, R1 は各月平均値、R2 は 10 月利用分までの実績に基づく推計値(予防給付含む)

※ただし、日常生活圏域別地域密着型サービス利用者については、第 7 期計画期間中の提供実績からの見込としています。

図表 日常生活圏域別地域密着型サービス利用者数の推計

日常生活圏域		利用者（人/月）					
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護			夜間対応型訪問介護		
		R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
1	岡山中央	14	16	19	0	0	0
2	岡輝	5	5	6	0	0	0
3	桑田	21	27	28	0	0	0
4	岡北	14	16	19	0	0	0
5	石井	5	5	6	0	0	0
6	御南	6	7	8	0	0	0
7	吉備	11	13	15	0	0	0
8	京山	6	7	8	0	0	0
9	中山	6	7	8	0	0	0
10	香和	2	3	3	0	0	0
11	高松	6	7	8	0	0	0
12	足守	20	23	26	0	0	0
13	御津	1	1	2	0	0	0
14	建部	0	0	0	0	0	0
15	東山	11	13	15	0	0	0
16	操山	20	23	25	0	0	0
17	高島	5	5	6	0	0	0
18	操南	13	15	17	0	0	0
19	富山	10	12	14	0	0	0
20	竜操	7	8	9	0	0	0
21	旭東	8	9	11	0	0	0
22	上南	1	1	2	0	0	0
23	西大寺	6	7	8	0	0	0
24	山南	1	1	2	0	0	0
25	上道	1	1	2	0	0	0
26	瀬戸	2	3	3	0	0	0
27	福田	2	3	3	0	0	0
28	妹尾	0	0	0	0	0	0
29	興除	2	3	3	0	0	0
30	藤田	2	3	3	0	0	0
31	灘崎	11	13	15	0	0	0
32	福浜	5	5	6	0	0	0
33	芳泉	6	7	8	0	0	0
34	福南	0	0	0	0	0	0
35	芳田	3	4	5	0	0	0
36	光南台	0	0	0	0	0	0
合計		233	273	313	0	0	0

日常生活圏域		地域密着型通所介護					
		R3 (2021)		R4 (2022)		R5 (2023)	
		利用回数 (回/月)	利用者 (人/月)	利用回数 (回/月)	利用者 (人/月)	利用回数 (回/月)	利用者 (人/月)
1	岡山中央	1,085	98	1,145	101	1,218	105
2	岡輝	1,241	113	1,311	115	1,394	120
3	桑田	1,500	136	1,583	138	1,682	144
4	岡北	984	89	1,039	91	1,105	95
5	石井	928	83	980	86	1,043	90
6	御南	682	61	720	63	766	66
7	吉備	1,309	119	1,381	121	1,470	125
8	京山	850	76	897	79	955	82
9	中山	872	78	921	81	980	84
10	香和	548	49	579	51	615	53
11	高松	928	83	980	86	1,043	90
12	足守	56	5	59	5	63	5
13	御津	805	72	850	75	904	78
14	建部	559	50	590	52	628	54
15	東山	615	55	649	57	691	59
16	操山	995	90	1,051	92	1,118	96
17	高島	850	76	897	79	955	82
18	操南	682	61	720	63	766	66
19	富山	615	55	649	57	691	59
20	竜操	1,219	110	1,287	113	1,369	118
21	旭東	962	87	1,015	89	1,080	93
22	上南	302	27	319	28	339	29
23	西大寺	1,063	96	1,122	99	1,193	103
24	山南	403	36	425	37	452	39
25	上道	391	35	413	36	440	38
26	瀬戸	101	9	106	9	113	10
27	福田	313	28	331	29	352	30
28	妹尾	324	29	342	30	364	31
29	興除	593	53	626	55	666	57
30	藤田	470	42	496	44	528	45
31	灘崎	246	22	260	23	276	24
32	福浜	1,096	99	1,157	102	1,231	106
33	芳泉	1,085	98	1,145	101	1,218	105
34	福南	716	64	756	66	804	69
35	芳田	783	70	827	73	879	76
36	光南台	201	18	213	19	226	19
合計		26,372	2,372	27,841	2,445	29,617	2,545

日常生活圏域		認知症対応型通所介護					
		R3 (2021)		R4 (2022)		R5 (2023)	
		利用回数 (回/月)	利用者 (人/月)	利用回数 (回/月)	利用者 (人/月)	利用回数 (回/月)	利用者 (人/月)
1	岡山中央	48	4	52	4	55	5
2	岡輝	167	15	180	16	192	16
3	桑田	108	9	117	10	124	10
4	岡北	48	4	52	4	55	5
5	石井	24	2	26	2	28	2
6	御南	36	3	39	3	41	3
7	吉備	12	1	13	1	14	1
8	京山	132	11	142	12	151	13
9	中山	36	3	39	3	41	3
10	香和	0	0	0	0	0	0
11	高松	0	0	0	0	0	0
12	足守	0	0	0	0	0	0
13	御津	0	0	0	0	0	0
14	建部	0	0	0	0	0	0
15	東山	156	14	168	14	179	15
16	操山	72	6	78	7	82	7
17	高島	167	15	181	16	192	16
18	操南	156	14	168	14	179	15
19	富山	120	10	130	11	137	12
20	竜操	120	10	130	11	137	12
21	旭東	215	20	232	21	247	22
22	上南	12	1	13	1	14	1
23	西大寺	24	2	26	2	28	2
24	山南	0	0	0	0	0	0
25	上道	12	1	13	1	14	1
26	瀬戸	0	0	0	0	0	0
27	福田	48	4	52	4	55	5
28	妹尾	60	5	65	5	69	6
29	興除	36	3	39	3	41	3
30	藤田	156	13	168	14	179	15
31	灘崎	72	6	78	7	82	7
32	福浜	96	8	104	9	110	9
33	芳泉	167	15	181	16	192	16
34	福南	132	11	142	12	151	13
35	芳田	72	6	78	7	82	7
36	光南台	60	5	65	5	69	6
合計		2,564	221	2,771	235	2,940	249

※予防給付を含む。

日常生活圏域		利用者（人/月）					
		小規模多機能型居宅介護			認知症対応型共同生活介護		
		R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
1	岡山中央	23	24	24	50	50	51
2	岡輝	37	38	39	54	55	56
3	桑田	62	63	64	67	69	71
4	岡北	58	59	61	65	67	69
5	石井	85	89	90	42	43	44
6	御南	33	33	34	24	24	25
7	吉備	84	88	89	66	67	69
8	京山	48	49	50	61	62	63
9	中山	71	74	75	57	58	59
10	香和	34	34	35	41	42	43
11	高松	48	49	50	51	52	53
12	足守	33	33	34	51	52	53
13	御津	35	36	36	27	27	28
14	建部	29	30	30	36	37	38
15	東山	23	24	24	51	52	53
16	操山	26	26	27	56	57	58
17	高島	44	45	46	45	46	47
18	操南	64	65	67	53	54	55
19	富山	24	25	26	47	48	49
20	竜操	71	72	74	71	73	74
21	旭東	20	20	21	71	73	74
22	上南	26	26	27	19	19	19
23	西大寺	34	34	35	55	56	57
24	山南	27	27	28	24	24	25
25	上道	33	33	34	54	55	56
26	瀬戸	38	39	40	60	61	62
27	福田	21	21	22	20	20	20
28	妹尾	30	31	32	31	32	32
29	興除	37	38	39	35	36	36
30	藤田	42	43	44	34	35	35
31	灘崎	33	33	34	59	60	61
32	福浜	45	46	47	49	49	50
33	芳泉	62	63	64	53	54	55
34	福南	53	55	56	57	58	59
35	芳田	31	32	33	34	35	35
36	光南台	28	29	29	25	25	26
合計		1,492	1,526	1,560	1,695	1,727	1,760

※予防給付を含む。

日常生活圏域		利用者（人/月）					
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			看護小規模多機能型居宅介護		
		R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
1	岡山中央	13	13	13	0	0	0
2	岡輝	12	12	12	11	13	17
3	桑田	31	31	32	3	4	4
4	岡北	37	38	39	0	0	0
5	石井	27	28	29	1	2	2
6	御南	25	26	27	1	2	2
7	吉備	35	36	37	20	24	29
8	京山	24	25	26	1	2	2
9	中山	32	33	34	1	2	2
10	香和	22	23	23	0	0	0
11	高松	25	26	27	1	2	2
12	足守	25	26	27	1	2	2
13	御津	31	31	32	0	0	0
14	建部	23	24	25	0	0	0
15	東山	33	34	35	0	0	0
16	操山	44	46	48	0	0	0
17	高島	25	26	27	0	0	0
18	操南	43	46	47	1	2	2
19	富山	25	26	27	0	0	0
20	竜操	46	48	51	0	0	0
21	旭東	21	22	22	0	0	0
22	上南	19	20	20	0	0	0
23	西大寺	31	31	32	0	0	0
24	山南	12	12	12	0	0	0
25	上道	7	8	8	0	0	0
26	瀬戸	3	3	3	0	0	0
27	福田	14	14	15	0	0	0
28	妹尾	18	18	19	0	0	0
29	興除	21	22	22	1	2	2
30	藤田	21	22	22	0	0	0
31	灘崎	20	21	21	0	0	0
32	福浜	36	37	38	25	31	38
33	芳泉	40	41	43	13	15	19
34	福南	34	35	36	1	2	2
35	芳田	31	31	32	0	0	0
36	光南台	17	17	18	0	0	0
合計		923	952	981	81	105	125

---

岡山市  
第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
(地域包括ケア計画)  
令和3年●月

発行 岡山市  
編集 岡山市保健福祉局  
住所 〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号  
TEL 086-803-1000 (代表)

---